

おお い

# 大飯地域の緊急時対応 (全体版)

平成29年10月25日  
内閣府政策統括官(原子力防災担当)  
福井エリア地域原子力防災協議会

## 目次

1. はじめに	P.2
2. <sup>おお い</sup> 大飯地域の概要	P.3
3. 緊急事態における対応体制	P.8
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P.22
5. PAZ内の全面緊急事態における対応	P.40
6. UPZ内における対応	P.51
7. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.101
8. 緊急時E-リンクの実施体制	P.120
9. 原子力災害時の医療の実施体制	P.131
10. 国の実動組織の支援体制	P.145

# 1. はじめに

・この「<sup>おお</sup>い地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した福井エリア地域原子力防災協議会において、関西電力(株)大飯発電所に起因する原子力災害に関し、地方自治体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

2

# 2. <sup>おお</sup>い地域の概要

3

- 大飯発電所は、関西電力が福井県大飯郡おおい町に設置している原子力発電所である。
- 大飯発電所は、昭和54年3月から1号機による営業運転を開始。同年12月に2号機、平成3年12月に3号機、平成5年2月に4号機の運転を開始している。

## 関西電力大飯発電所について

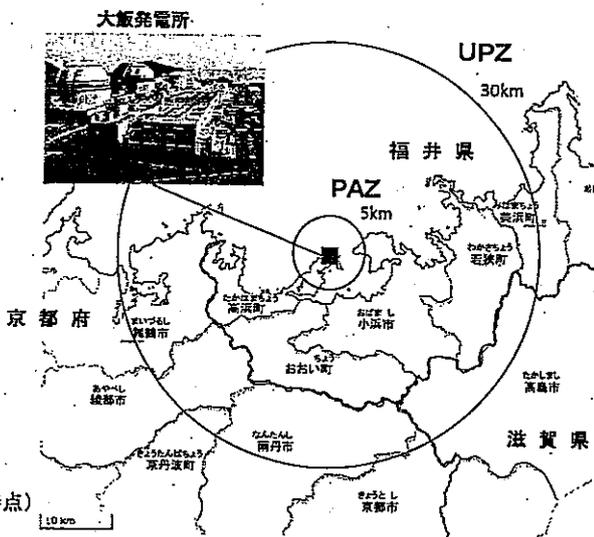
(1) 所在地 福井県大飯郡おおい町

(2) 概要

- 1号機：117.5万kW・PWR
- 2号機：117.5万kW・PWR
- 3号機：118.0万kW・PWR
- 4号機：118.0万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数（平成29年9月時点）

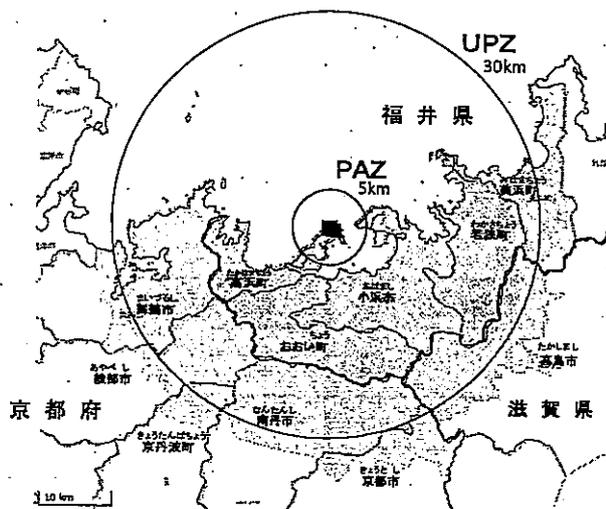
- 1号機：昭和47年10月／昭和54年 3月／38年
- 2号機：昭和47年11月／昭和54年12月／37年
- 3号機：昭和62年 3月／平成 3年12月／25年
- 4号機：昭和62年 3月／平成 5年 2月／24年



出典：国土院ホームページ（<http://maps.gsi.go.jp/95/75/795334/136.05194/>）  
「白地図」国土地理院（<http://maps.gsi.go.jp/95/75/795334/136.05194/>）をもとに内閣府（原子力防災）作成

# 原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画等では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 大飯地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県おおい町、小浜市、UPZ内は福井県、京都府、滋賀県の6市5町にまたがる。



出典：国土院ホームページ（<http://maps.gsi.go.jp/95/75/795334/136.05194/>）  
「白地図」国土地理院（<http://maps.gsi.go.jp/95/75/795334/136.05194/>）をもとに内閣府（原子力防災）作成

### <概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域)  
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県おおい町、小浜市)

住民数：1,003人

### <概ね5～30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域)：  
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域

6市5町 (福井県おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町)、

(京都府舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、京都市)

(滋賀県高島市)

住民数：158,286人

人口：平成29年4月1日時点

▶ PAZ内人口は1,003人、UPZ内人口は158,286人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で159,289人。

関係市町名		PAZ (概ね5km圏内)		UPZ (概ね5～30km圏内)		合計	
		人	世帯	人	世帯		
福井県	おおい町	736	275	7,552	2,895	8,288	3,170
	小浜市	267	82	29,655	11,837	29,922	11,919
	高浜町			10,570	4,227	10,570	4,227
	若狭町			15,313	4,984	15,313	4,984
	美浜町			9,774	3,695	9,774	3,695
小計		1,003	357	72,864	27,638	73,867	27,995
京都府	舞鶴市			79,354	37,868	79,354	37,868
	綾部市			1,600	864	1,600	864
	南丹市			3,352	1,504	3,352	1,504
	京丹波町			278	120	278	120
	京都市			301	150	301	150
小計			84,885	40,506	84,885	40,506	
滋賀県	高島市			537	290	537	290
小計			537	290	537	290	
合計		1,003	357	158,286	68,434	159,289	68,791

人口：平成29年4月1日時点

## 昼間流入人口（就労者等）の状況

- ▶ 平成27年国勢調査によれば、おおい町及び小浜市全体での他市町村からの昼間流入人口は、6,326人／日。
- ▶ また、平成26年経済センサス調査データによると、関西電力関連企業を中心に138事業所、1,994人がPAZ内にて就労。
- ▶ 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

### <昼間流入・流出人口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出人口(人)	差引増△減(人)
おおい町	2,387	1,734	653
小浜市	3,939	3,432	507
合計	6,326	5,166	1,160

### <PAZ内の就労者数>

市町名	PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)	
おおい町※1	大島地区	129	1,960	
小浜市※2	内外海地区	堅海区	4	21
		泊区	5	13
	小計	9	34	
合計		138	1,994	

※1 おおい町(大島地区)における129事業所のうち、58事業所(1,430人)が関西電力関連企業

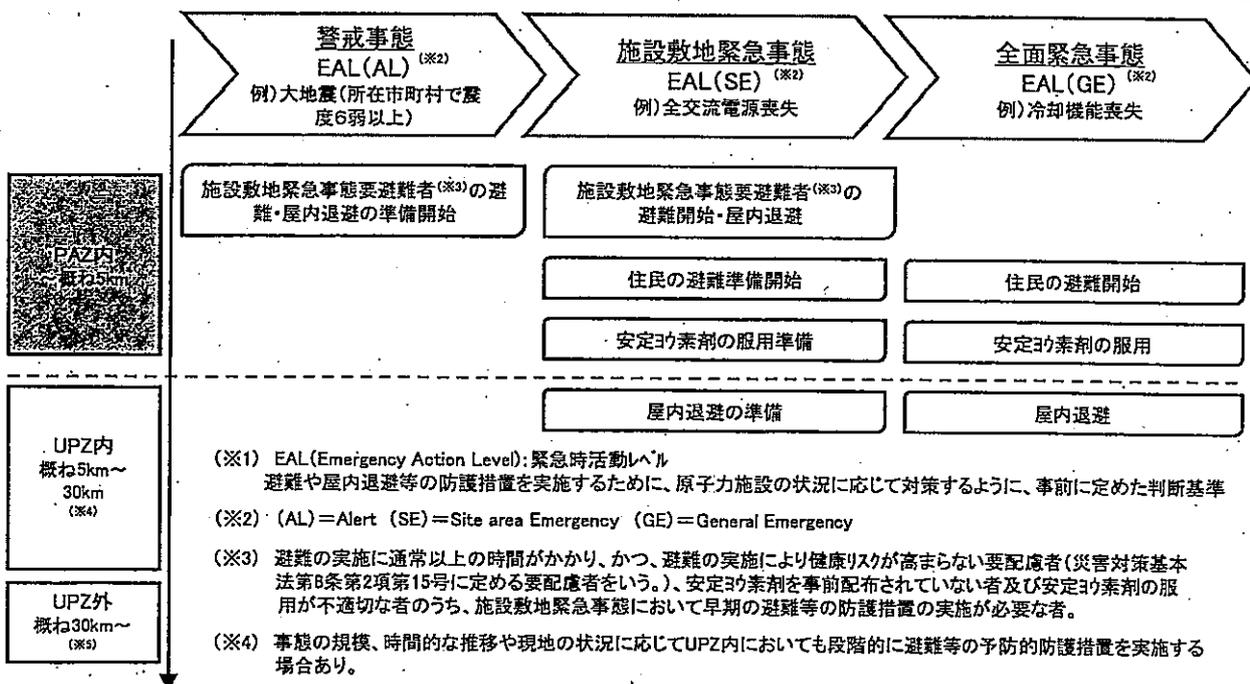
※2 小浜市(堅海区、泊区)における事業所は、民宿や地元の水産会社が大部分のため、従業員はほとんど地元住民

### 3. 緊急事態における対応体制

8

#### 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL (※1))

- ▶ 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- ▶ 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



(※1) EAL(Emergency Action Level):緊急時活動レベル  
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

(※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency

(※3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

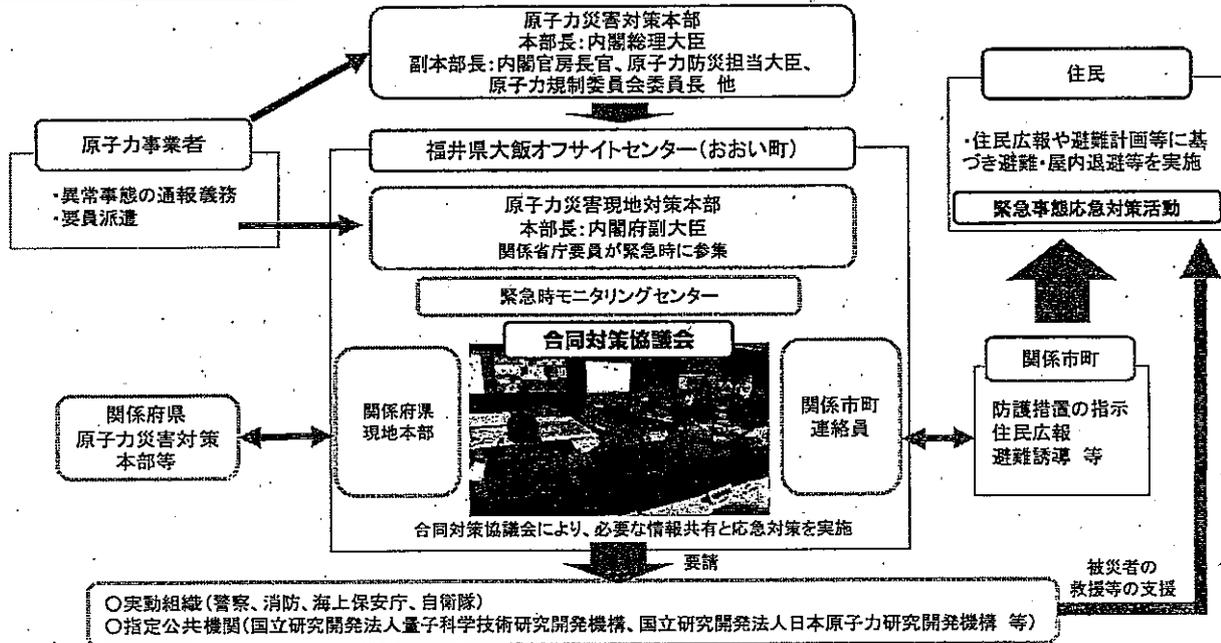
(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

9



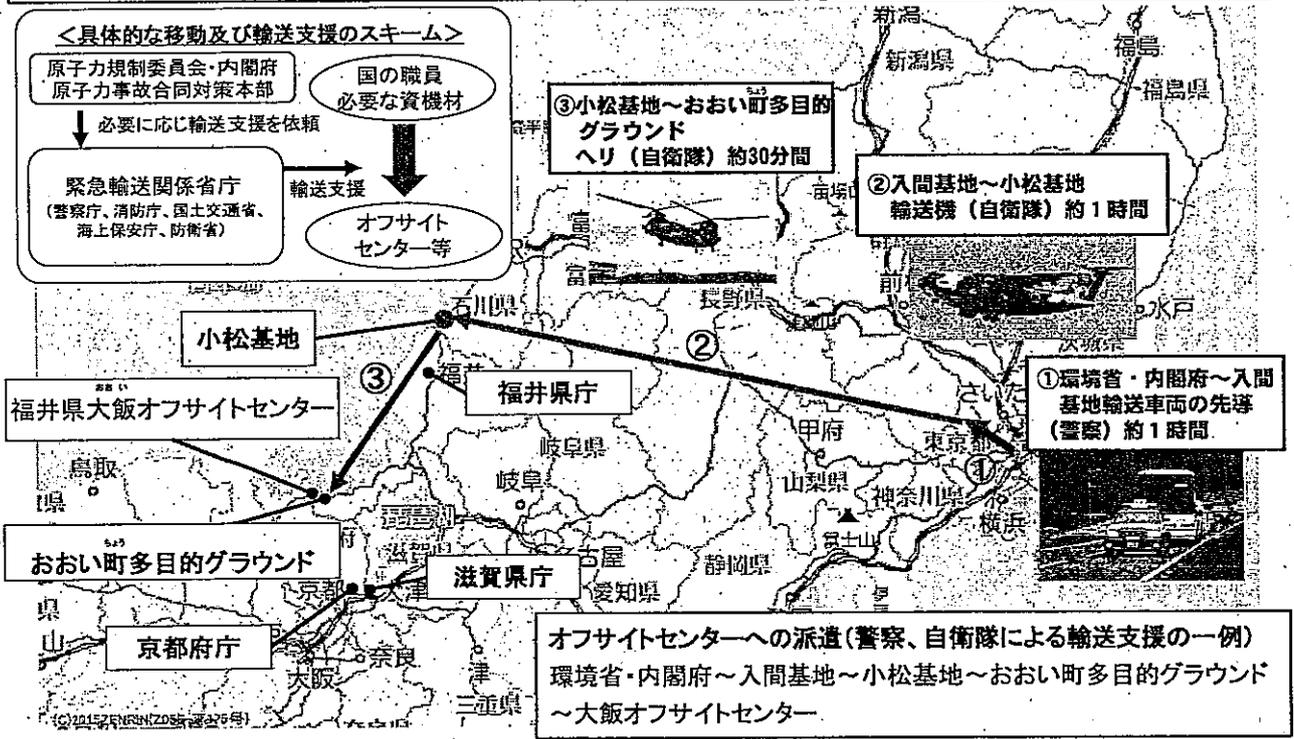


- ▶ おおい町において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、現地オフサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- ▶ 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- ▶ 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- ▶ 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、府県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



# 国の職員・資機材等の緊急搬送

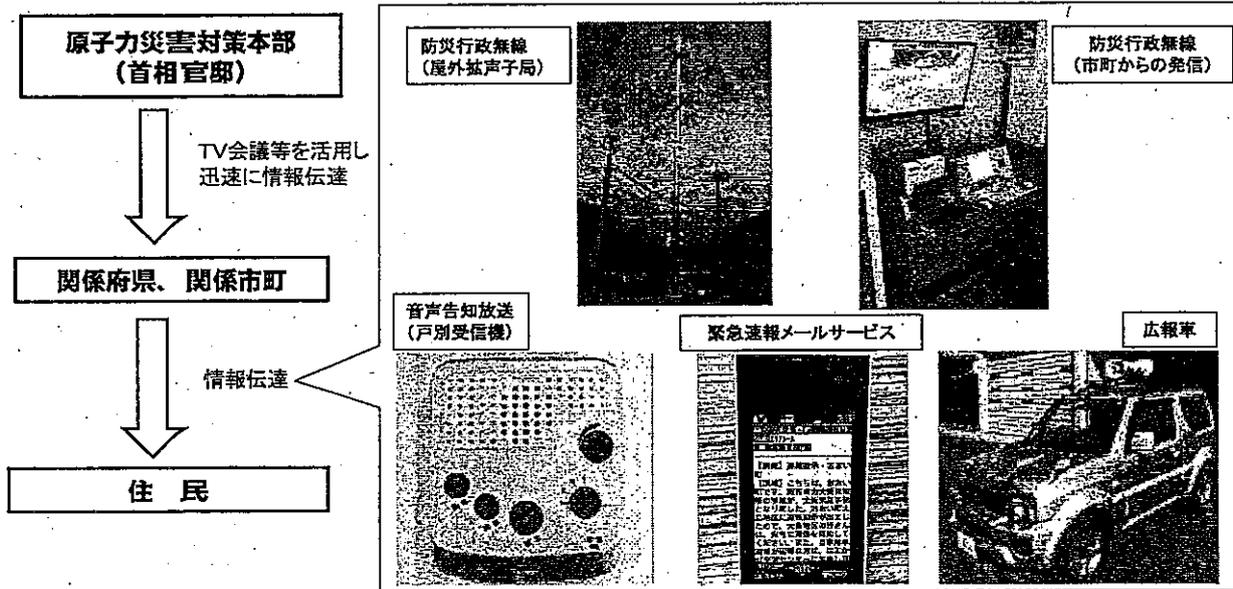
- ▶ 施設敷地緊急事態発生後の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員をオフサイトセンター及び各府県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- ▶ その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。





- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

## ＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞

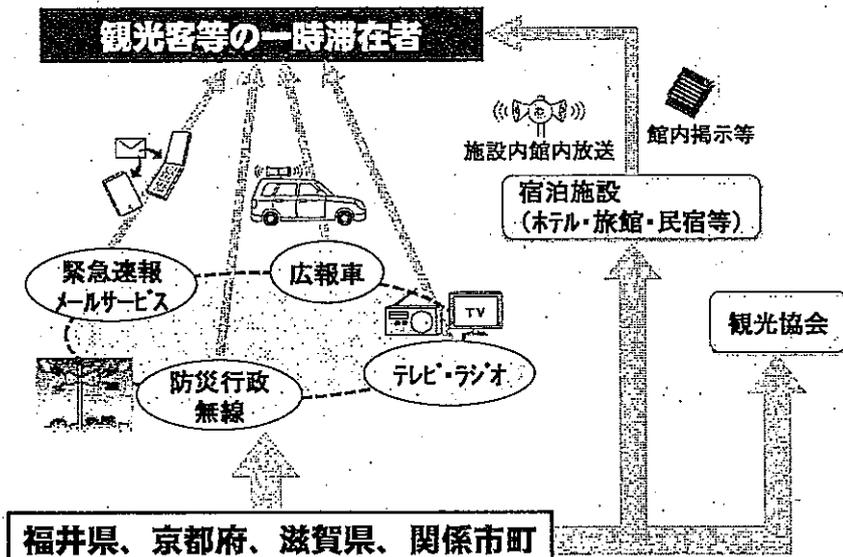


- 関係府県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- なお、帰宅等の呼びかけは、関係府県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に伝達(18頁と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

## 【緊急速報メールサービス(イメージ)】

**受信メール**

2015/10/21 午前9:03  
緊急情報  
(〇〇市・町)からのお知らせです。  
先ほどの地震による影響について、大飯発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、避難等の準備をするため、帰宅や宿泊先に戻るなどしてください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。府県や市町の情報に注意し、落ち着いて行動してください。

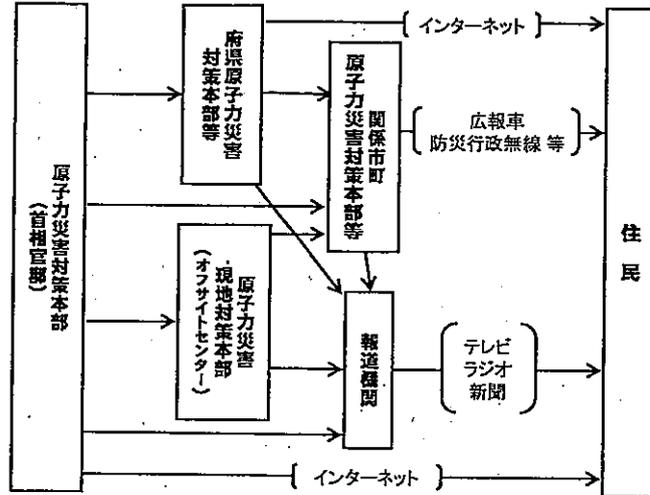


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸※において実施。 ※内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明。
- 現地での記者会見はオフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、関係府県及び関係市町による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、関係府県及び関係市町の問合せ対応を支援。

関係府県及び関係市町における対応

- 関係府県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口(心身の健康相談)等を設置。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ①事故の発生日時及び概要    | ⑤住民等がとるべき行動         |
| ②事故の状況と今後の予測    | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域     |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置     |
| ④行政機関の対応状況      | ⑧被災者からの損害賠償請求(関西電力) |

## 4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

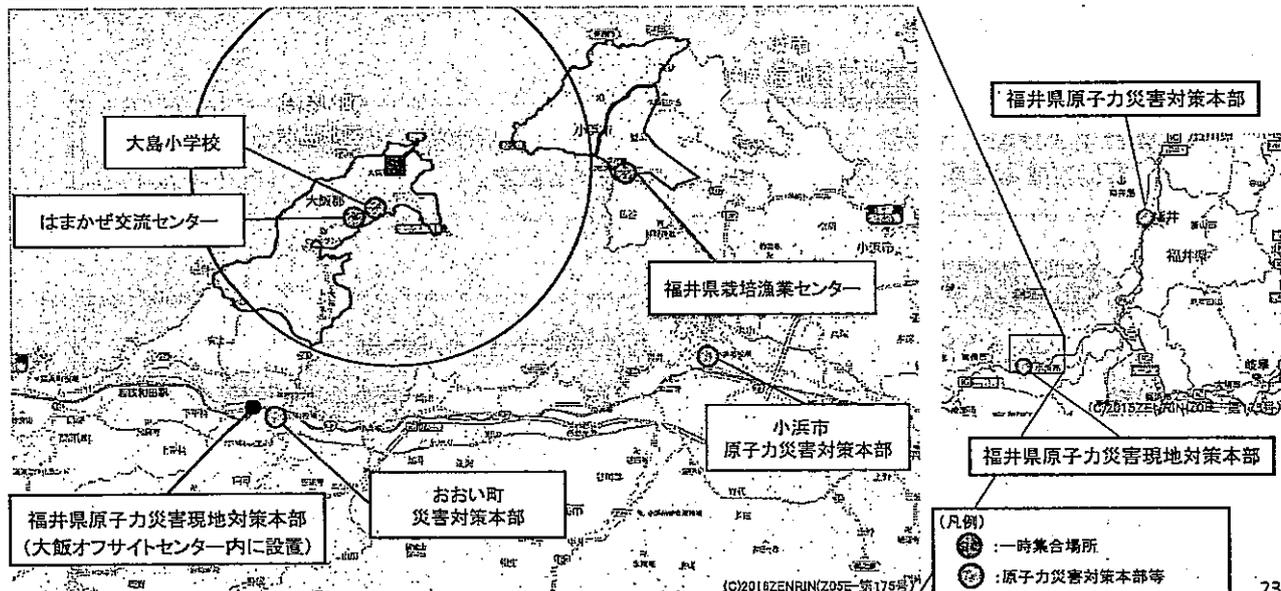
### ＜対応のポイント＞

1. PAZ内の小学校、こども園の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施するが、保護者への引き渡しができなかった児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所及び避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

22

## 福井県、おおい町・小浜市における初動対応

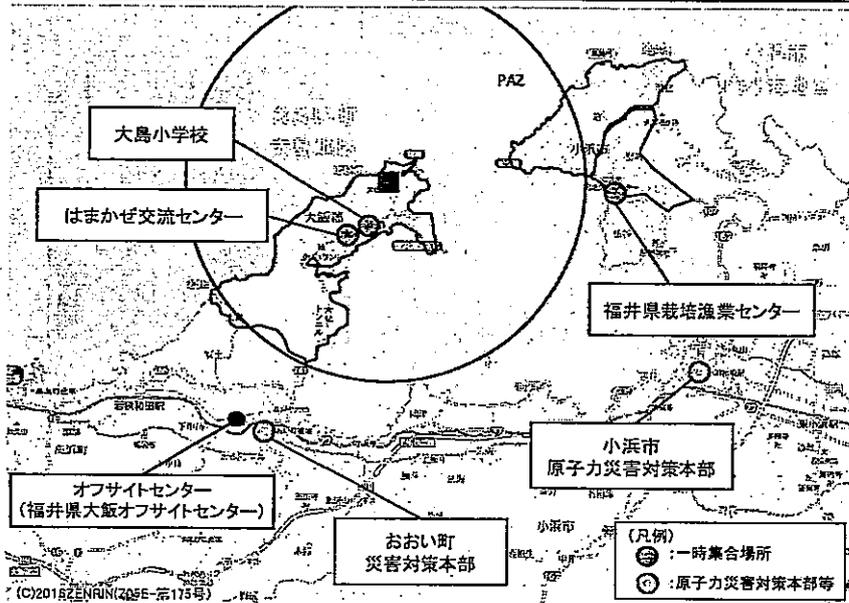
- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に原子力災害警戒本部、大飯オフサイトセンターに原子力災害現地警戒本部を設置。原子力災害警戒本部に67名、原子力災害現地警戒本部に21名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- おおい町及び小浜市は、警戒事態が発生した段階で町役場、市役所に災害警戒本部等を設置し、市町の全職員を参集。また、大飯オフサイトセンターに警戒連絡室を設置。施設敷地緊急事態で町役場、市役所に災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県、おおい町及び小浜市は、避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を3ヶ所（おおい町2ヶ所、小浜市1ヶ所）開設し、おおい町は各施設に職員4名、小浜市は施設に職員2名を派遣。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



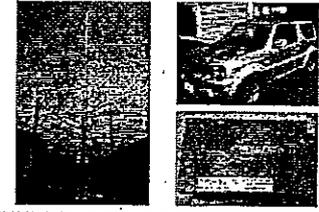
23

# おい町及び小浜市における住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所へ派遣された市町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により、おい町及び小浜市災害対策本部と情報を共有。各市町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線(屋外拡声局・戸別受信機)、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣されたおい町及び小浜市の職員と避難者の状況や避難誘導体制等の情報を共有。
- 小学校、こども園、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町災害対策本部等から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- 防災行政無線やケーブルテレビ放送、緊急速報メールサービス等を活用し住民へ情報を伝達
- 戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を市内全戸に設置
- 小学校・こども園、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各市町原子力災害対策本部が実施



- おい町及び小浜市災害対策本部・一時集合施設(一時集合場所)間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施

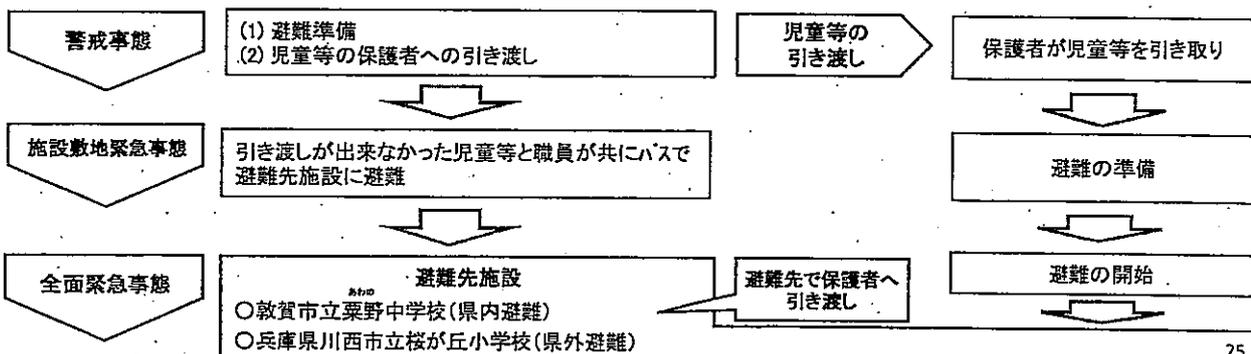


# PAZ内の学校・保育所の児童等の避難

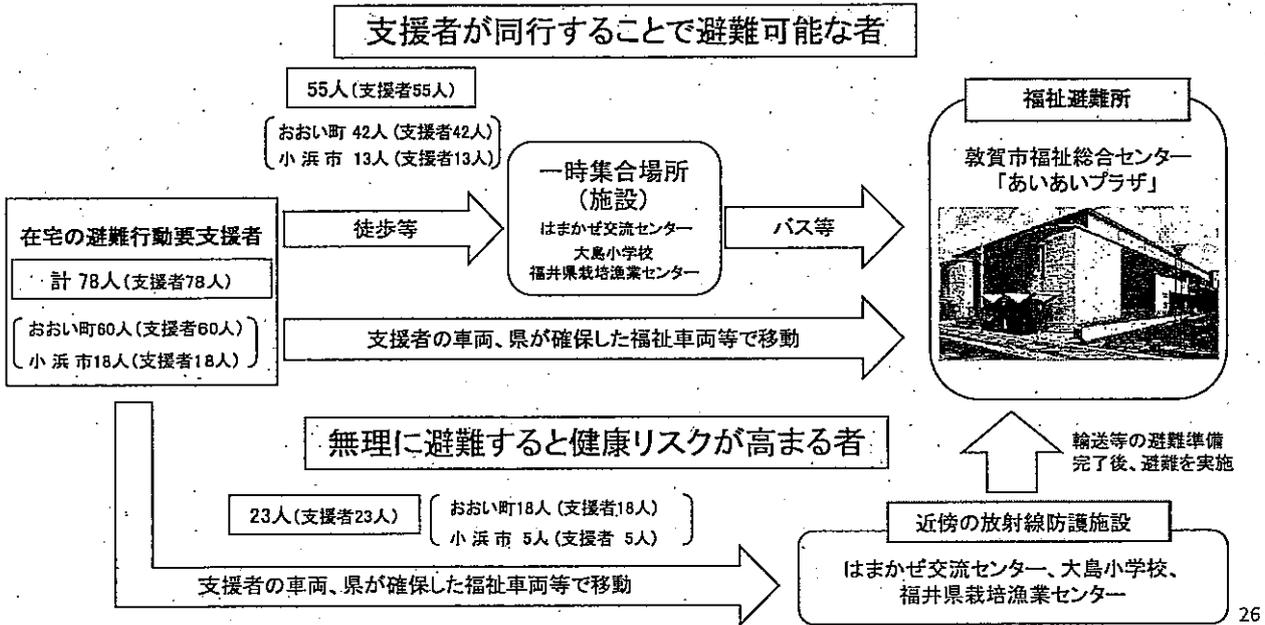
- PAZ内の大島小学校の児童(44人)及び大島認定こども園の幼児(60人)は、警戒事態になった時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県又はおい町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・こども園において個別避難計画を策定済。

学校名	学校・保育所		
	人数(人)		
	児童等	職員	合計
大島小学校	44	14	58
大島認定こども園	60	24	84
合計	104	38	142

※児童等の人数については、平成29年4月1日現在。



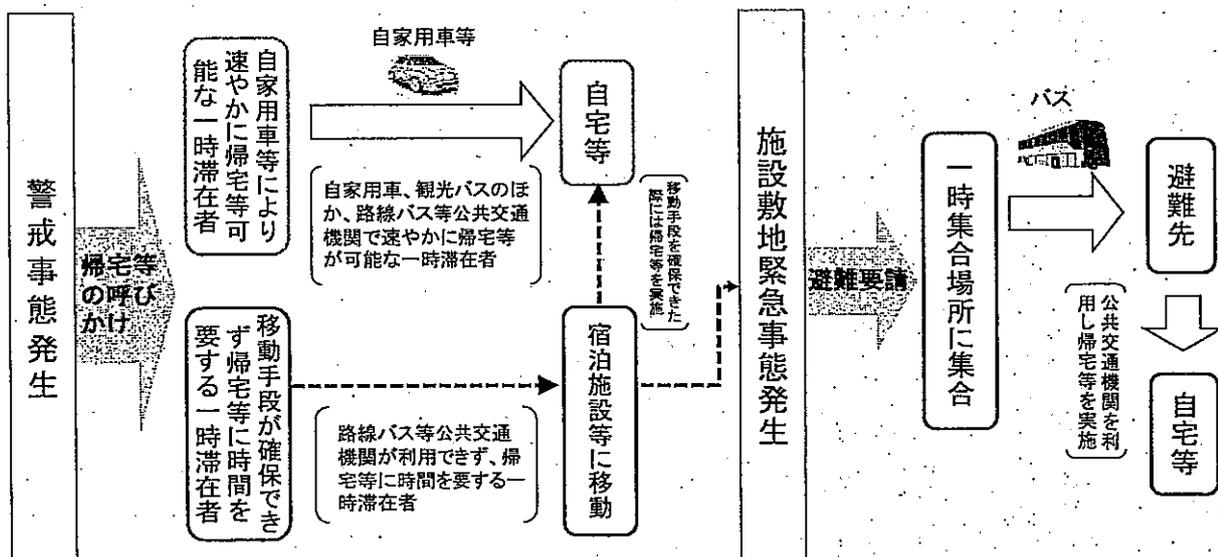
- おい町及び小浜市では、在宅の避難行動要支援者78人全ての者について、あらかじめ避難先を決めてあり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。緊急時に万が一、支援者が対応することができないような場合には、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等を呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、福井県や関係市町が確保した車両により避難を実施。

観光客等一時滞在者の避難の流れ



▶ PAZ内の観光施設における日間入場見込み人数は約1,200人程度、民間企業(従業員30人以上)は存在しない\*。

※大飯発電所関連企業を除く

## <PAZ内の観光施設の状況>

地区名	施設	入場見込人数(人)	※1
おおい町	赤礁崎オートキャンプ場	668	
	あかぐり苑地	315	
	あかぐり海釣り公園	212	※2
		計 1,195人	
小浜市	内外海地区(泊、堅海)	—	※3
			0人

[合計] 約1,200人 ※4

※1 入場ピーク時(8月)の入場者数を基に算定

※2 おおい町商工観光振興課調べ

※3 小浜市商工観光課調べ

※4 入場者の9割以上が自家用車を利用

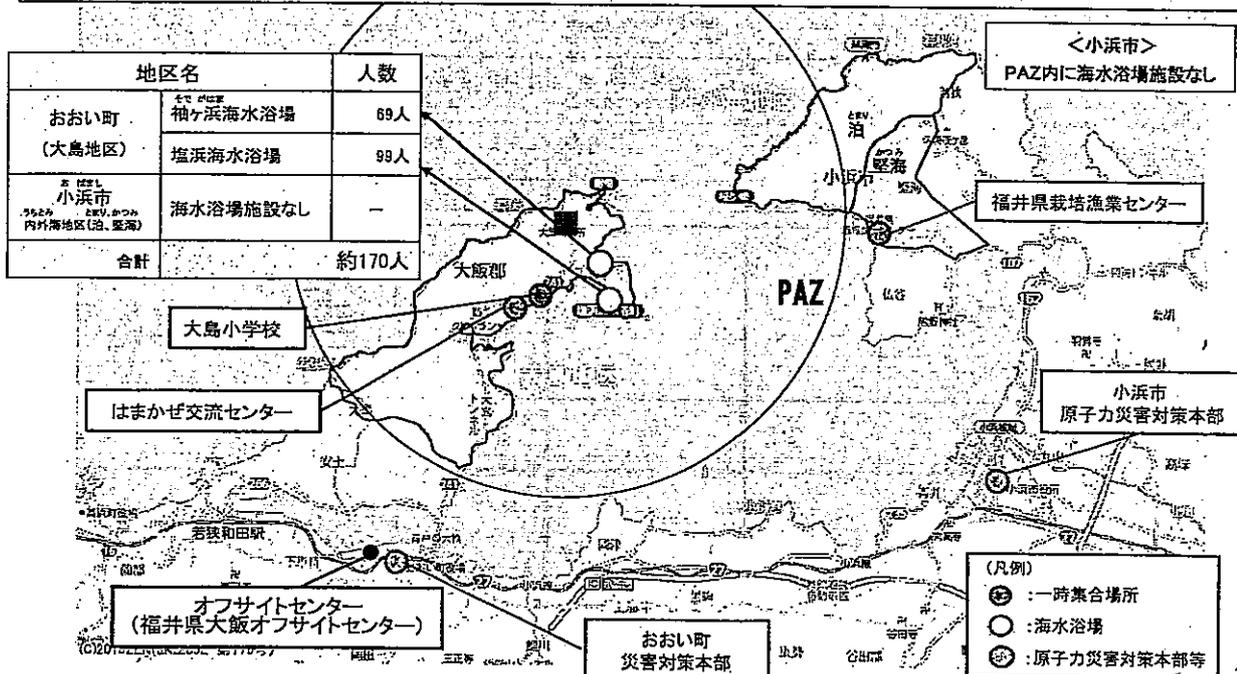
## <PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況>

おおい町大島地区内及び小浜市内外海地区(泊・堅海)に、発電所関連以外で従業員30人以上の規模の事業所なし。

※ 30名未満の民間企業の従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

※ 出典:平成26年経済センサス

- ▶ おおい町ではPAZ内に海水浴場が2ヶ所あり、平成28年度シーズンの1日あたりの最大入込客数は約170人。
- ▶ おおい町の海水浴客の交通手段は、対象となる海水浴場周辺の駐車場利用率によると全体の9割以上が自家用車利用で、貸切バス及び公共交通機関の利用は1割に満たない。(平成28年度観光客入込調査おおい町)



# おい町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

おい町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数399人(うち支援者数60人を含む)について、バス10台、福祉車両12台(ストレッチャー仕様5台、車椅子仕様7台)。

	想定対象人数	必要車両台数 <sup>※1</sup>			備考
		バス <sup>※2</sup>	福祉車両 <sup>※3</sup> (ストレッチャー仕様)	福祉車両 <sup>※3</sup> (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	児童等104人 +職員38人 (=142人)	4台 (児童等104人 +職員38人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P25】
病院・社会福祉施設の入所者の避難	該当施設なし				
在宅の避難行動要支援者の避難	42人 +支援者42人 (=84人)	2台 (要支援者42人 +支援者42人)	0台	0台	・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少【資料P25】
無理に避難すると健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護施設に輸送 <sup>※4</sup>	18人 +支援者18人 (=36人)	0台	5台 (要支援者5人 +支援者5人)	7台 (要支援者13人 +支援者13人)	・放射線防護施設に輸送 ・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少【資料P26】
観光施設から避難する一時滞在者	120人 (1,200人×0.1)	3台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定1日あたりの観光客数約1,200人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成27年度観光客入込調査おい町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P28】
海水浴場から避難する一時滞在者	17人 (170人×0.1)	1台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定1日あたりの海水浴客約170人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成27年度観光客入込調査おい町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P29】
<b>合計</b>	<b>399人</b>	<b>10台</b>	<b>5台</b>	<b>7台</b>	

※1 数字は現段階でおい町が把握している暫定値

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

30

※4 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避(放射線防護施設から避難する場合には、別途車両の確保が必要)

# おい町における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、おい町内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

	確保車両台数			備考	
	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)		
(A) 必要車両台数	10台	5台	7台		
(B) 確保車両台数	計10台	計5台	計7台		
確保先	・おい町 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(おい町)	—	2台	4台	保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー) 5台 福祉車両(車椅子) 17台
	バス会社(福井県嶺南地方)	5台	—	—	保有車両台数 バス 187台
	関西電力	5台	3台	3台	保有車両台数 バス 9台 福祉車両(ストレッチャー・車椅子兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 4台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

# 小浜市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

お、ば、ま、し  
 > 小浜市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数36人(うち支援者数18人を含む)について、バス1台、福祉車両3台(車椅子仕様3台)。

	想定対象人数	必要車両台数 <sup>※1</sup>			備考
		バス <sup>※2</sup>	福祉車両 <sup>※3</sup> (ストレッチャー仕様)	福祉車両 <sup>※3</sup> (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難		該当施設なし			
病院・社会福祉施設の入所者の避難		該当施設なし			
在宅の避難行動要支援者の避難	13人 +支援者13人 (=26人)	1台 (要支援者13人 +支援者13人)	0台	0台	・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少 【資料P26】
無理に避難すると健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護施設に輸送 <sup>※4</sup>	5人 +支援者5人 (=10人)	0台	0台	3台 (要支援者5人 +支援者5人)	・放射線防護施設に輸送 ・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少 【資料P26】
観光施設等から避難する一時滞在者		該当者なし			
<b>合計</b>	<b>36人</b>	<b>1台</b>	<b>0台</b>	<b>3台</b>	

※1 数字は現段階で小浜市が把握している暫定値

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

※4 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

# 小浜市における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

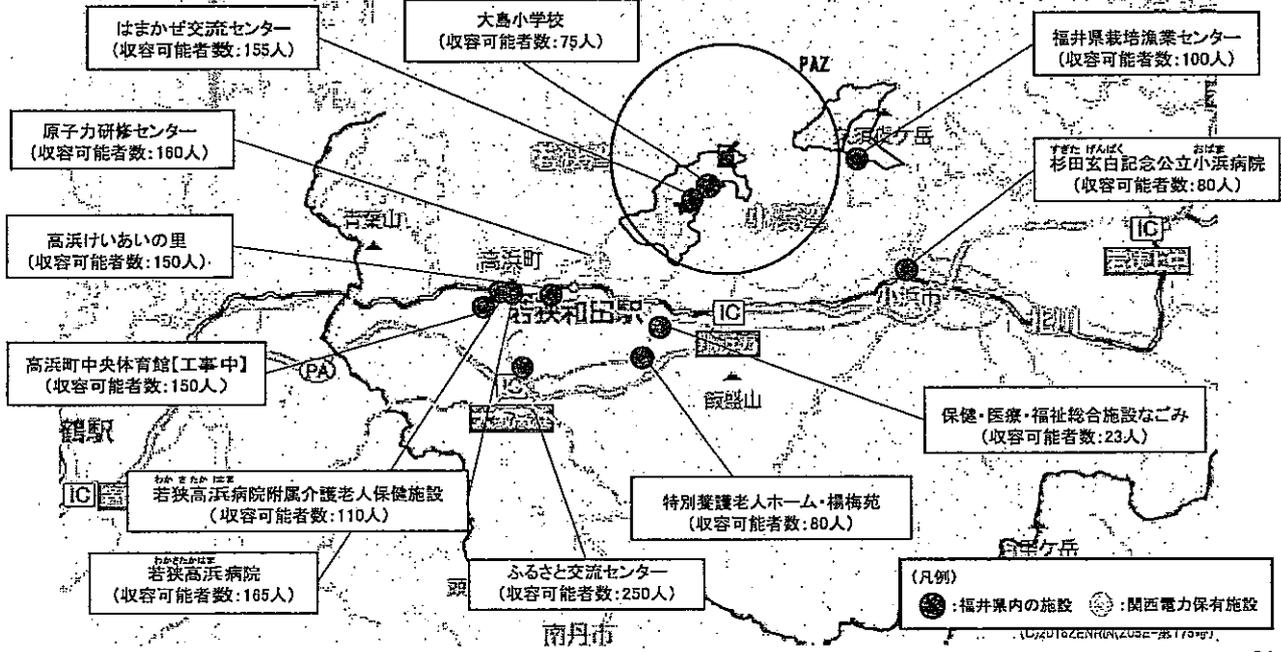
れいじん  
 > 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、小浜市内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

	確保車両台数			備考	
	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)		
(A) 必要車両台数	1台	—	3台		
(B) 確保車両台数	計1台	—	計3台		
確保先	・小浜市 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(小浜市)	—	—	2台	保有車両台数 バス 3台 福祉車両(ストレッチャー) 4台 福祉車両(車椅子) 29台
	バス会社(福井県嶺南地方)	1台	—	—	保有車両台数 バス 187台
	関西電力	—	—	1台	保有車両台数 バス 9台 福祉車両(ストレッチャー、車椅子兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 4台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

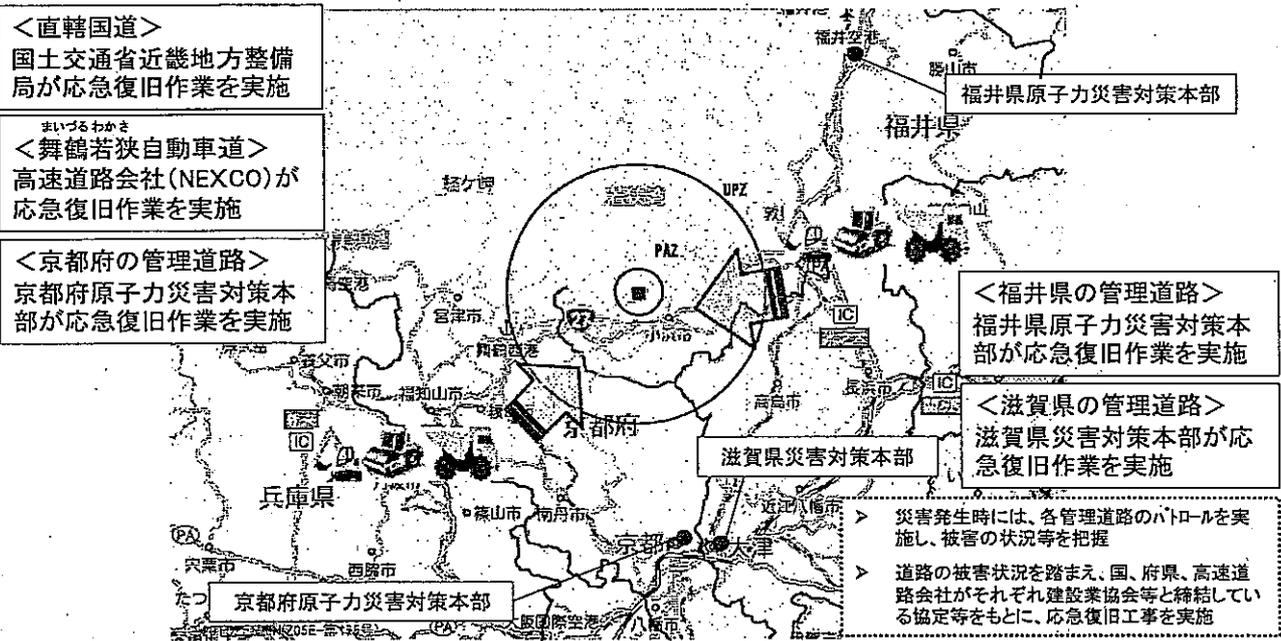
## 避難を行うことにより健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まる者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設(工事中の施設を含め合計12施設)へ収容。
- これらの12施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約1,300人(工事中の施設を除く)を収容可能。
- また、これら12施設では、屋内退避者のための3~7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、関西電力が供給。



## 自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

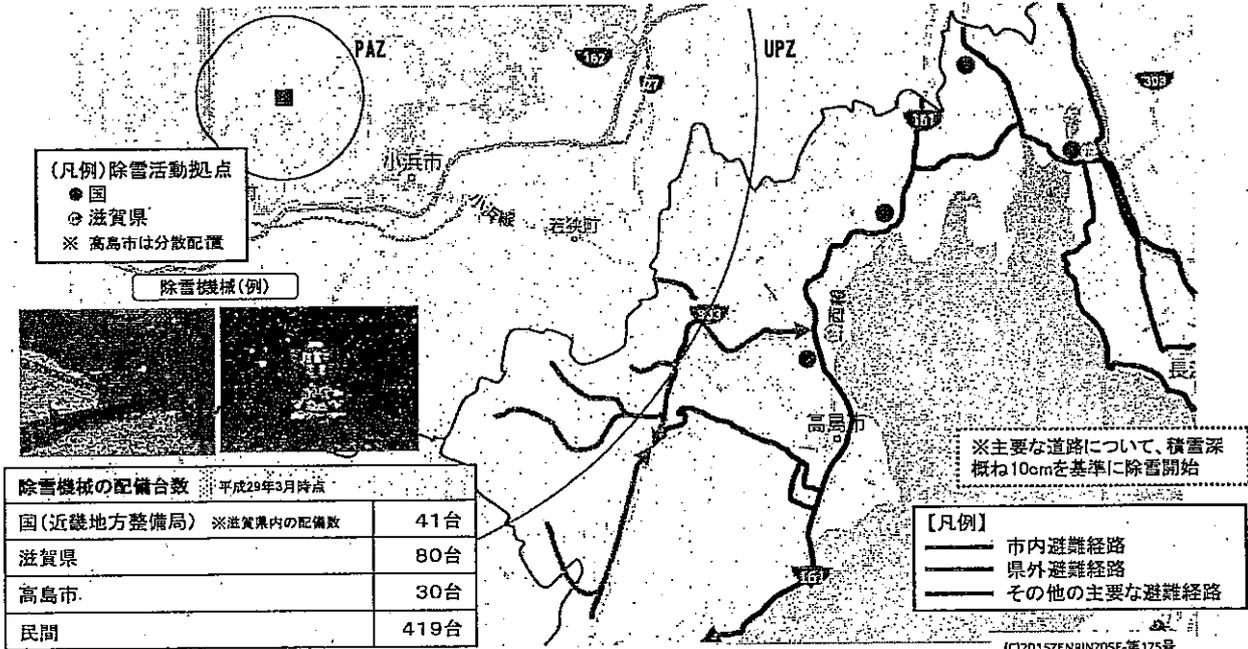
- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、PAZの福井県、おおい町、小浜市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- また、UPZの福井県・京都府・滋賀県及び関係市町においても同様に、避難経路が自然災害等により使用出来ない場合には、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



※ 不測の事態により対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請



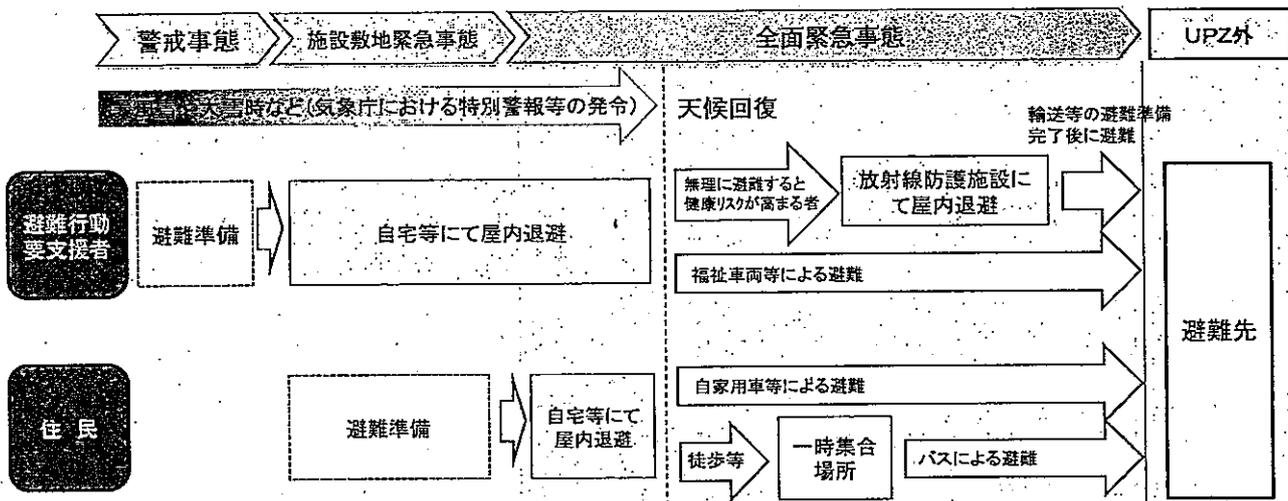
- 滋賀県は、冬季の円滑な道路交通を確保するため、毎年「道路除雪計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。
- 直轄国道161号については、国土交通省近畿地方整備局が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



# 暴風雪や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、PAZ内の避難行動要支援者及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設へ屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係府県等は、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



## 5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

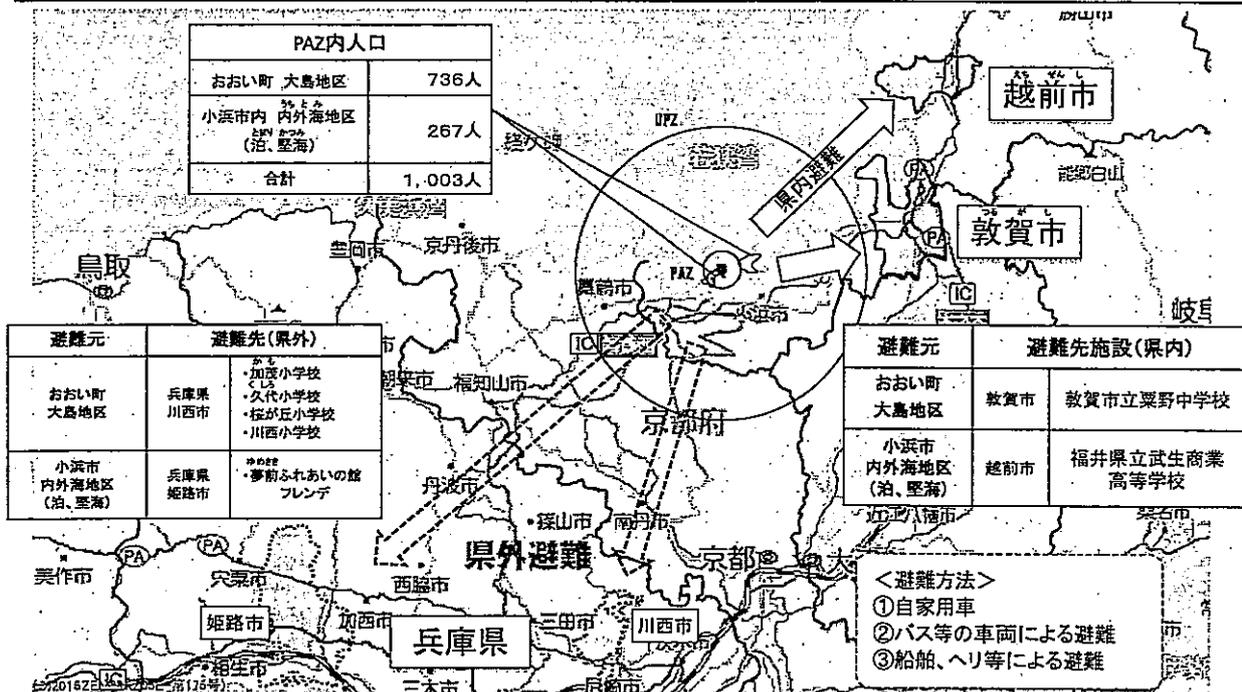
### ＜対応のポイント＞

1. 自家用車による避難ができない住民については、移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

40

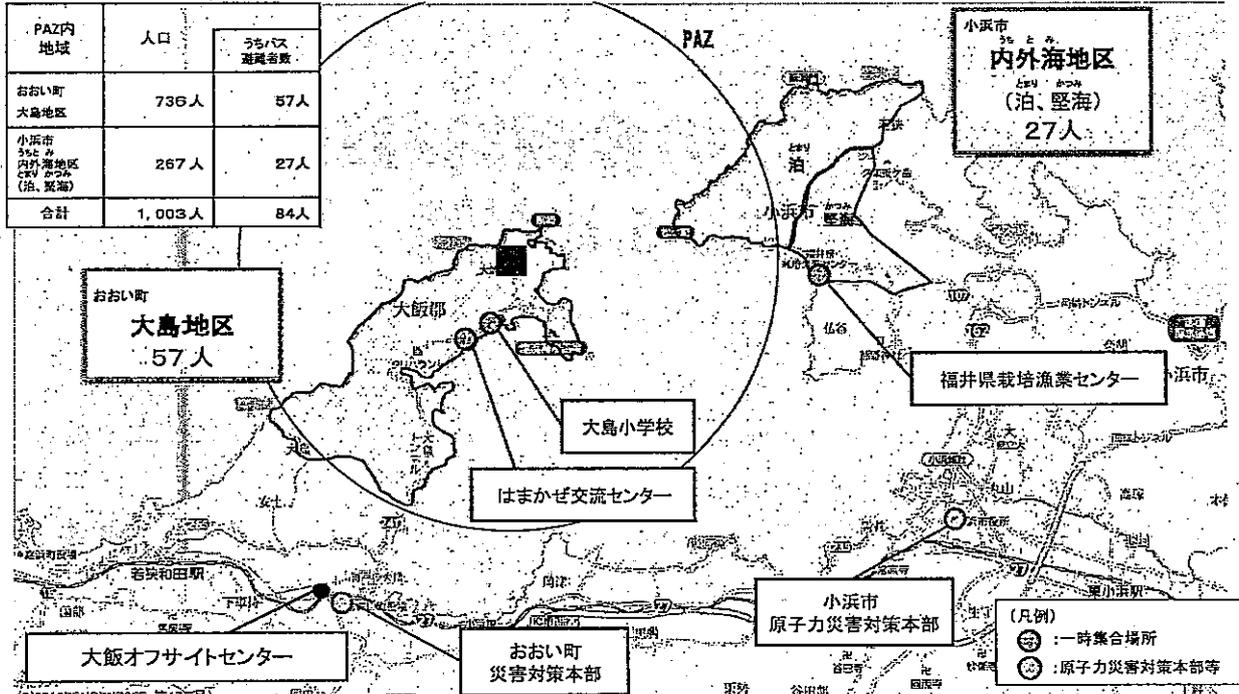
### おい町及び小浜市におけるPAZ内の住民の避難先

- ＞ おおい町大島地区、小浜市内外海地区(泊、堅海)住民の避難については、福井県内及び県外において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- ＞ 両地区における避難先については、平時から避難計画に関する住民説明会やケーブルテレビ放送・訓練等を通じて住民に周知。



41

▶ おおい町、小浜市による調査の結果、両地区における自家用車で避難できない住民は全1,003人のうち、84人。



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- ▶ おおい町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、合計57人分、バス2台。
- ▶ 全面緊急事態発生時には、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- ▶ 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

<おおい町において全面緊急事態で必要となる輸送能力>

	想定対象人数 ※1	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	57人	2台	バス1台当たり46人程度の乗車を想定【資料P42】

※1 数字は现阶段で地方公共団体が把握している暫定値

<おおい町における全面緊急事態での輸送能力の確保>

	確保車両台数		備考
	バス		
(A)必要車両台数	2台		
(B)確保車両台数	2台		
確保先	バス会社【福井県嶺南地方】	1台	保有車両台数 バス187台
	関西電力	1台	保有車両台数 バス9台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 小浜市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民27人分、バス1台。
- 全面緊急事態発生時には、関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

＜小浜市において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数 ※1	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	27人	1台	1台当たり45人程度の乗車を想定【資料P42】

※1 数字は现阶段で地方公共団体が把握している暫定値

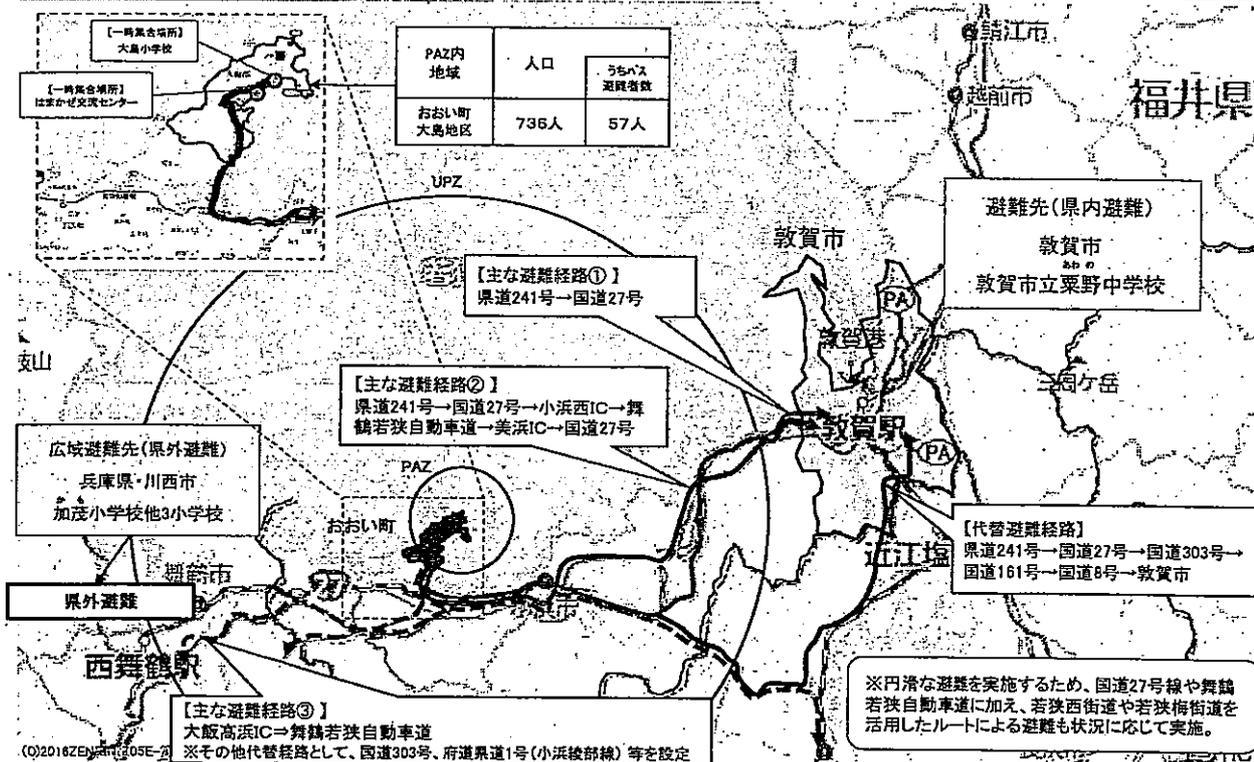
＜小浜市における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

	確保車両台数		備考
	バス		
(A) 必要車両台数	1台		
(B) 確保車両台数	1台		
確保先	関西電力	1台	保有車両台数 バス9台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

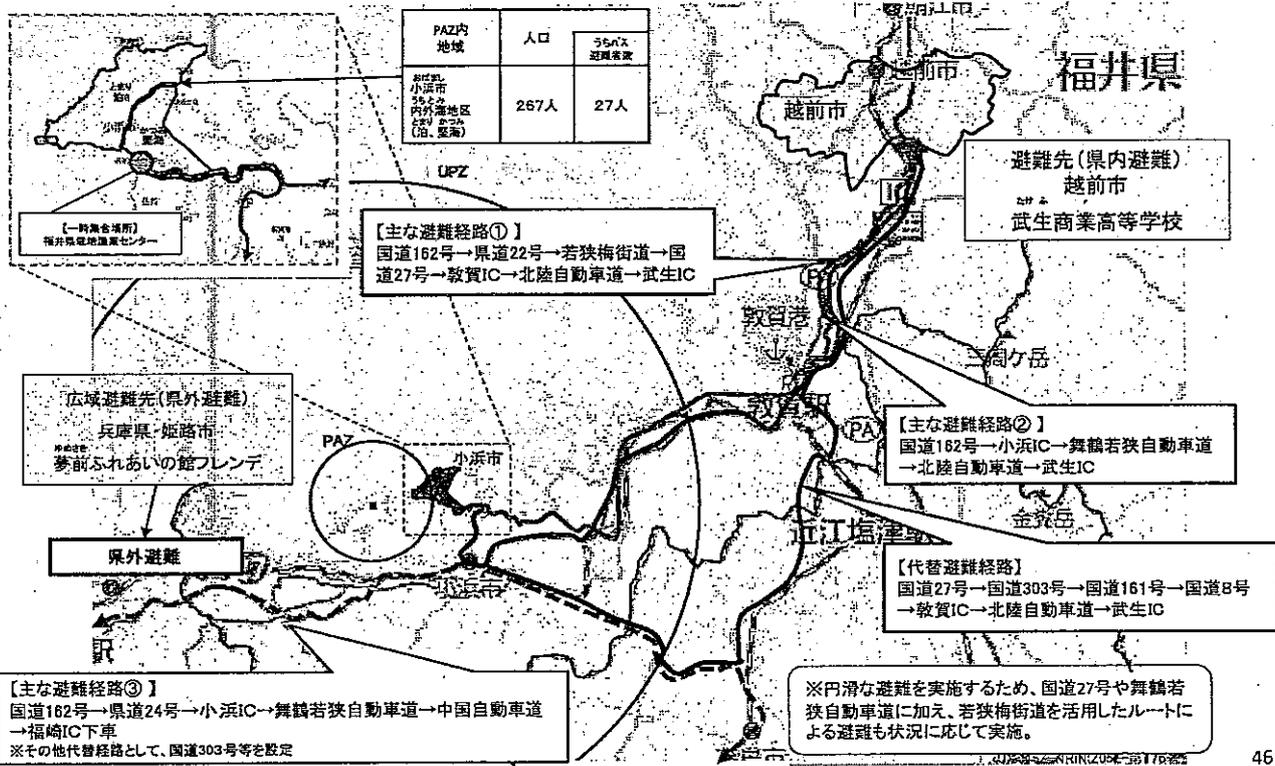
おい町大島地区から避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



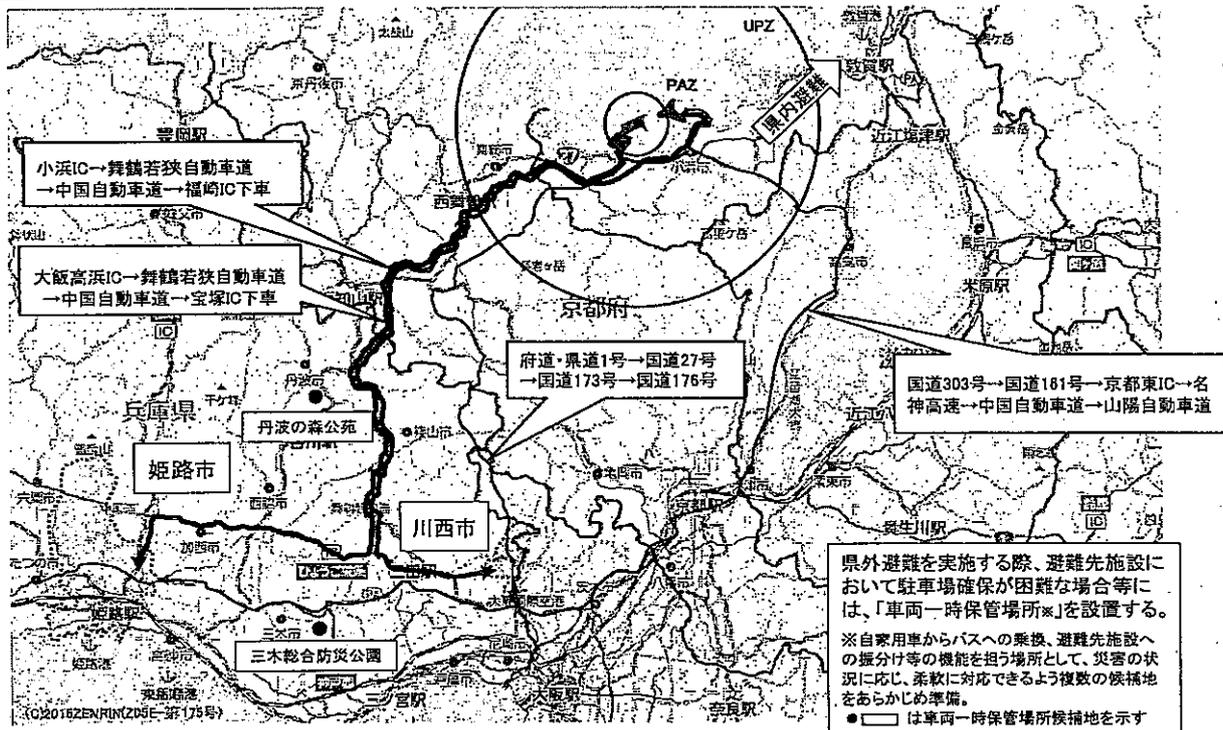
# 小浜市内外海地区（泊・堅海）から避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で、避難先まで避難を実施。



# PAZ内から県外避難先施設までの広域避難経路

- 福井県は、県内避難が基本であり、県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。



- PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係府県・関係市町及び府県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

## 大飯地域における交通対策

### 1. 交通誘導対策

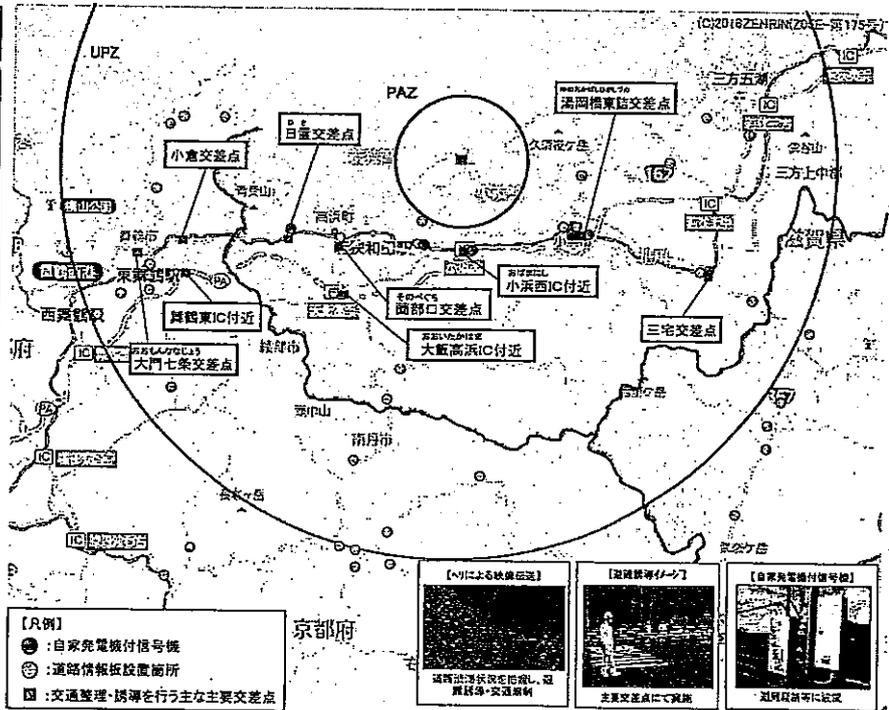
・主要交差点等における府県・市町職員や府県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。

### 2. 交通広報対策

・道路管理者が管理する「道路情報板」及び府県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報  
 ・日本道路交通情報センター(JARTIC)が行うラジオ放送、交通情報提供システム(AMIS)を利用したカーナビへの情報提供による広報  
 ・県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報 等。

### 3. 交通規制対策

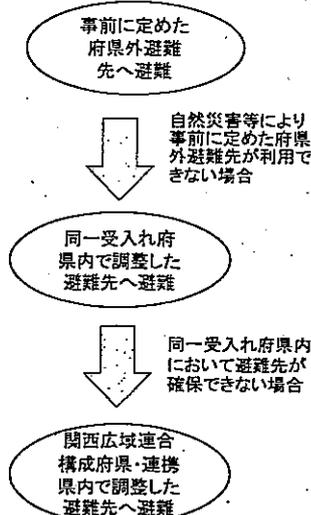
・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。  
 ・信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応。



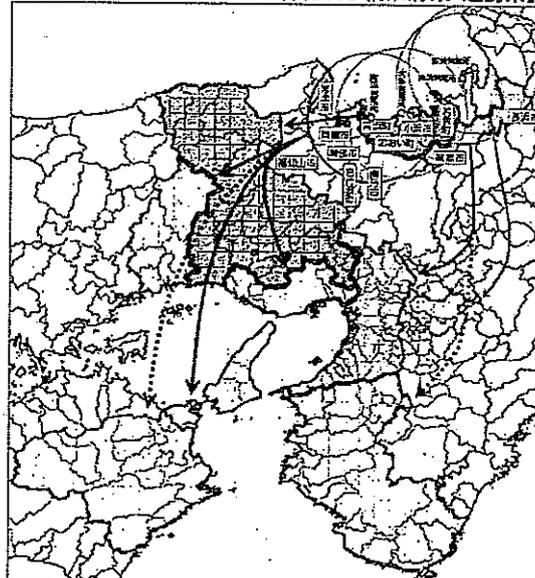
# 自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県、京都府及び滋賀県では府県内に加え、府県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、府県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受け入れができない場合には、同一受け入れ府県内において、必要な受け入れの割当てを見直し、避難先の確保を行う。
- また、避難先府県において、受け入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合に対し、その受け入れができない部分についての受け入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受け入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元府県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

## 【府県外避難先の多重確保】



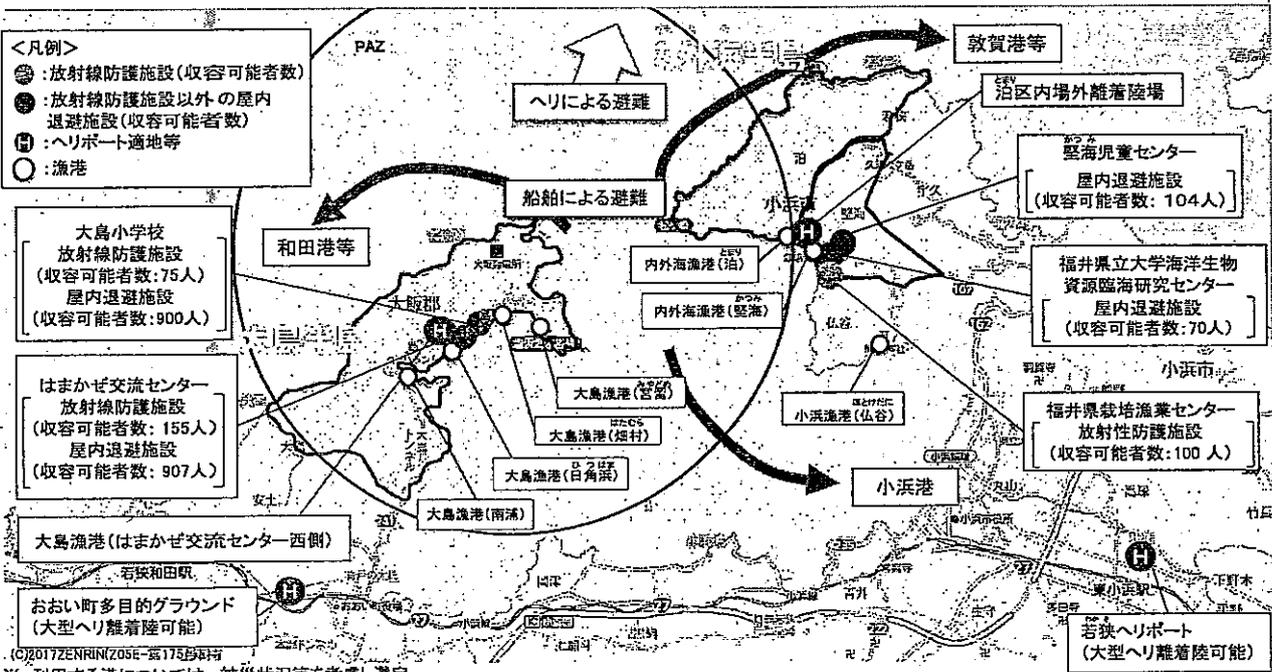
## 【避難元・府県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



構成府県	連携県
滋賀県*	福井県*
京都府*	三重県
大阪府	鳥取県
兵庫県	
奈良県	
和歌山県	
徳島県	

※滋賀県、京都府、福井県は他府県の避難先としては想定しない

- PAZに該当する大島半島(おおい町)、内外海半島(小浜市)については、自然災害等により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ確かな道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要な支援を実施。実動組織への要請後、発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じて警戒事態の段階においても、原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの推進を調整するなど柔軟に対応。

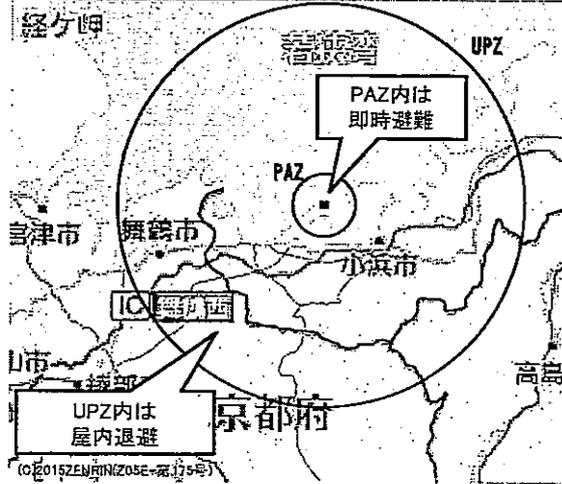
## 6. UPZ内における対応

### <対応のポイント>

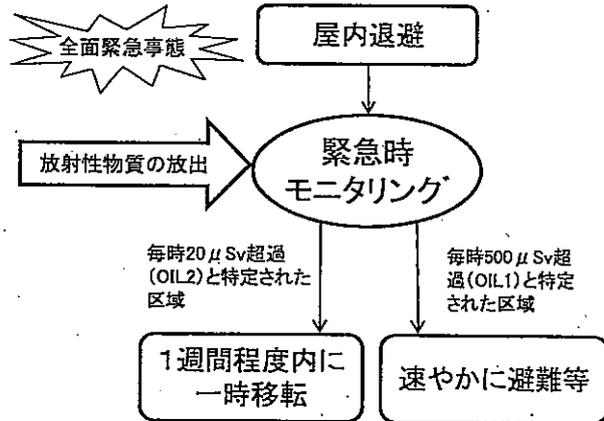
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民(避難行動要支援者を含む。)は屋内退避を開始する。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。

# UPZ内における防護措置の考え方

- ▶ 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- ▶ 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのおそれが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- ▶ その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時500 $\mu$ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時20 $\mu$ Sv超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 $\mu$ Sv超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- ▶ これらの防護措置(一時移転等\*)を的確に実施できる体制を整備する。



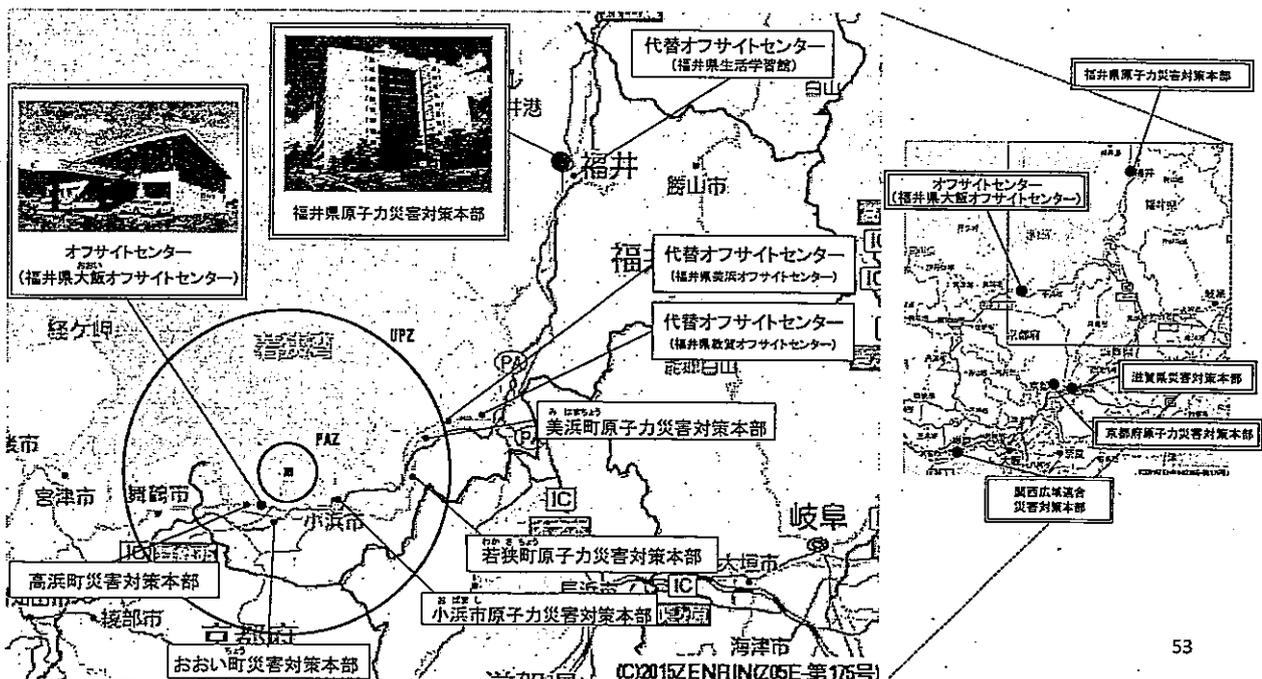
## UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※1 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

# 一時移転等に備えた関係者の対応 (福井県)

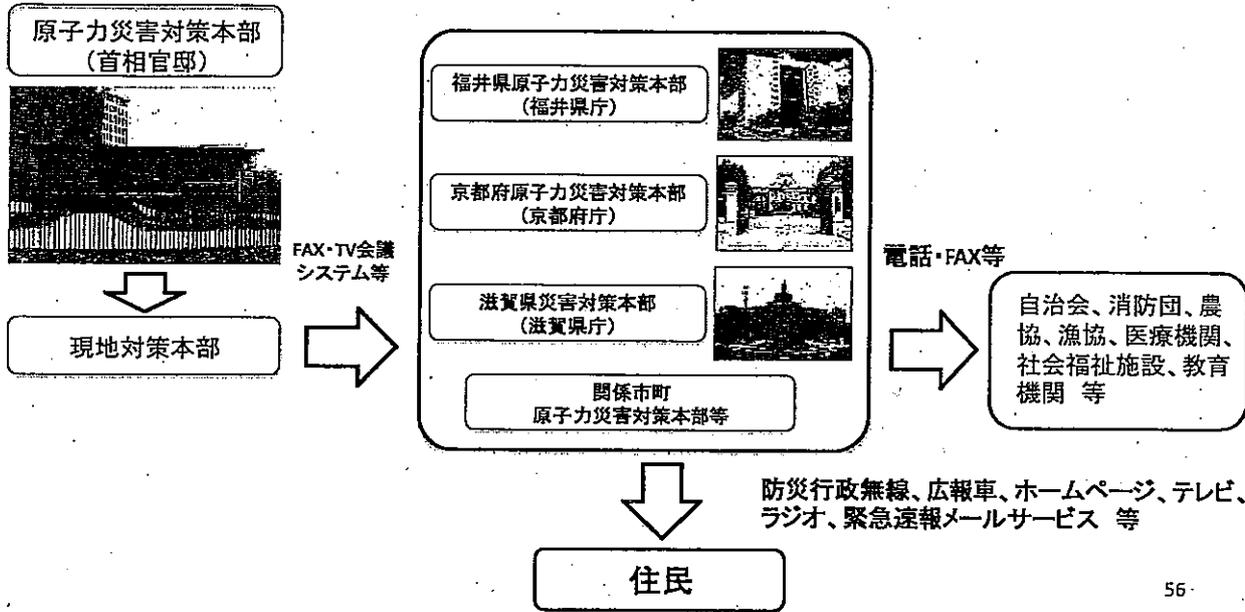
- ▶ 福井県及び関係市町は警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- ▶ 福井県は住民の一時移転等に備え、福井県内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- ▶ 関係市町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。





# 一時移転等を行う際の情報伝達

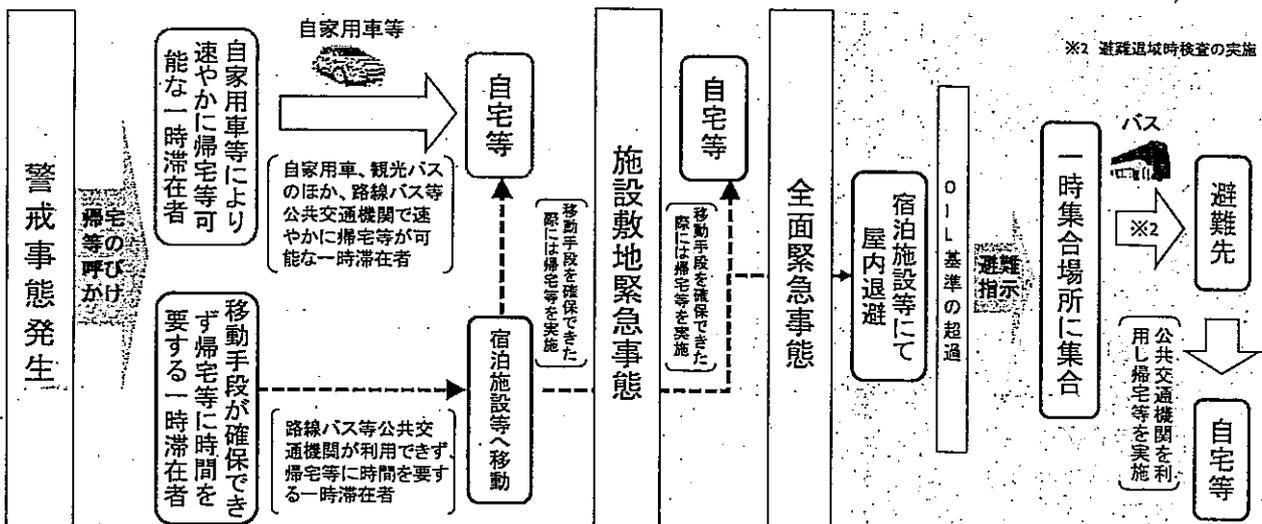
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に対し、FAX・TV会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、京都府、滋賀県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



# UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係府県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

## <観光客等一時滞在者の避難の流れ>



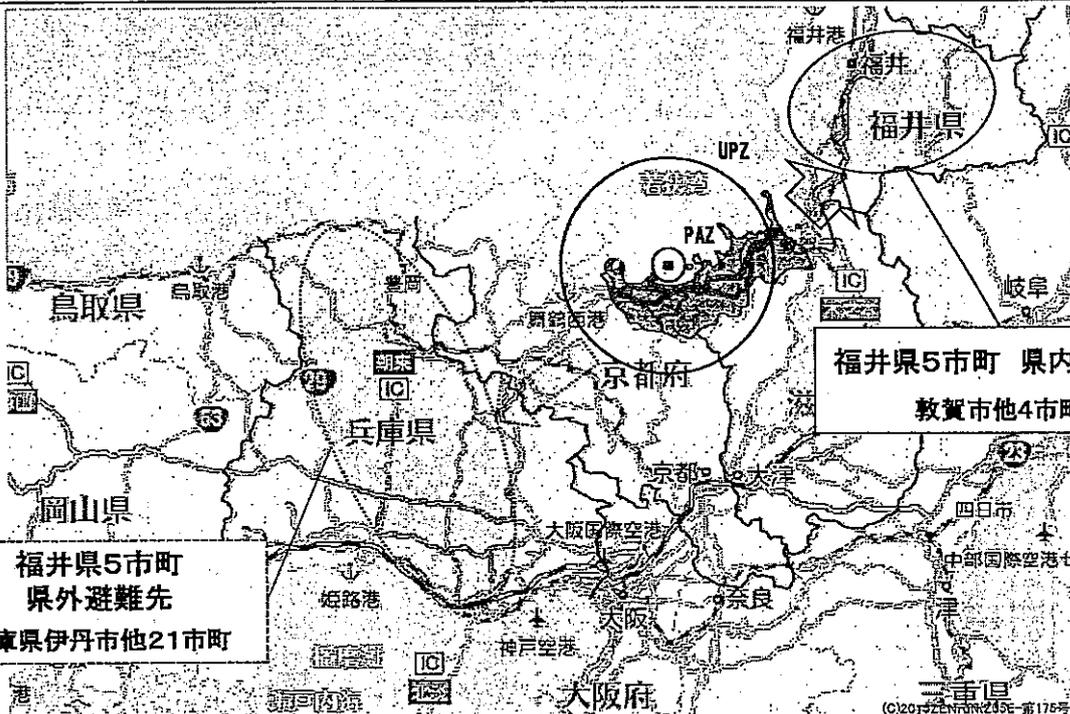
# UPZ内住民の一時移転等

- ▶ 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町が、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行う。
- ▶ UPZ内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- ▶ なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき、府県災害対策本部が府県域を越える避難が必要と判断した場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された大阪府、兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。
- ▶ 避難先施設が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入れができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。
- ▶ なお、UPZ内において、道路等が通行不能な場合の復旧策や降雷時の避難経路の確保等の対応は「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」とおり。

府県名	市町名	府県内避難先	府県外避難先
福井県	おおい町	敦賀市	兵庫県 伊丹市、川西市 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、市川町、福崎町、神河町 宝塚市、三田市、猪名川町 丹波市、篠山市、三木市、加東市、小野市、西脇市、加西市、多可町
	小浜市	鯖江市、越前市	
	高浜町	敦賀市	
	若狭町	越前町	
	美浜町	大野市	
京都府	舞鶴市	京都市、宇治市、城陽市、向日市	兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市 徳島県 鳴門市、松茂町、北島町 兵庫県 たつの市、太子町、佐用町 洲本市、南あわじ市 芦屋市
	綾部市	福知山市、亀岡市	
	南丹市	南丹市内	
	京丹波町	京丹波町内	
	京都市	京都市内	
滋賀県	高島市	高島市内他	大阪府 大阪市、高槻市、枚方市

# UPZの福井県内各市町の避難先

- ▶ UPZ内にある福井県内各市町の住民の避難先は、福井県内及び県外（兵庫県）において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- ▶ 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、県内避難できない場合は、県外避難を実施。

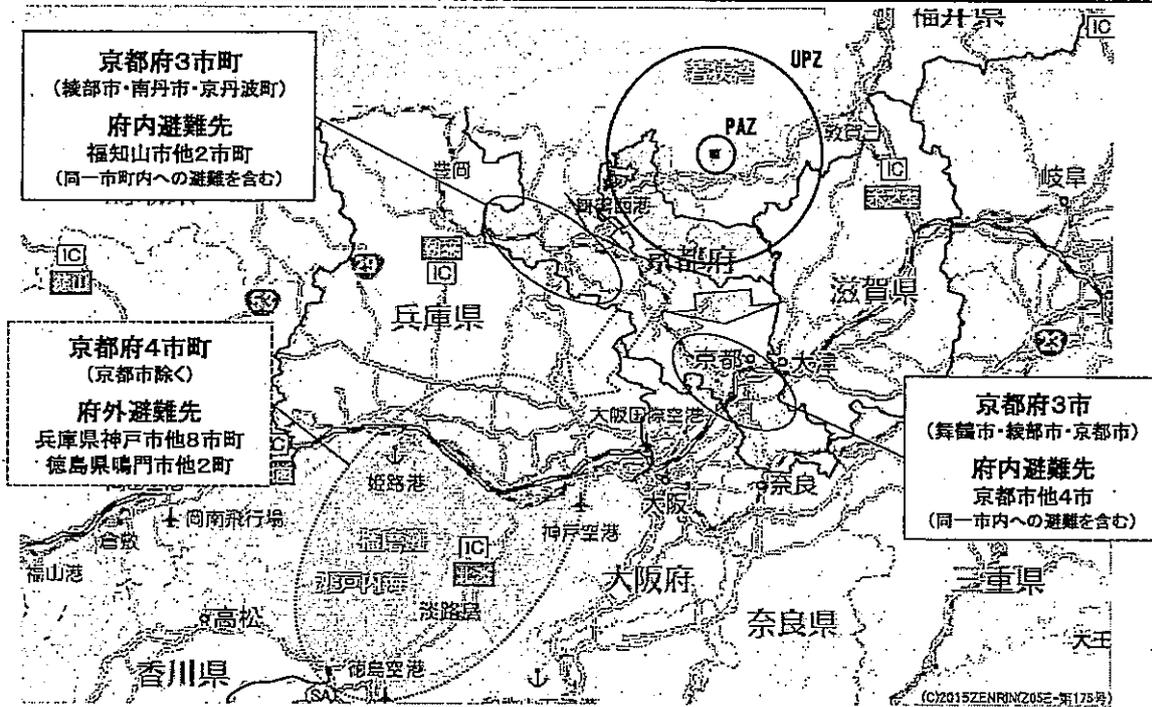


福井県5市町 県内避難先  
敦賀市他4市町

福井県5市町 県外避難先  
兵庫県伊丹市他21市町

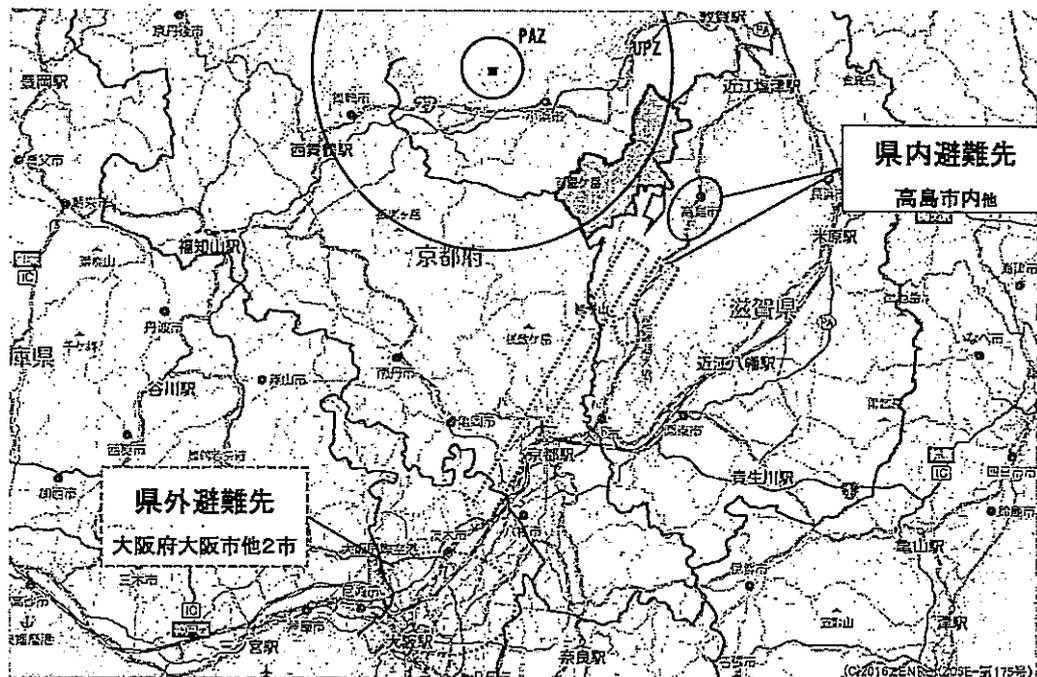
## UPZの京都府内各市町の避難先

- UPZ内にある京都府内各市町の住民の避難先は、京都府内及び府外(兵庫県、徳島県)において避難先を確保。
- 避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況などを考慮して選定。気象情報についても活用。



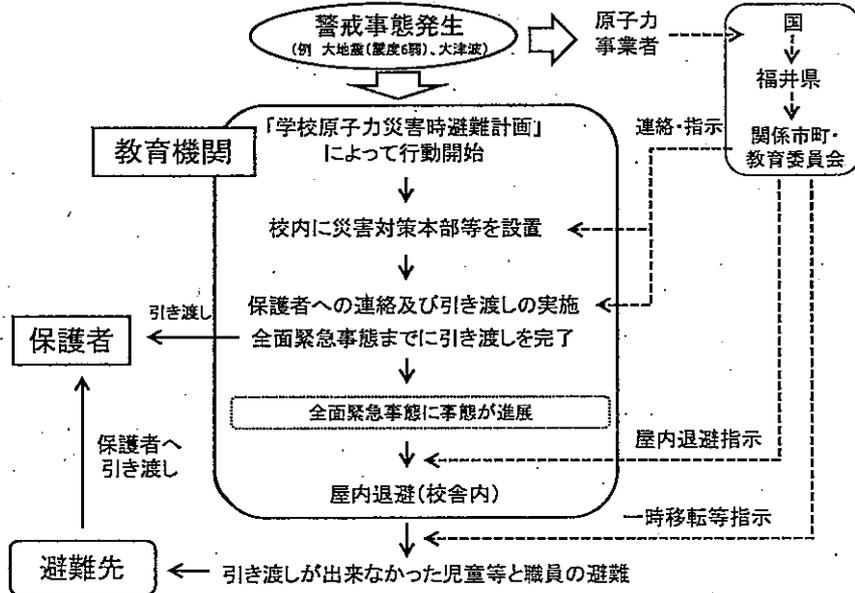
## UPZの滋賀県高島市の避難先

- UPZ内にある滋賀県高島市の住民の避難先は、滋賀県内及び県外(大阪府)において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況などを考慮して選定。気象情報についても活用。



# 福井県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができなかった児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	34	2,445
小学校	32	3,720
中学校	9	2,015
高等学校	3	1,905
特別支援学校	2	215
大学・専門学校	4	463
合計	84	10,763

※ 平成29年5月1日時点

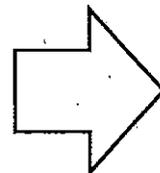
# 福井県におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- 福井県では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(48施設2,108人)について、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、福井県原子力災害対策本部が受入先を調整。

## < UPZ内 >

## < UPZ外 >

施設区分	避難元施設	
	施設数	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)	8	822
社会福祉施設	介護保険施設等	1,042
	障害福祉サービス事業所等	244
	小計	1,286
合計	48	2,108



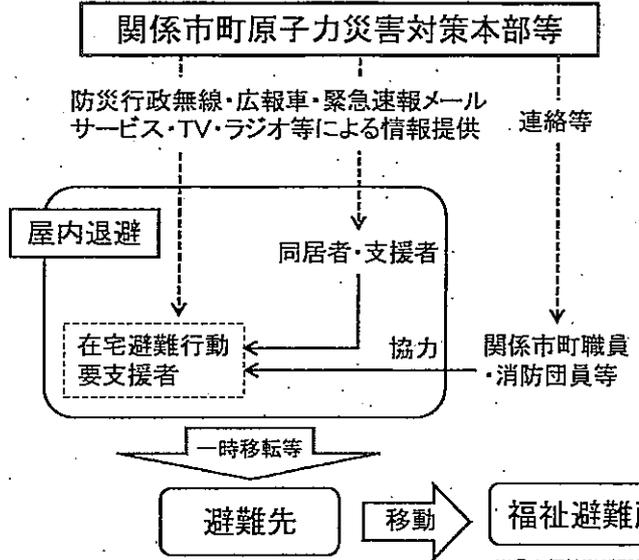
施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
10	822
70	1,042
15	244
85	1,286
95	2,108

※ 平成29年4月1日時点

# 福井県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- ▶ 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ▶ 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県原子力災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- ▶ 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

	UPZ内(人)
おおい町	692(546)
小浜市	776(776)
高浜町	789(789)
若狭町	258(258)
美浜町	438(438)
合計	2,953(2,807)

※ ( )内は支援者有り  
※ 平成29年4月現在

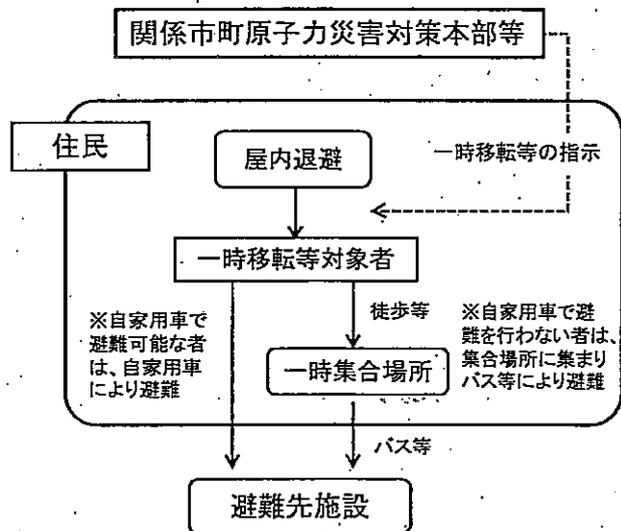
※県内福祉避難所数(避難対象5市町を除く):239施設

# 福井県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- ▶ 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- ▶ 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- ▶ 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- ▶ 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車および県が確保するバス等により避難。

## <UPZ内市町の避難先>

地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難を実施。

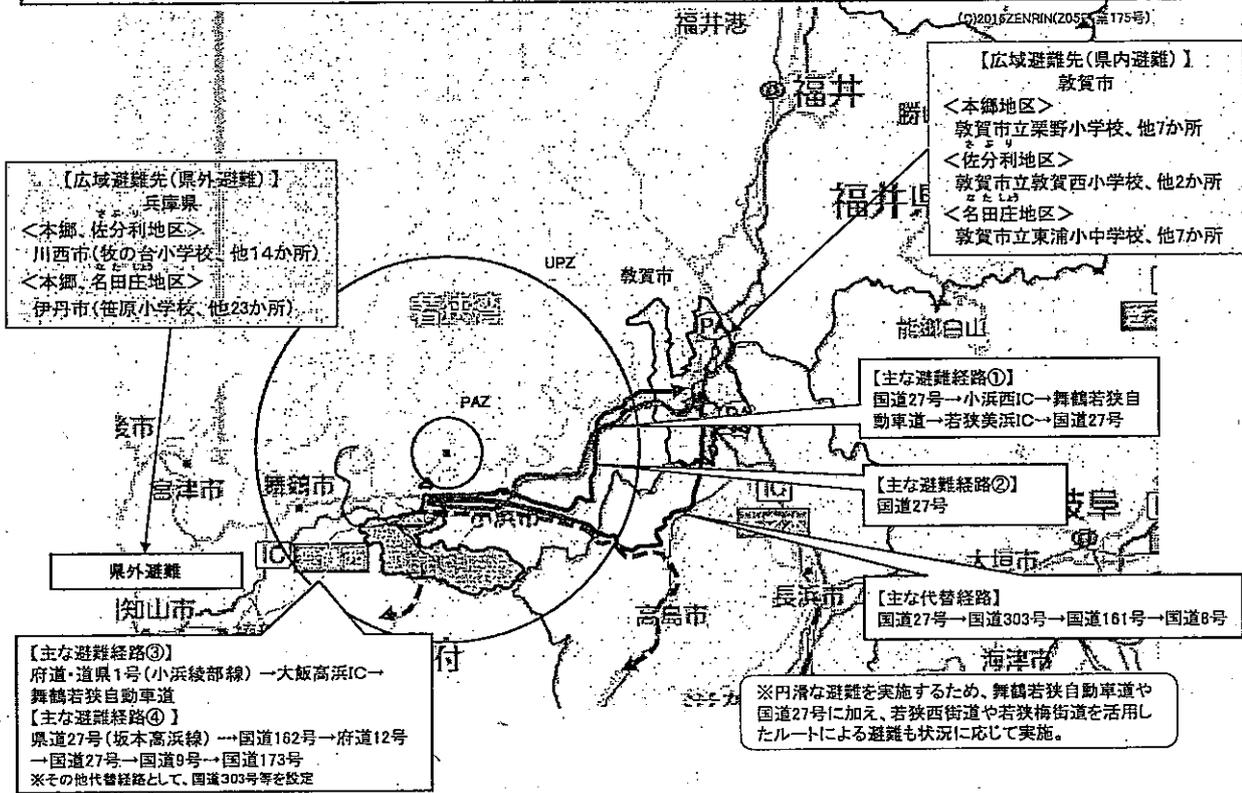


市町名	県内避難先	県外避難先
おおい町 7,552人	敦賀市	伊丹市、川西市 (合計7,552人)
小浜市 29,655人	鯖江市、越前市	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、市川町、福崎町、神戸町 (合計29,655人)
高浜町 10,570人	敦賀市	宝塚市、三田市、播磨川町 (合計10,570人)
若狭町 15,313人	越前町	丹波市、篠山市、三木市、加東市、小野市、西脇市、加西市、多可町 (合計15,313人)
美浜町 9,774人	大野市	-

※ 平成29年4月1日時点 65

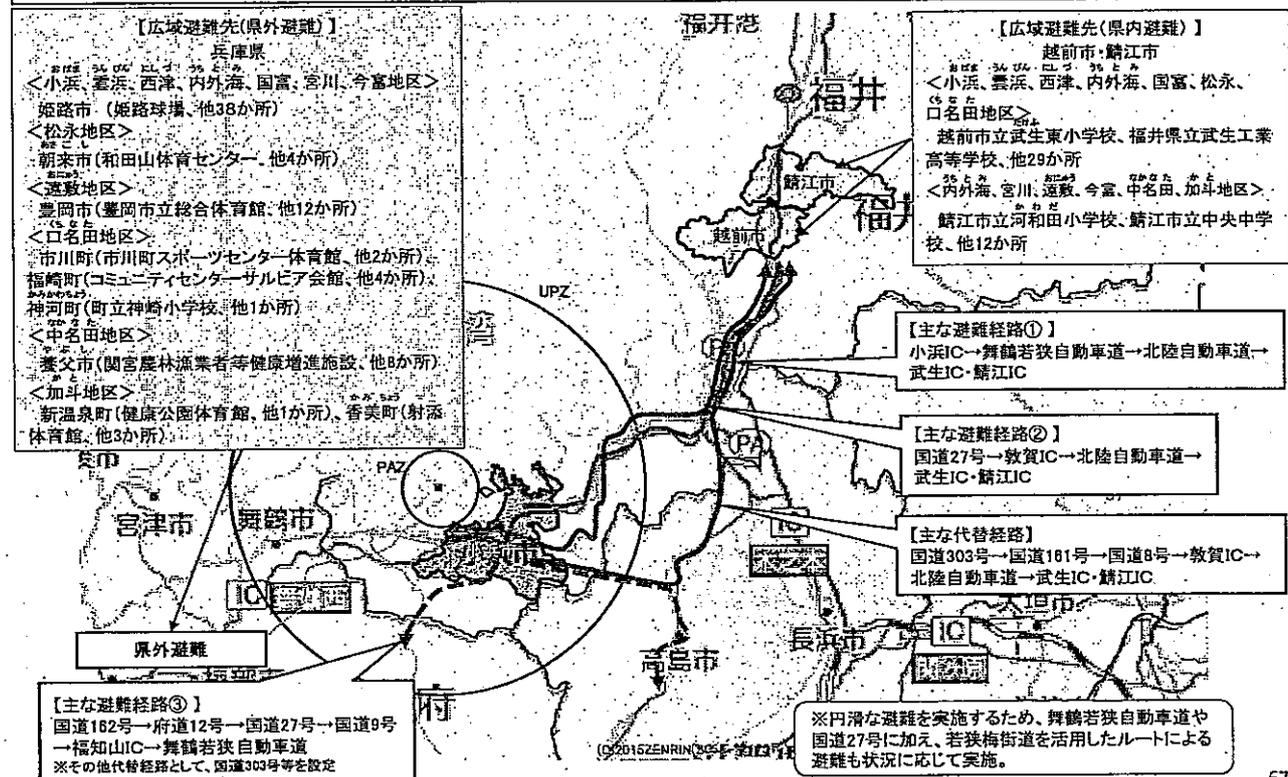
# おい町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



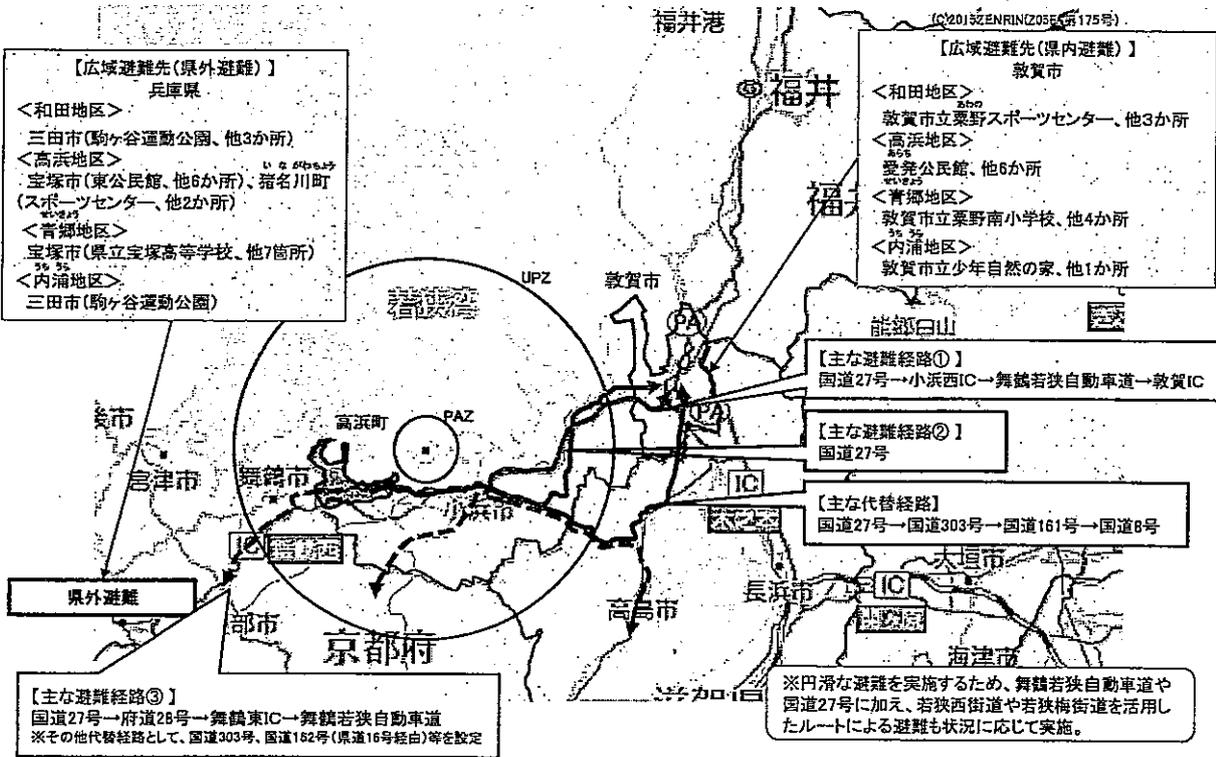
# 小浜市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



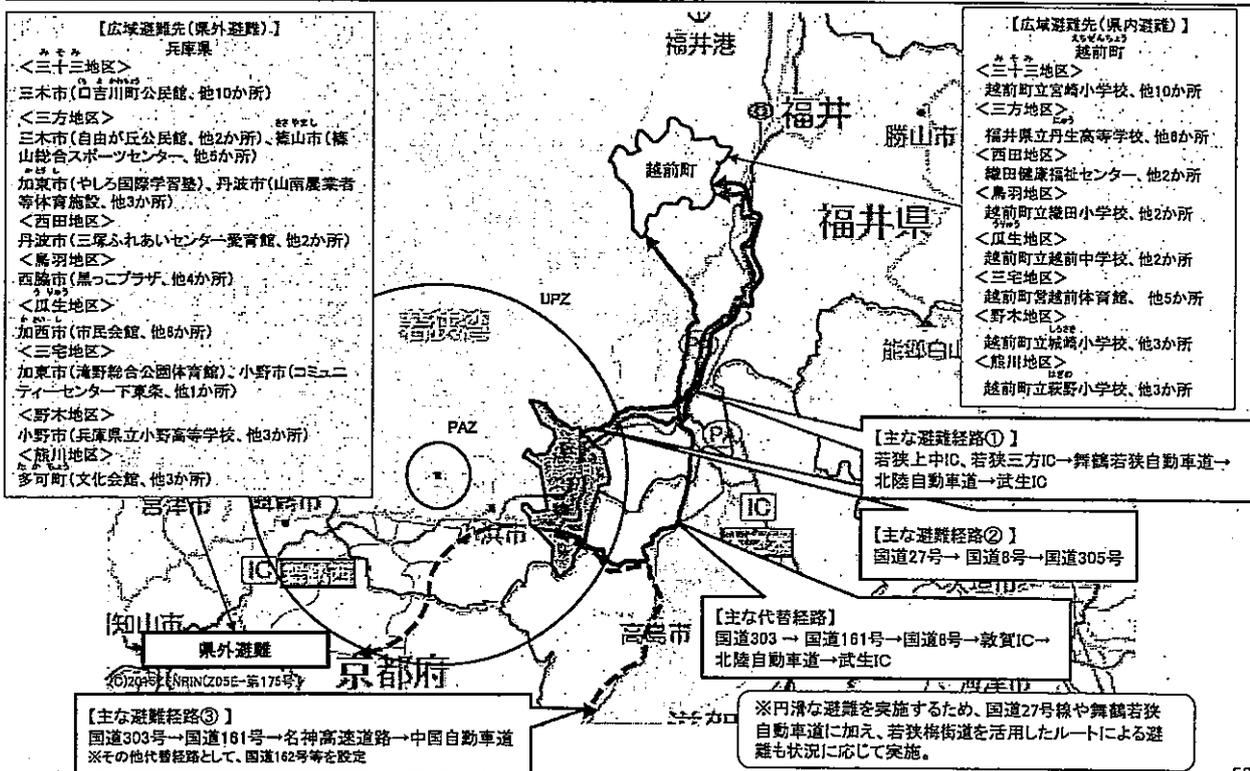
# 高浜町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

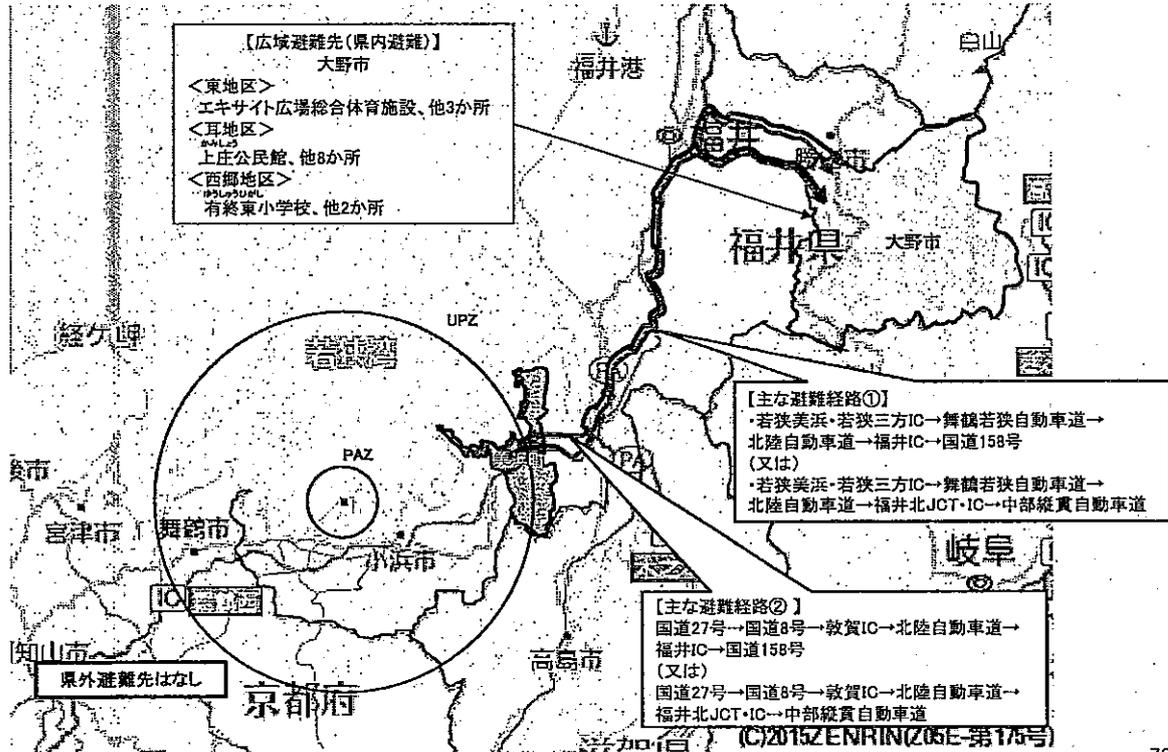


# 若狭町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

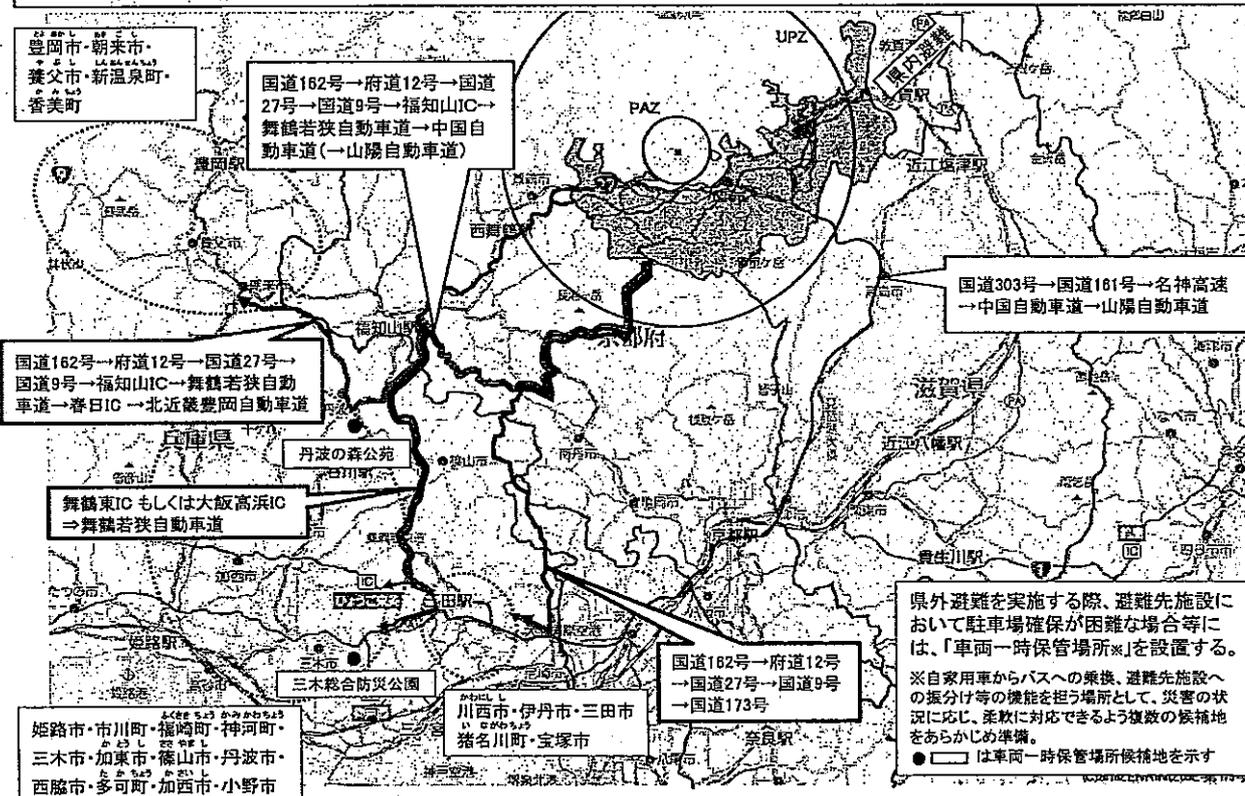
▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



▶ 福井県は、県内避難が基本であり、県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。  
 ▶ 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。



# 自然災害等により孤立した場合の対応（福井県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島部において、自然災害の発生等により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)を活用し、空路による避難を実施。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

## <UPZ内半島部における臨時ヘリポート整備場所>

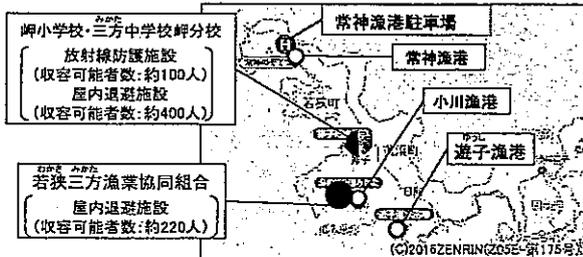
半島部	該当地区名	整備場所
内浦半島	高浜町内浦地区	旧高浜小中学校グラウンド 内浦小中学校グラウンド 日引漁港
常神半島	若狭町西浦地区	常神漁港駐車場
教賀半島	美浜町東地区	関西電力湖東道沿用地駐車場

## <UPZ内中山間地域における臨時ヘリポート整備場所>

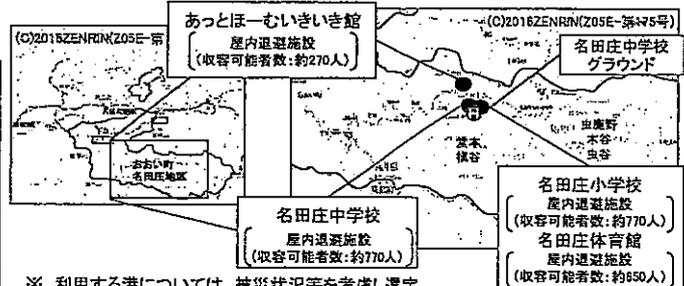
中山間地域	該当集落名	整備場所
おい町名田庄地区	横谷、虫鹿野、虫谷、木谷、壘本	名田庄中学校グラウンド
小浜市口名田地区	西相生、奥田縄、須縄	口名田小学校グラウンド
遠敷地区	上根来、下根来	遠敷小学校グラウンド
若狭町熊川地区	河内	熊川小学校グラウンド
美浜町新庄地区	新庄	旧新庄小学校グラウンド

- <凡例>
- : 放射線防護施設(収容可能数あり)
  - : 放射線的危険度以外の屋内退避施設(収容可能数あり)
  - : ヘリポート(遊地等)
  - : 漁港

### 半島部(例) 若狭町常神半島



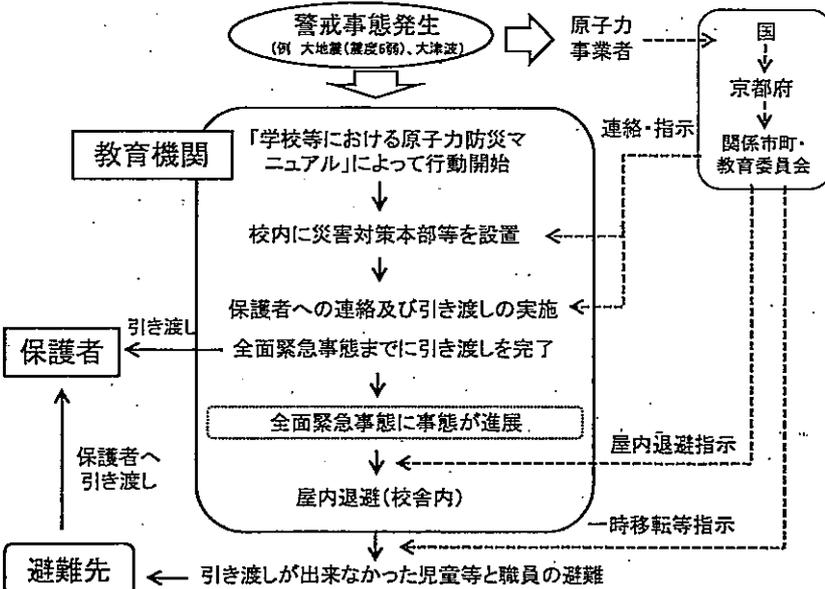
### 中山間地域(例) おおい町名田庄地区



- ※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定
- ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により突動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。72

# 京都府におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 京都府では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等毎に校長等を本部長とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 学校原子力災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



## UPZ内の教育機関数

	教育機関数(機関)	児童・生徒数(人)
保育所・幼稚園等	32	2,795
小学校	16	4,257
中学校	8	2,402
高等学校	5	2,153
特別支援学校	3	161
その他学校	4	1,077
合計	68	12,845

※ 平成28年5月1日時点

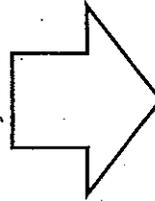
- ▶ 京都府では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(47施設2,260人)について、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- ▶ UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済み。

< UPZ内 >

施設区分		施設数	入所者数(人)
医療機関(病院・有床診療所)		12	988
社会福祉施設	介護保険施設等	25	1,063
	障害福祉サービス事業所等	8	115
	児童養護施設等	2	94
	小計	35	1,272
合計		47	2,260

< UPZ外 >

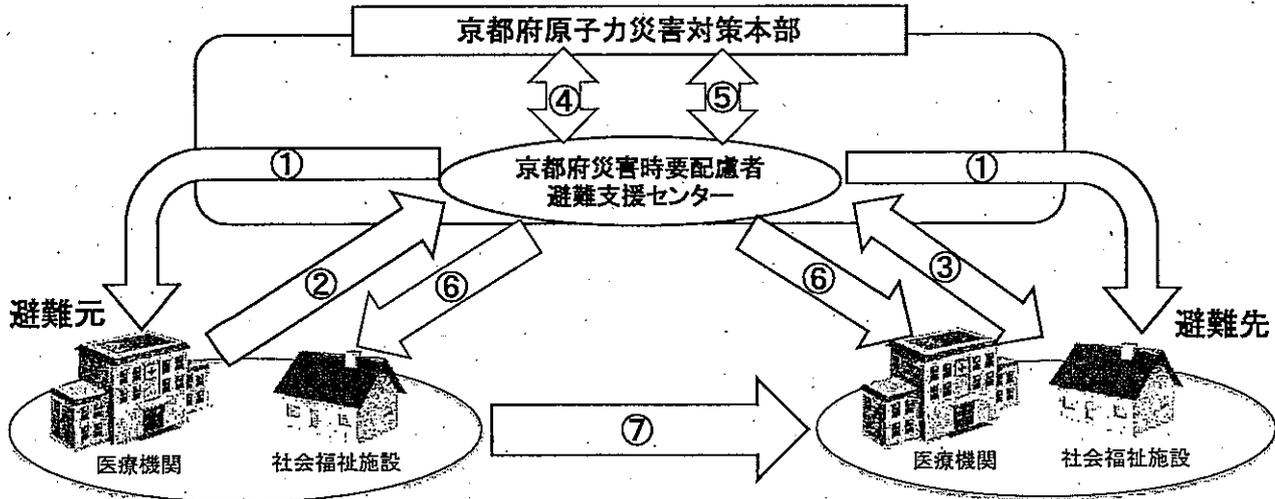
受入候補施設数	受入可能人数(人)
33	約1,540
69	約1,490
8	約270
11	約160
88	約1,920
121	約3,460



受入先調整  
(京都府災害時  
要配慮者避難支  
援センター)

- ※ 社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、医療ケアが必要な約112人については医療機関へ搬送
- ※ 平成28年6月1日現在
- ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

- ▶ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府原子力災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入に関する調整を速やかに実施。



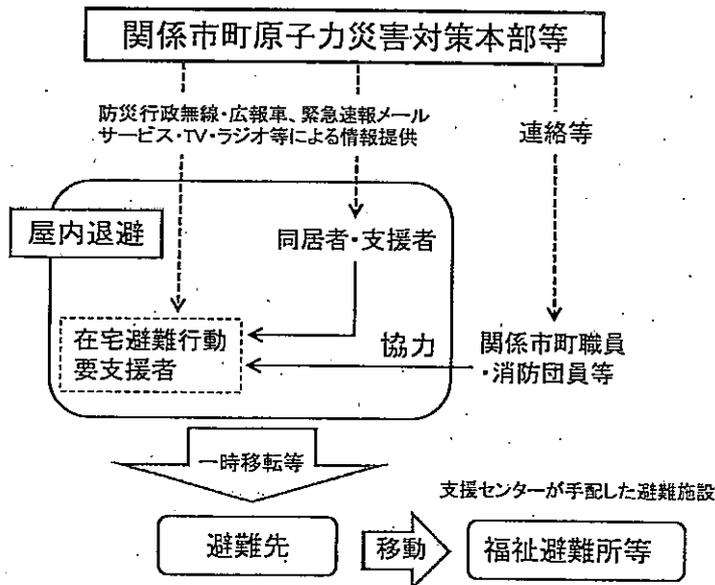
受入先確保のマッチングフロー

- ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ②: 避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ③: センターによる受入先の状況確認及びマッチングの実施
- ④: センターと京都府原子力災害対策本部において調整の上、必要な移送手段を確保
- ⑤: センターと京都府原子力災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥: センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ⑦: 避難の実施

- ※ 事象の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。
- ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

# 京都府のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- ▶ 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ▶ 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ヘルプ等が必要な在宅の避難行動要支援者は京都府災害時要配慮者避難支援センターに依頼し避難先を確保。
- ▶ 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



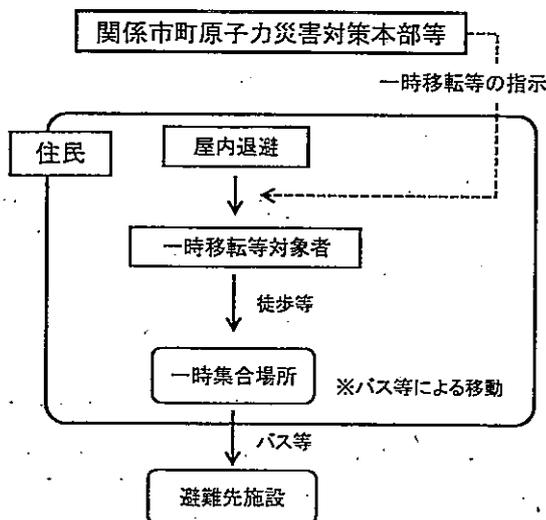
UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

市町	UPZ内(人)
舞鶴市	5,127(2,652)
綾部市	207(207)
南丹市	724(724)
京丹波町	81(81)
京都市	44(44)
合計	6,183(3,708)

※ ( )内は支援者有り  
 ※ 平成29年1月現在  
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

# 京都府におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- ▶ 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- ▶ 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- ▶ 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- ▶ 京都府では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。



<UPZ内市町の避難先>

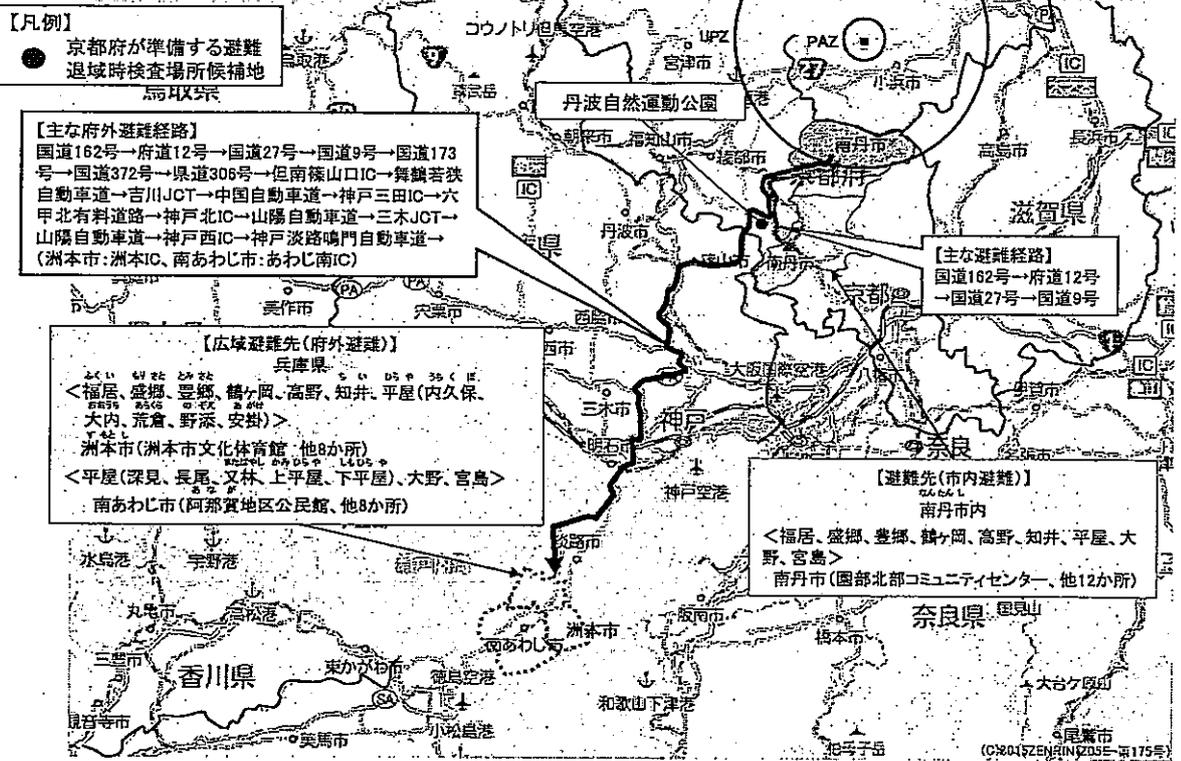
市町名	府内避難先	府外避難先
舞鶴市 79,354人	京都市、宇治市、城陽市、向日市	兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市 (合計62,928人) 徳島県 鳴門市、松茂町、北島町 (合計16,426人)
綾部市 1,600人	福知山市、亀岡市	兵庫県 たつの市、太子町、佐用町 (合計1,600人)
南丹市 3,352人	南丹市内	兵庫県 洲本市、南あわじ市 (合計3,352人)
京丹波町 278人	京丹波町内	兵庫県 芦屋市 (合計278人)
京都市 301人	京都市内	-

※ 平成29年4月1日時点



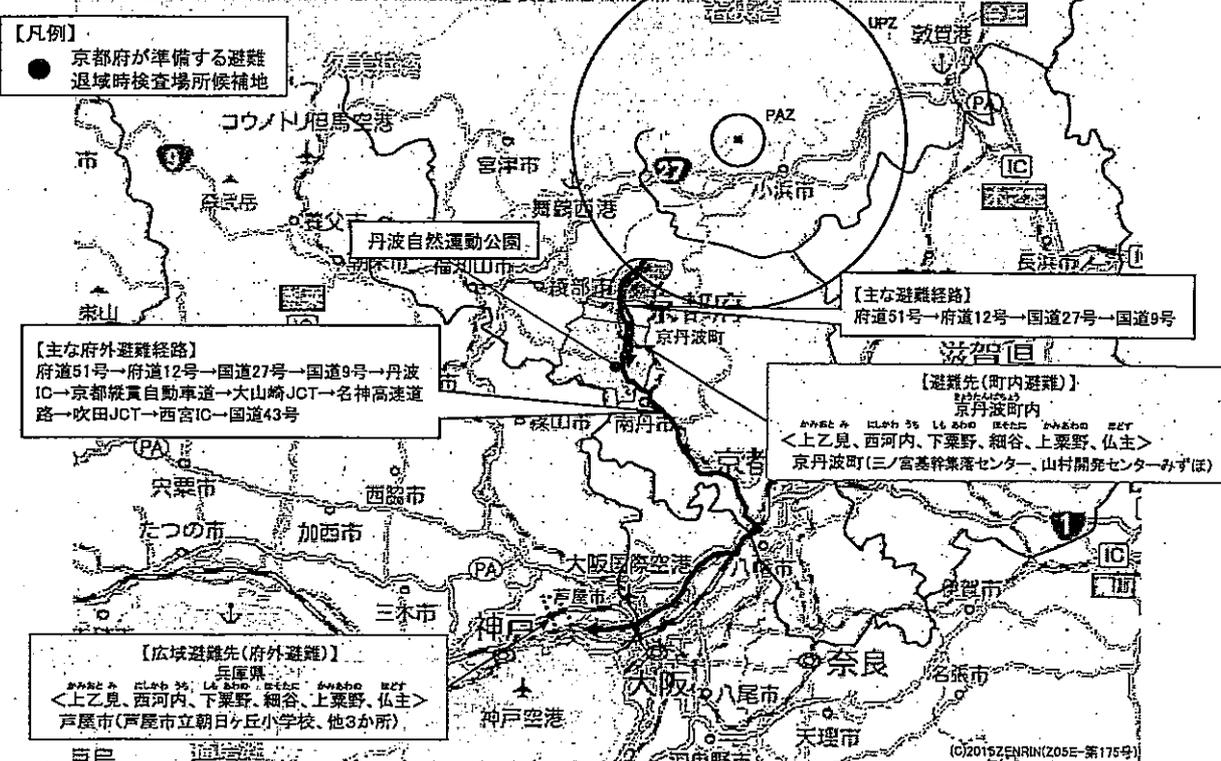
# 南丹市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

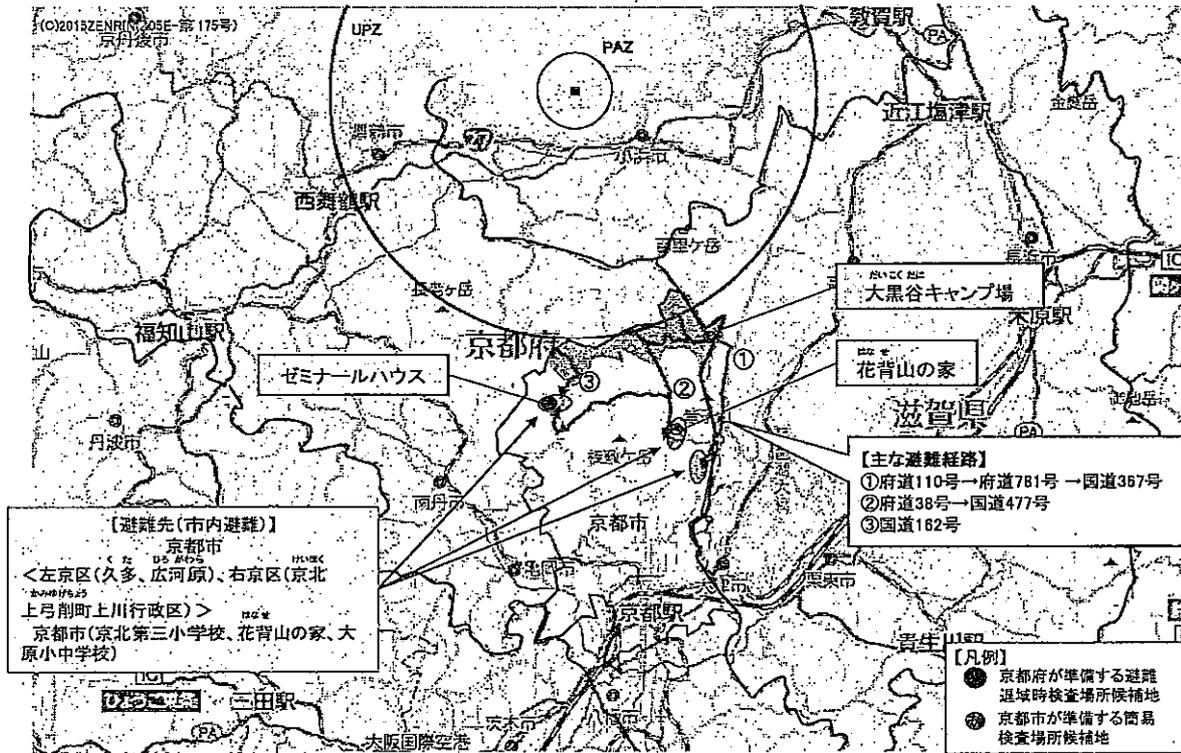


# 京丹波町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

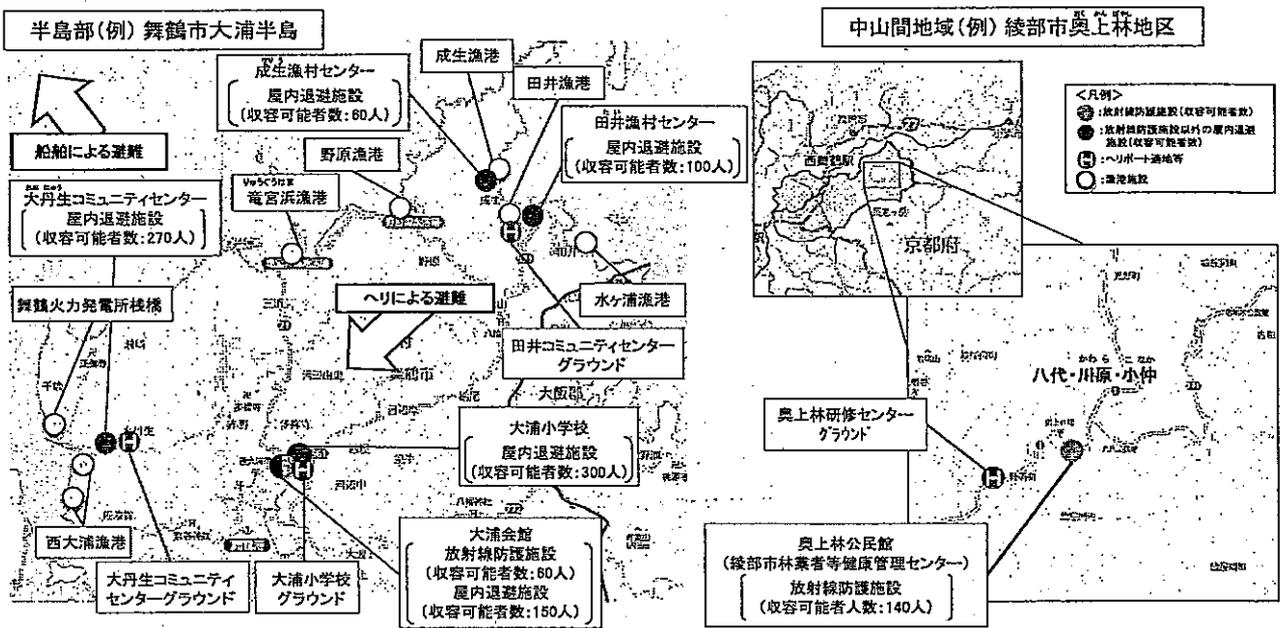


▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



# 自然災害等により孤立した場合の対応 (京都市)

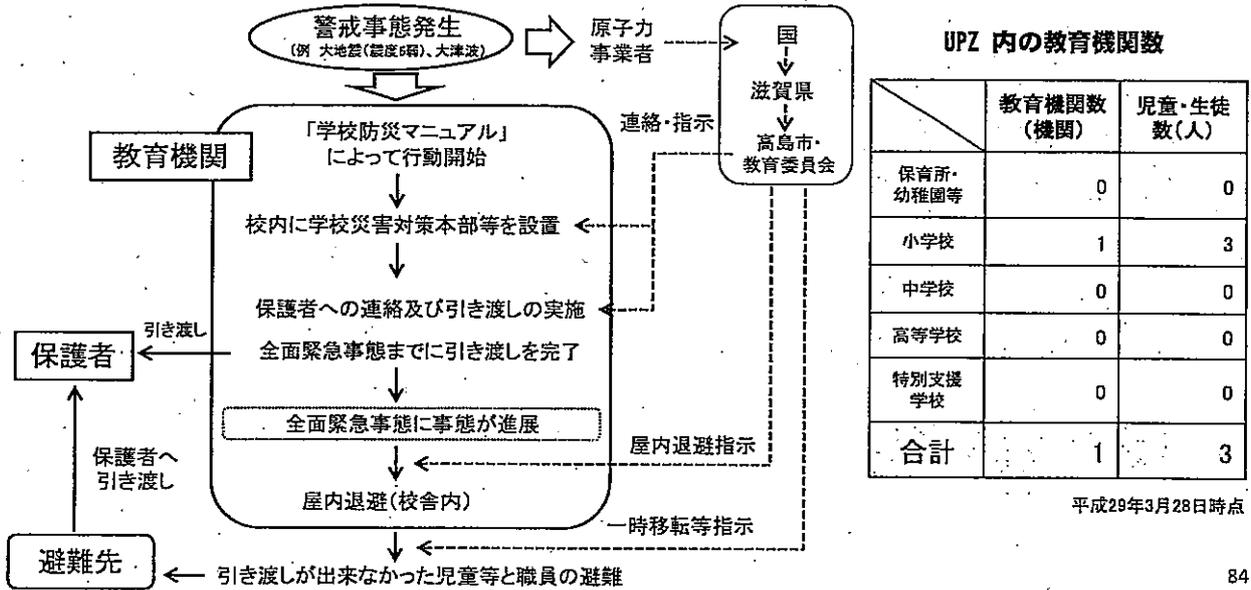
▶ UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。  
▶ UPZ内の半島及び沿岸部、中山間地域については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合に備え、臨時ヘリポートを整備。また、海路や空路での避難体制が整うまでは、放射性防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。  
▶ また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定  
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

# 滋賀県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は高島市災害対策本部や高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



# 滋賀県におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- 滋賀県では、UPZ内にある社会福祉施設(4施設394人)のうち、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて障害福祉サービス事業所等23施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ避難先を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。
- 医療機関は所在しない。

## < UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
社会福祉施設	障害福祉サービス事業所等	2	34
	救護施設	2	360
合計		4	394

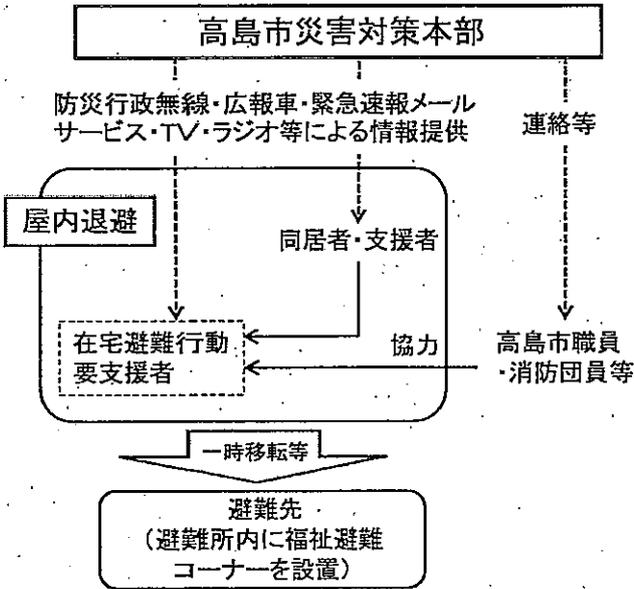
## < UPZ外 >

避難先施設	
受入候補施設数 (施設)	受入可能人数 (人)
23	949
3	360
26	1309

障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

※平成29年4月1日時点

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

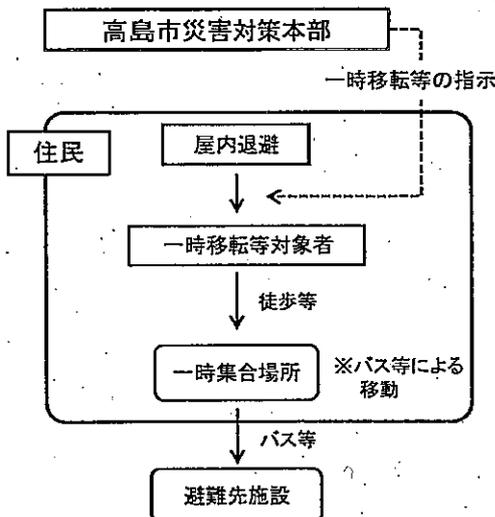


UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

市町	UPZ内(人)
高島市	48(36)

※1 ( )内は支援者有り  
※2 平成29年4月現在

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。



<UPZ内市町の避難先>

地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、高島市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。

市町名	県内避難先	県外避難先
高島市 (537人)	高島市内	大阪府 大阪市、枚方市 高槻市 (合計:537人)

※平成29年4月1日時点

- ▶ 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設数地緊急事態で災害対策本部に移行。
- ▶ 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- ▶ 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- ▶ 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受け入れが困難な場合は県外に避難。
- ▶ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。

### 【高島市内の避難経路】

#### <今津地域>

国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→今津中学校

#### <朽木地域>

(県道781号→)県道23号→国道367号→避難中継所(朽木中学校)→グリーンパーク想い出の森、朽木中学校

### 【広域避難経路(県外)】

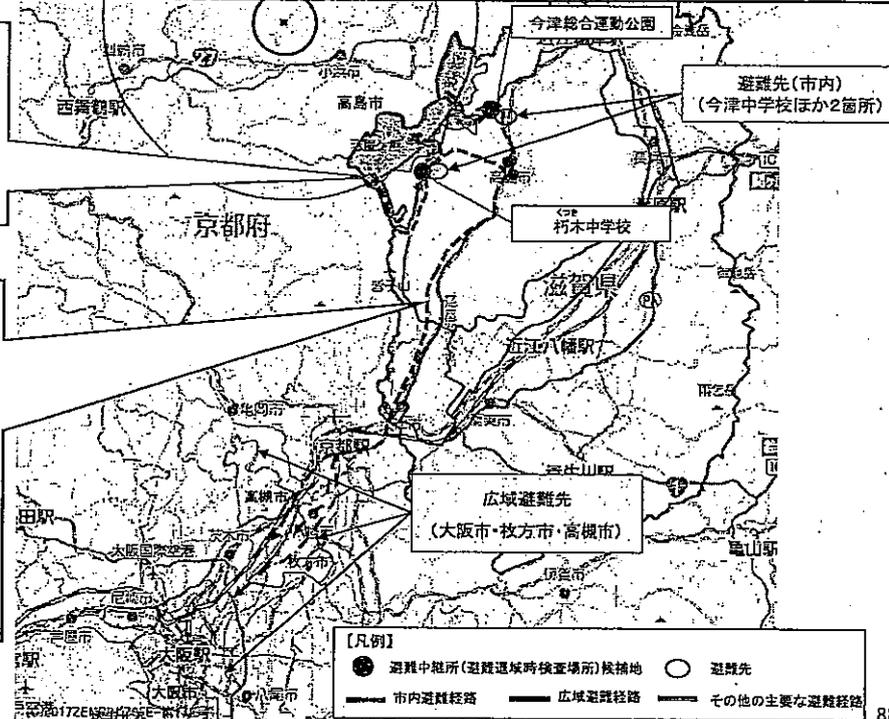
#### <今津地域>

国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→名神高速道路(大山崎IC)→国道171号→高槻市(又は)

国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC→京阪国道→枚方市

#### <朽木地域>

(県道781号→)県道23号→国道367号→避難中継所(朽木中学校)→県道23号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→第二京阪道路→門真IC→大阪市

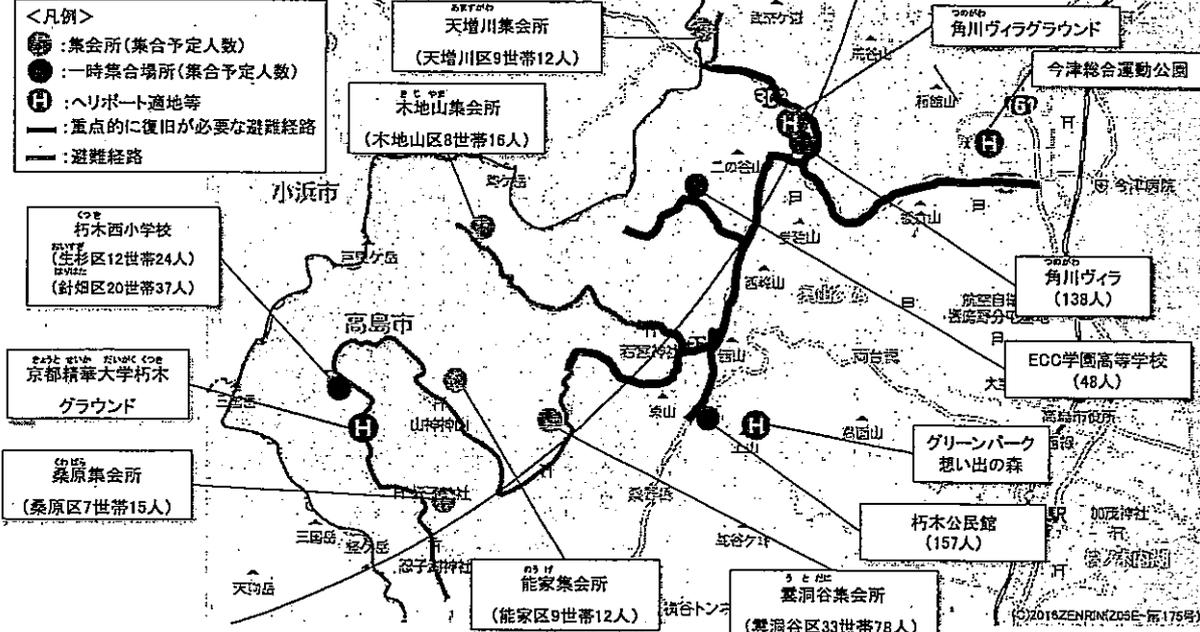


# 自然災害等により孤立した場合の対応 (滋賀県)

- ▶ UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- ▶ 高島市内のUPZは山地であることから、自然災害の発生等により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- ▶ 家屋で屋内退避ができない場合は、集会所または一時集合場所で屋内退避を行う。集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- ▶ 道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

### <凡例>

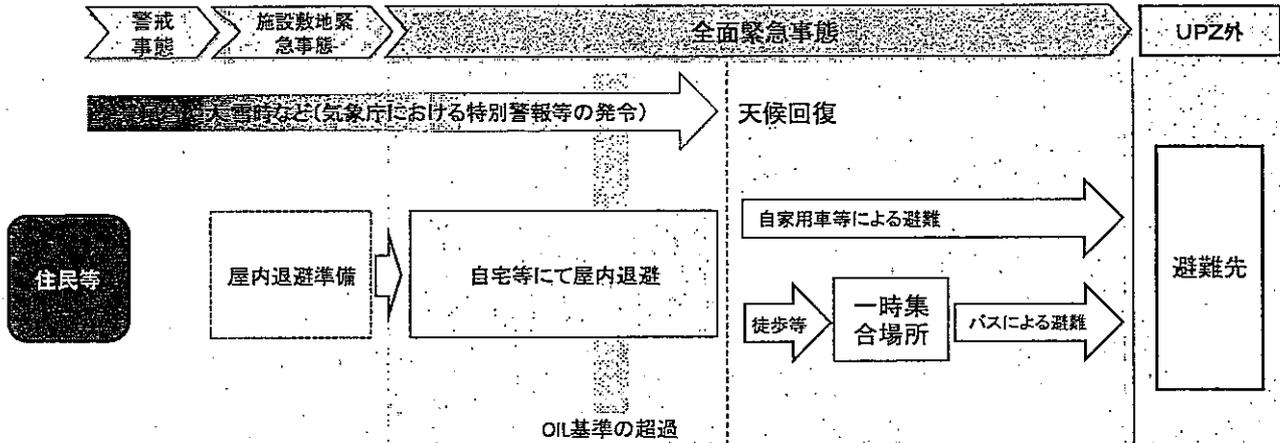
- : 集会所(集合予定人数)
- : 一時集合場所(集合予定人数)
- H : ヘリポート適地等
- : 重点的に復旧が必要な避難経路
- : 避難経路



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により救助組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

- ▶ 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- ▶ その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

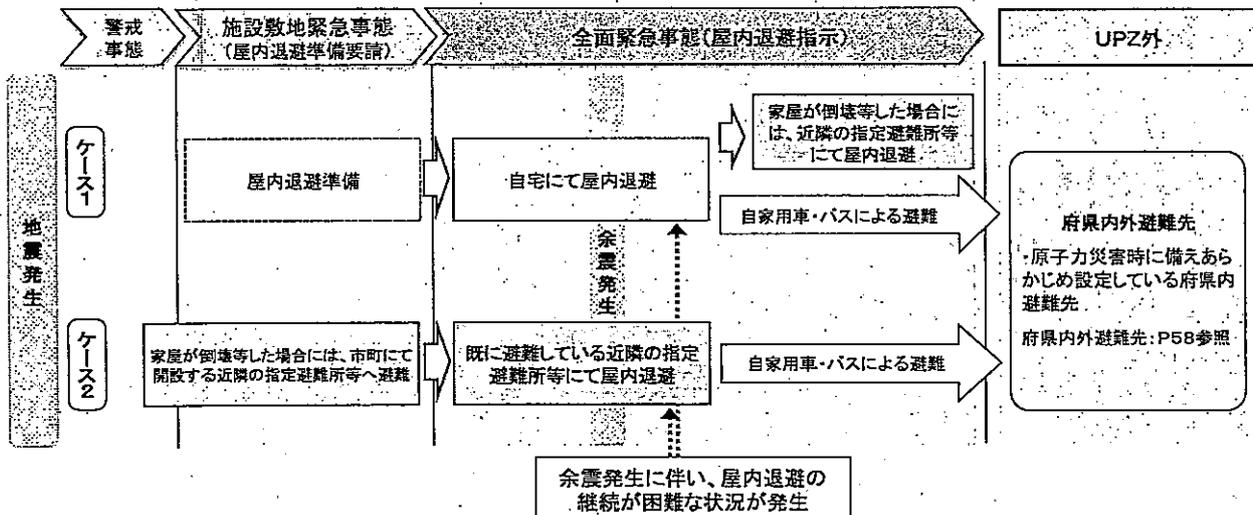
## ＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



90

- ▶ 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等へ避難を実施。
- ▶ その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていながら余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※2。
- ▶ なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

## ＜屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合＞



※1 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

## UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（福井県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が56台、ストレッチャー車両が39台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、704台と89台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー(800台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	260台	175台	
医療機関	173台	253台	
社会福祉施設	350台	105台	
合計	783台※1	533台※2	※1 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	56台	39台	ピストン輸送(14往復)を想定

県内の福祉車両保有数	704台	89台	県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー保有数	800台(平成29年2月時点)		一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同乗により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

92

## UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（京都府）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が47台、ストレッチャー車両が40台に対して、京都府内における保有車両数はそれぞれ、115台と81台(148台※1)であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは府内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)京都府タクシー協会に所属するタクシー(6,047台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	204台	44台	
医療機関	192台	362台	
社会福祉施設	261台	144台	
合計	657台※2	550台※3	※2 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ※3 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	47台	40台	ピストン輸送(14往復)を想定

府内の福祉車両保有数※4	115台	81台	※4 京都府及び府内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
(一社)京都府タクシー協会に所属するタクシー保有数	6,047台(平成29年4月時点)		一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※1. ストレッチャー車両には、複数のストレッチャーを搬送できる車両を含むため、搬送可能数は148台に相当  
 ※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

93

## UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（滋賀県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が3台、ストレッチャー車両が1台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、228台と20台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)滋賀県タクシー協会に所属するタクシー(1,148台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	9台	1台	
医療機関	—	—	
社会福祉施設	23台	0台	
合計	32台※1	1台※2	※1 車椅子車両は1台当たり1名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	3台	1台	ピストン輸送(14往復)を想定

県内の福祉車両保有数	228台	20台	県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
(一社)滋賀県タクシー協会に所属するタクシー保有数	1,148台(平成29年4月時点)		一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

94

## UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（福井県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ内全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数3,645人、必要車両数83台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は878台と必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細についてはP98参照)。

		合計	おおい町 おおい	おぼろ 小浜市	高浜町	わかさぎ 若狭町	美浜町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	72,864	7,552	29,655	10,570	15,313	9,774	H29.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	3,645	378	1,483	529	766	489	UPZ内人口×0.05 住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定※1
必要車両台数※2		83	9	33	12	18	11	バス1台当たり45人程度の乗車を想定

福井県内のバス会社保有車両	878(平成28年12月時点)	福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県保有台数	13,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定。  
 ※2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

95

## UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（京都府）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数84,885人、必要車両数1,417台に対して、京都府内バス会社の保有車両数は2,298台と必要台数を要請し確保。
- なお、府内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98参照）。

		合計	舞鶴市	綾部市	南丹市	京丹波町	京都市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	84,885	79,354	1,600	3,352	278	301	H29.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	63,665	59,516	1,200	2,514	209	226	・UPZ内人口×0.75 ・住民の75%がバスによる一時移転等が必要となると想定※1
必要車両台数		1,417	1,323	27	56	5	6	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



京都府内のバス会社保有車両	2,298 (平成28年3月時点)	京都府内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県保有台数	13,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※1 京都府避難時間推計シミュレーションに基づく想定  
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

## UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（滋賀県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数537人、必要車両数32台に対して、滋賀県内バス会社の保有車両数は505台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98参照）。

		高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	537	H29.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	537	・UPZ内人口 ・住民の100%がバスによる一時移転等が必要となると想定
必要車両台数		32	バス1台当たり17人程度の乗車を想定



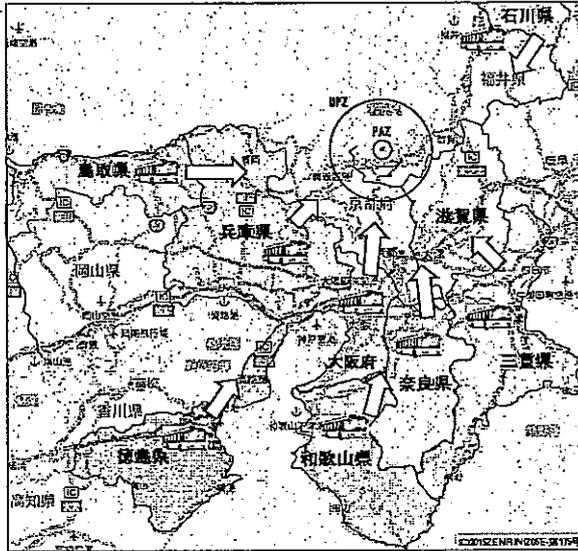
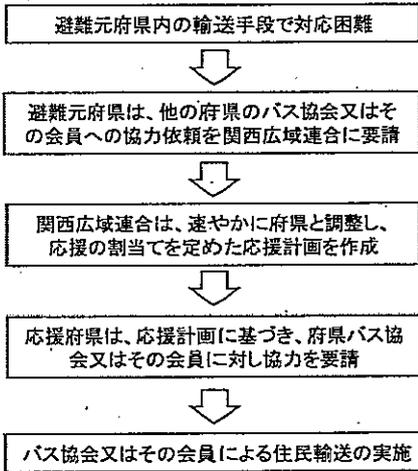
滋賀県内のバス会社保有車両(観光バス)	505 (平成29年4月時点)	滋賀県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県保有台数	13,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※ 不測の事態により上述の輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

福井県、京都府及び滋賀県内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、

- 関西広域連合等関係機関が関西広域連合※の構成府県及び連携県並びに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達
  - ※平成27年12月に近畿2府8県及び関西広域連合にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】



各府県保有バス台数	
府県名	保有台数(台)
石川県	1,229
三重県	1,230
大阪府	4,022
兵庫県	3,917
奈良県	1,006
和歌山県	706
鳥取県	540
徳島県	515
計	13,165

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

他の地方公共団体からの応援計画①

➢ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、福井県、京都府及び滋賀県に対する関係地方公共団体からの支援策として、近隣府県や広域圏、または全国規模の応援協定が締結されている。

福井県・岐阜県災害時等の相互応援に関する協定(平成7年10月6日)

- 【応援内容】
- 被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
  - 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
  - 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
  - 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
  - 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
  - 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
  - ごみ、し尿処理のための車両及び施設のあっせん
  - その他特に要請のあった事項

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(平成24年10月25日)

- 【対象】  
福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合
- 【応援内容】
- 職員の派遣
  - 食料、飲料水及び生活必需品の提供
  - 資機材の提供
  - 避難者及び傷病者の受入れ
  - その他特に要望のあった事項

中部9県1市災害時等の応援に関する協定(平成19年7月26日)

- 【対象】  
富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋
- 【応援内容】
- 応援物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
  - 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同利用等被災県市等の境界付近における必要な措置
  - 被災者等の一時収容のための施設の提供
  - 医療機関による傷病者の受入れ
  - その他特に要請のあった事項

福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定(平成26年6月11日)

- 【応援内容】
- 広域避難に係る避難者の受け入れ調整
  - 原子力防災活動資機材の提供  
(緊急時モニタリング資機材・原子力防災活動資機材・緊急時医療資機材)
  - 原子力防災関係職員の派遣  
(緊急時モニタリング関係職員・緊急時医療関係職員・その他原子力災害対策関係職員)

北陸三県災害時等の相互応援に関する協定(平成21年5月16日)

- 【対象】  
富山県、石川県、福井県
- 【応援内容】
- 被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係るヘリコプターの派遣
  - 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアのあっせん
  - 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
  - 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
  - 避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
  - 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
  - ごみ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん
  - 医療機関による傷病者の受入れ
  - その他要請のあった事項

福井県・奈良県災害時等の相互応援に関する協定(平成26年5月11日)

- 【応援内容】
- 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
  - 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
  - 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
  - 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
  - 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
  - その他特に要請のあった事項
  - 平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等
  - 原子力災害時の避難受入れにかかる関係市との調整等の協力

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定  
(平成23年10月31日)

【対象】  
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

- 【応援内容】
- ①職員の派遣
  - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
  - ③避難施設及び住宅の提供
  - ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
  - ⑤医療支援
  - ⑥その他応援のため必要な事項

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定  
(平成29年6月5日)

【対象】  
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

- 【応援内容】
- ①住民の避難
  - ②被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援
  - ③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
  - ④その他特に要請のあった事項

関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定  
(平成29年6月6日)

【対象】  
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、四国知事会（高知県、香川県、愛媛県、高知県）

- 【応援内容】
- ①職員の派遣
  - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
  - ③資機材の提供
  - ④避難者及び傷病者の受入れ
  - ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
  - ⑥医療支援
  - ⑦その他被災した構成府県市が要請した支援

原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)

【対象】  
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

- 【応援内容】
- ①原子力防災資機材の提供
  - ②職員の派遣

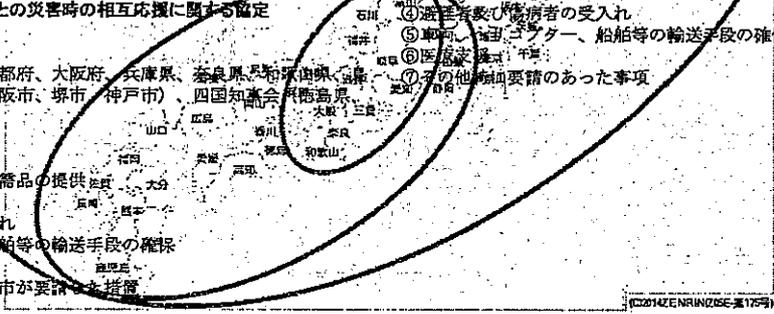
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成24年5月18日)

- 【応援内容】
- ①人的支援及び斡旋
  - ②物的支援及び斡旋
  - ③施設又は業務の提供及び斡旋
  - ④その他特に要請のあったもの

関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定(平成26年6月11日)

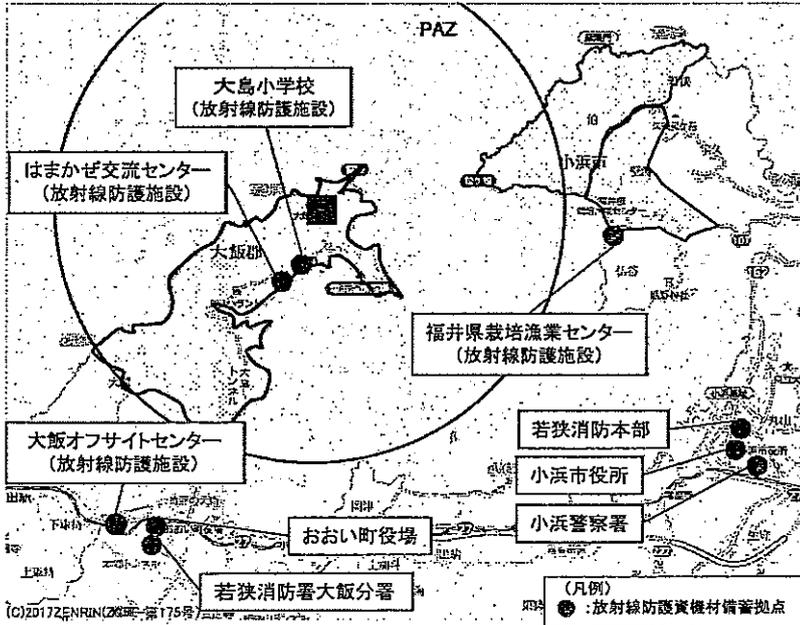
【対象】  
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

- 【応援内容】
- ①職員等の派遣
  - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
  - ③資機材の提供
  - ④避難者及び傷病者の受入れ
  - ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
  - ⑥医療支援
  - ⑦その他特に要請のあった事項



## 7. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制

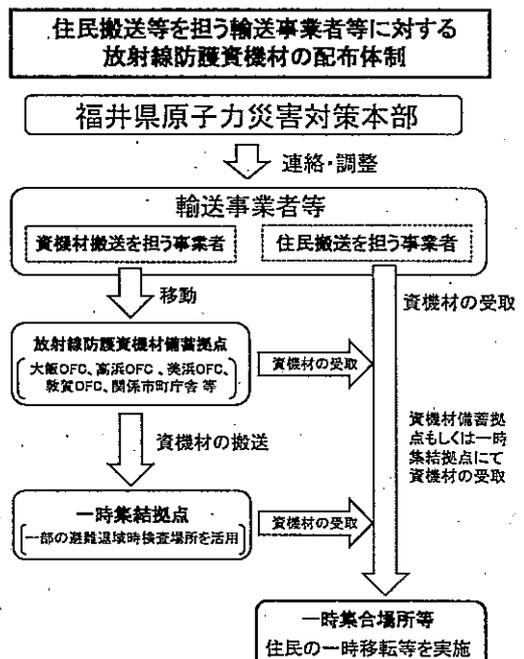
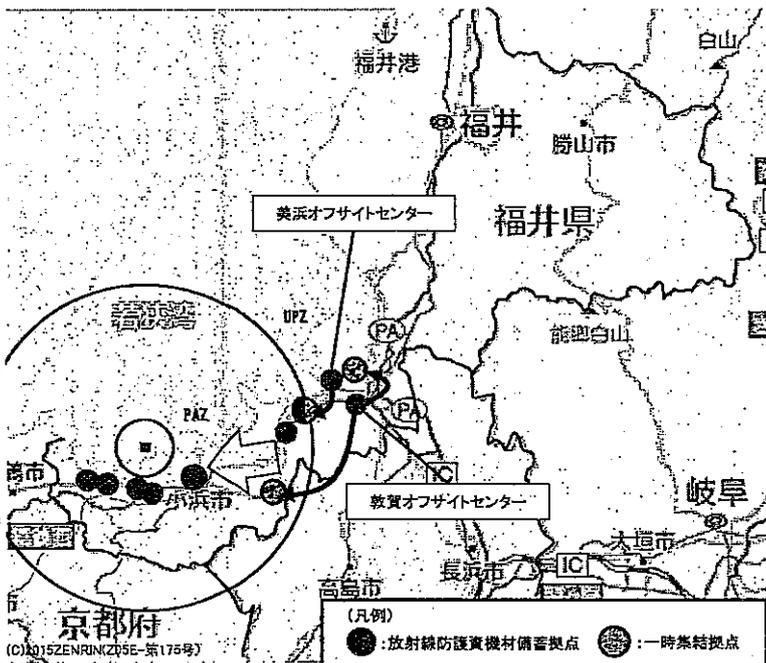
- 福井県は、PAZ内の防護対策を担う自治体職員、警察・消防職員(消防団員を含む)のほか、バス会社等の運転者、放射線防護施設の施設管理者等向けに防護服・個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、放射線防護資機材を避難誘導者、運転者に配布し、万一に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



サーベイメータ(GM管) 個人線量計 タイベックスーツ

備蓄拠点	対象者
大飯オフサイトセンター おおい町役場 小浜市役所	自治体職員、避難誘導者 バス運転者等防災関係者
小浜警察署 若狭消防本部 若狭消防署大飯分署	警察職員 消防職員、消防団員 等
はまかぜ交流センター 大島小学校 福井県栽培漁業センター	施設管理者、避難誘導者等

- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用に関する訓練・研修を定期的実施。





- ▶ 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の内容を充実させて締結。
- ▶ 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定※ (平成26年10月10日)

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

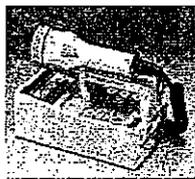
原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ

※本協定のほか、関西電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び九州電力の5社間において「原子力事業における相互協力に関する協定」を締結(平成28年8月5日)

福井県、京都府及び滋賀県の関係市町における行政備蓄

- ▶ 緊急時に備え、府県及び関係市町では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、府県が調整を行い、それぞれの府県内の全市町より、備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備。

避難元市町の生活物資の備蓄状況

	福井県関係市町						京都府関係市町						滋賀県関係市町	
	福井県	おおい町	高浜町	おがきまち若狹町	おほし小浜市	美浜町	京都府	まいづる市舞鶴市	あふれし綾部市	あしたし南丹市	あさかしの京丹波町	京都市	滋賀県	高島市
食料品(食)	58,920	6,120	4,110	3,020	16,286	1,680	148,109	10,638	4,190	9,964	9,930	640,500	258,460	35,070
飲料水(リットル)	-	3,432	100,468	1,200	3,232	1,008	58,035	3,912	2,359	7,416	5,400	444,000	9,408	34,356
毛布(枚)	19,480	900	1,857	961	2,440	1,610	63,231	3,555	4,180	698	790	72,288	26,950	11,450
簡易トイレ(糞)(缶内は携帯型の個数)	237	22	53	33	23	-	(1,400)	10(26)	(54)	(340)	8(50)	1,431(2,336)	-	20(872)

※ 上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。  
 ※ 上記の数量は福井県はH28.11時点、京都府はH28.4時点、滋賀県はH29.1時点。  
 ※ 福井県の飲料水備蓄については、浄水器(1台あたり2,000L/時間造水可能)10台を利用することで対応する。

# 福井県における災害時の物資供給等に関する協定の主な締結状況

➤ 関係市町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、福井県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

## 災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等	市町	協定の種類・締結民間企業等	
福井県	災害時における応急生活物資の協力に関する協定	災害発生時における応急生活物資の供給	福井県米穀(株)、福井県生活協同組合連合会、福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、(一財)福井市中央卸売市場協会、(株)パロー、(有)南部酒造場、(株)ハビース、(株)若狭瓜割、(株)おおい、北陸コア・コーポリング(株)、サントリーフーズ(株)、キリンパレツジ(株)北陸支社、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、大塚製薬(株)、西日本段ボール工業組合	おおい町	生活物資等の供給【福井県民生活協同組合】 燃料等の供給【(社)福井県エルピーガス協会福井支部】
	災害時等における燃料の供給に関する協定	災害時等における燃料の供給	福井県石油業協同組合、(社)福井県エルピーガス協会	高浜町	生活物資等の供給【NPO法人コメリ災害対策センター、福井県民生活協同組合】 燃料等の供給【(社)福井県エルピーガス協会若狭支部】
	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送、専門家の派遣	(一社)福井県トラック協会	若狭町	生活物資等の供給【JA若狭、JA敦賀美方、協同組合三方SC、(株)PLANT、(株)若狭瓜割、(株)光洋若狭工場、福井県民生活協同組合】
	災害時等における物資の保管等に関する協定	災害発生時における救援物資の受け入れ、仕分け、保管・管理および出庫	福井県倉庫協会	美浜町	生活物資等の供給【NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ティケーエス、美浜町衣料品組合、敦賀美方農業協同組合、美浜町商業振興協同組合、美方菓子組合美浜支部、美浜町食品組合、美浜町料理飲食店組合、福井県民生活協同組合】 燃料等の供給【(社)福井県エルピーガス協会敦賀支部、美浜町石油組合】

※ 法人名等は協定締結当時の名称 108

# 京都府における災害時の物資供給等に関する協定の主な締結状況

➤ 関係市町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、京都府は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

## 災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等	市町	協定の種類・締結民間企業等
京都府	災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	災害時における応急対策物資供給等	舞鶴市	生活物資等の供給【舞鶴商工会議所、(株)エール、NPO法人コメリ災害対策センター、ゴダイ(株)】 燃料等の供給【(社)京都府エルピーガス協会舞鶴支部】
			綾部市	生活物資等の供給【京都府の農産協同組合、(株)マツモト、近畿コカ・コーポリング(株)、NPO法人コメリ災害対策センター、ゴダイ(株)】 燃料等の供給【(社)京都府エルピーガス協会綾部支部】
	南丹市	生活物資等の供給【(株)ケーエスケー、(株)アコープ園路店、(株)井筒ハツ橋本舗、男前豆腐店(株)、京都農業協同組合、(株)湖池屋、NPO法人コメリ災害支援センター、(株)仙太郎、(株)ダイコー、(株)虎屋、南丹市商工会、日本ミルクコミュニティ(株)、(株)伏見屋、(株)マツモト、近畿コカ・コーポリング(株)】 燃料等の供給【(社)京都府エルピーガス協会南丹船井支部】		
	京丹波町	生活物資等の供給【近畿コカ・コーポリング(株)】 燃料等の供給【(社)京都府エルピーガス協会南丹船井支部】		
災害等緊急時における貨物自動車輸送の応援に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(一社)京都府トラック協会		
災害時の支援活動等における相互協力に関する協定	災害時における緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者への情報提供等	京都府石油商業組合		
災害時等における物資の保管等に関する協定	災害時における救援物資の受け入れ、仕分け、保管及び出庫	京都倉庫協会	京都市	生活物資等の供給【(株)大丸松坂屋百貨店大丸京都店、(株)高島屋京都店、(株)藤井大丸、(株)ジェイアル西日本伊勢丹、(株)ファミリーマート、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ローソン、京都生活協同組合、関係中央卸売市場、京都バン共同組合、全日本バン共同組合連合会近畿圏北陸ブロック、伏見酒造組合、コカ・コーラウエスト(株)、ダイードリンコ(株)西日本営業部、サントリーフーズ(株)近畿支社、(株)宝島(株)、コーナン商事(株)、京都福祉介護用品協会、(一社)日本非常食推進機構】 燃料等の供給【京都府石油商業組合、(一社)京都府LPガス協会】 物資等の輸送【(一社)京都府トラック協会、(公社)京都青年会議所、(一社)京都府バス協会、佐川急便(株)西日本支社、ヤマト運輸(株)】

※ 法人名等は協定締結当時の名称

高島市及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、滋賀県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

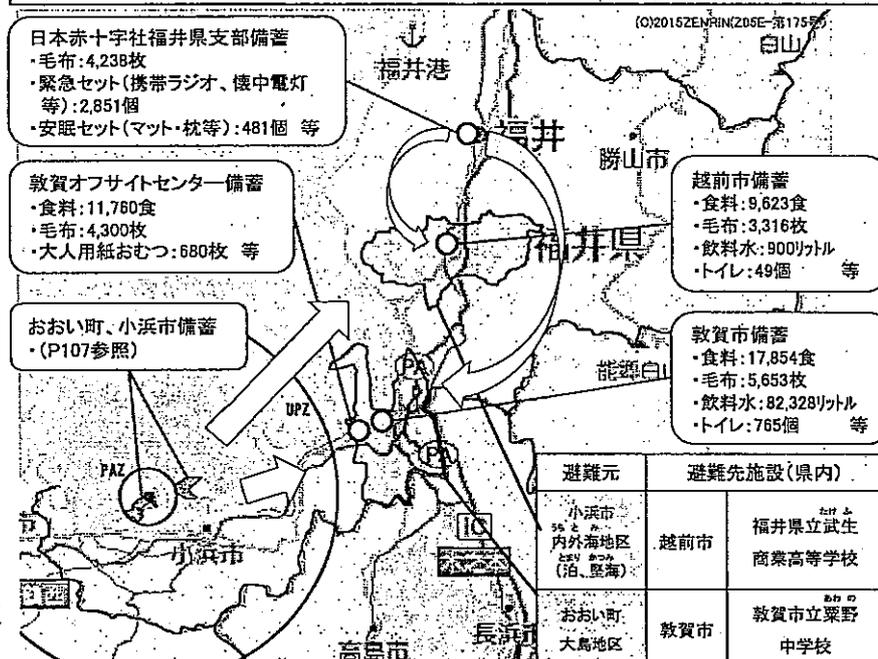
災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等	市町	協定の種類・締結民間企業等
			高島市	生活物資の供給等 【生活協同組合コープしが、(株)アヤハディオ、(株)ナフコ、NPO法人コメリ災害対策センター】  燃料の供給等 【社団法人滋賀県エルピーガス協会高島支部、滋賀県石油協同組合高島支部】  物資等の輸送 【社団法人滋賀県トラック協会湖西支部、高島市漁業振興連絡会】
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	災害救助に必要な物資の調達および供給等	滋賀県生活協同組合連合会、(株)西友、(株)平和堂、ジャスコ(株)近畿カンパニー、(株)津近鉄百貨店、ユーストア(株)、NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ローソン、(株)セブンイレブン・ジャパン、富士産業(株)、(株)ファミリーマート、三笠コカ・コーラボトリング(株)		
災害時の燃料の供給に関する協定	災害時における石油類燃料の供給等	滋賀県石油商業組合		
災害時における物資の輸送に関する協定	災害時における物資の輸送	(一社)滋賀県トラック協会、滋賀県漁業協同組合連合会、琵琶湖汽船(株)、近江トラベル(株)、(株)ノビア		
災害時における物資の保管等に関する協定	災害時における物資の輸送、受入れ、仕分け、保管および出庫等の物流業務	一般社団法人全国物流ネットワーク協会、滋賀県倉庫協会		

※ 法人名等は協定締結当時の名称

おおい町及び小浜市からのPAZ内避難時（県内避難）の物資備蓄・供給体制

おおい町、小浜市のPAZ内からの避難住民の受入れ時には、受入先自治体による備蓄のほか、福井県、おおい町及び小浜市による備蓄、さらには福井県、おおい町及び小浜市と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄、日本赤十字社福井県支部に備蓄された物資（食料等の生活用品）等を、福井県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。  
福井県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、福井県から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



協定の種類	内容
福井県 災害時における応急生活物資の協力に関する協定 ほか3協定	災害発生時における応急生活物資等の供給
おおい町 災害時における物資供給に関する協定 ほか1協定	災害発生時における応急生活物資等の供給
小浜市 災害時等における生活物資の供給協力に関する協定 ほか1協定	災害時等における生活物資の供給

※詳細はP108参照

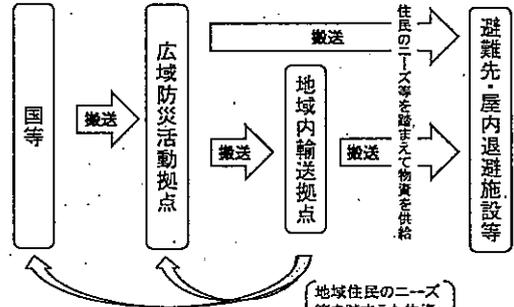
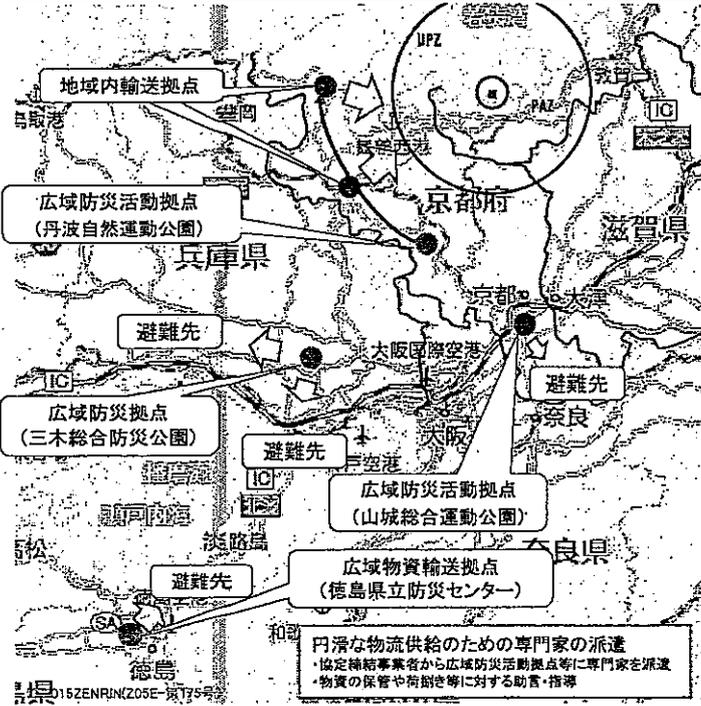
避難元自治体による流通備蓄  
・食料品、飲料水、日用品、衣料品  
・その他おおい町及び小浜市が指定する物資

(※)物資備蓄数は概数



# 京都府における物資の調達・供給

- ▶ 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため、広域防災活動拠点を設定※。広域防災活動拠点では、市町の要求を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、住民の避難先等や地域内輸送拠点に輸送。
- ※京都府にて設定している広域防災活動拠点の他にも、協定に基づき、倉庫協会に所属する倉庫業者の倉庫も物流拠点として活用。
- ▶ 地域内輸送拠点では、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- ▶ 広域防災活動拠点・地域内輸送拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



**広域防災活動拠点**  
(丹波自然運動公園、山城総合運動公園)

- ・避難・屋内退避住民に対する政府等の供給食料・物資の集積
- ・ボランティア団体等による食糧・物資の集積
- ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
- ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
- ・避難住民への食糧・物資の供給
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

**地域内輸送拠点**

- ・避難先住民や屋内退避住民への食糧・物資の供給
- ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

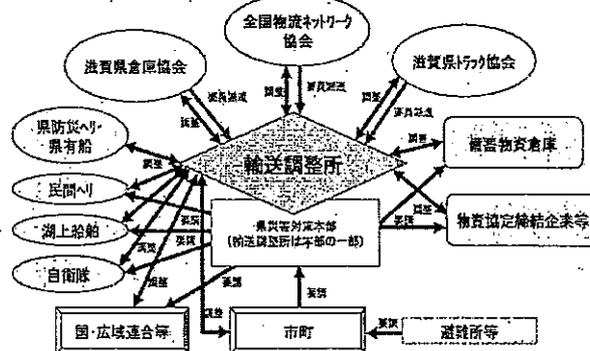
**円滑な物流供給のための専門家の派遣**  
・協定締結事業者から広域防災活動拠点等に専門家を派遣  
・物資の保管や荷捌き等に対する助言・指導

# 滋賀県における物資の調達・供給

- ▶ 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため物資輸送拠点を、協定により選定を受けた民間倉庫(30箇所)等の空き状況等を考慮し決定。
- ▶ 物資の効率的な輸送を図るため、災害時に(一社)全国物流ネットワーク協会、滋賀県倉庫協会、(一社)滋賀県トラック協会を中核とした輸送調整所を滋賀県災害対策本部内に設置し、物資輸送拠点や湖上輸送拠点等を利用して官民共同による緊急輸送体制を構築。
- ▶ 物資輸送拠点では、高島市の要求を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、住民の避難先等に輸送。
- ▶ 輸送調整所では、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。



【輸送調整所の設置と緊急輸送体制】



**物資輸送拠点**

- ・避難・屋内退避住民に対する県外などからの緊急物資等の受け入れ、整理、積み替え、一時保管等を行う拠点。

**湖上輸送拠点**

- ・琵琶湖が県央にある地理特性を活かし、県有船や民間船等を利用した湖上輸送を行うための拠点。

# 原子力事業者による生活物資等の支援体制

- ▶ 関西電力では、災害時に福井県、京都府、滋賀県及び関係市町が備蓄する生活物資が不足する場合に備え、原子力事業本部及び原子力発電所に備蓄している食料、生活物資等を支援する備蓄体制を整備。
- ▶ さらに、バックアップとして京都府、滋賀県、大阪府等の本店・支社および近隣の事業所に備蓄している生活物資について出来る限り支援する。
- ▶ 物資等の輸送に関しては、関西電力が非常災害時に備えて、日常から物流業務を委託している民間業者と締結した資機材全般の輸送に係る協定を活用する。

## 生活物資の備蓄状況

	食料品 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
合計	59,600	14,000	1,300

※H29.8月時点  
 ※物資の供給は、各府県からの要請に基づき、各事業所に備蓄されている物資を総合的に運用のうえ、要請に対応。  
 ※上記備蓄数でも不足する場合は、必要に応じて流通物資を活用して生活物資の確保に努める。  
 ※その他、携帯トイレ等についても備蓄をしている。

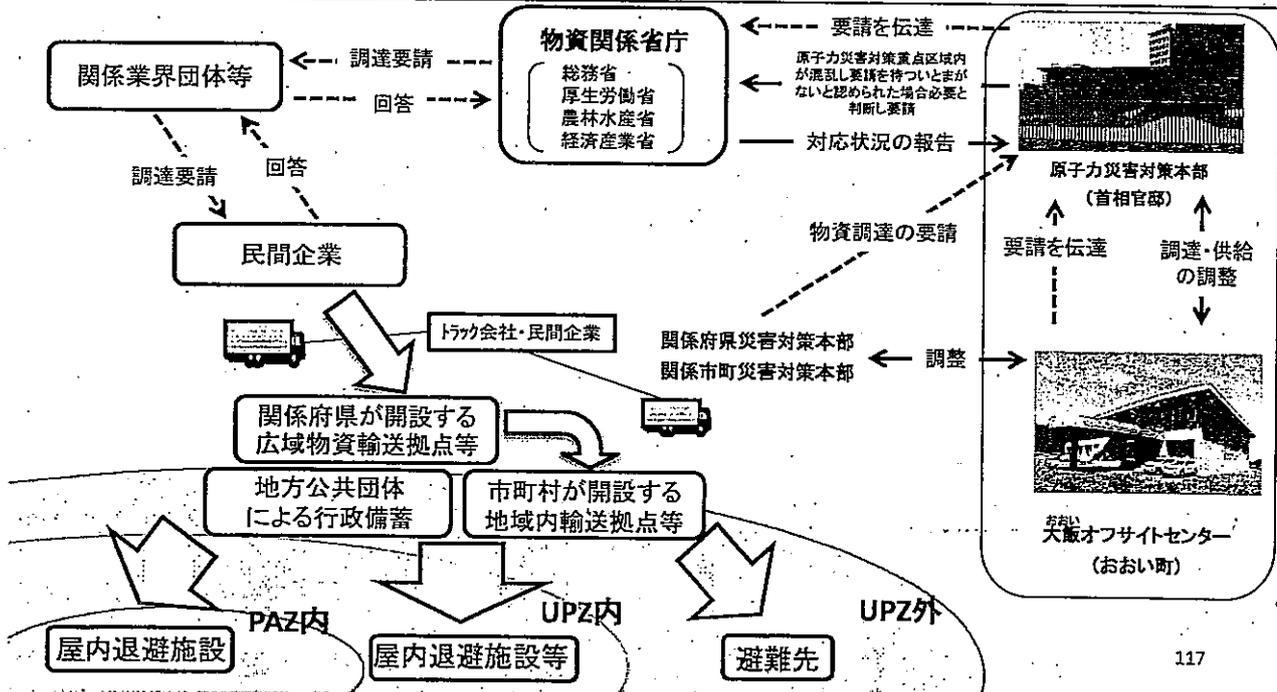


## 災害時における物資の輸送に関する協定等の締結状況

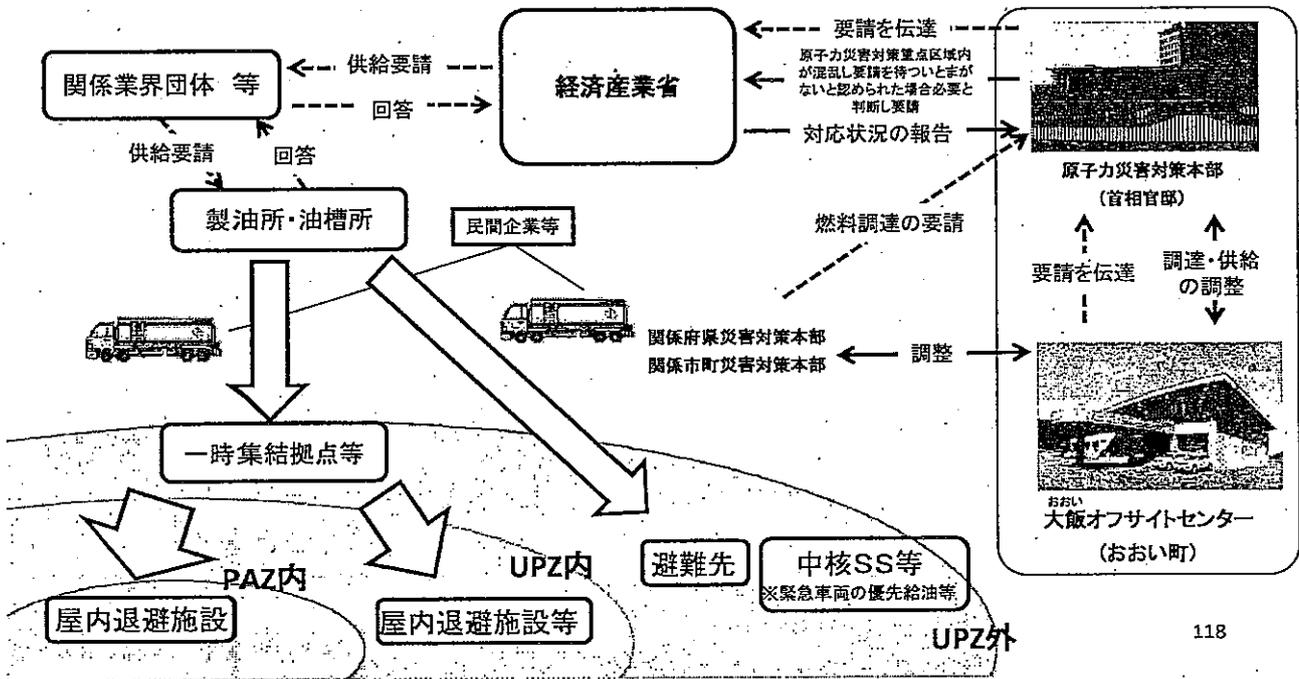
協定の種類	内容	締結民間企業等
非常災害時における資機材等の輸送用車両の優先提供に関する協定	輸送車両の優先利用等	関西圏域の民間業者

# 国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- ▶ 関係府県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、関係府県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- ▶ 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、国の原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、関係府県が開設する広域物資輸送拠点等への物資搬送を行う。



- 関係府県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、関係府県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し燃料調達への要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待つとまがないと認められた場合、国の原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から屋内退避施設や避難先等への搬送を行う。



## 主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

- 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰等	各種食品産業関係団体等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトーパー、毛布等	什器・備品レンタル協会、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構(JOGMEC)等
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資	
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄	

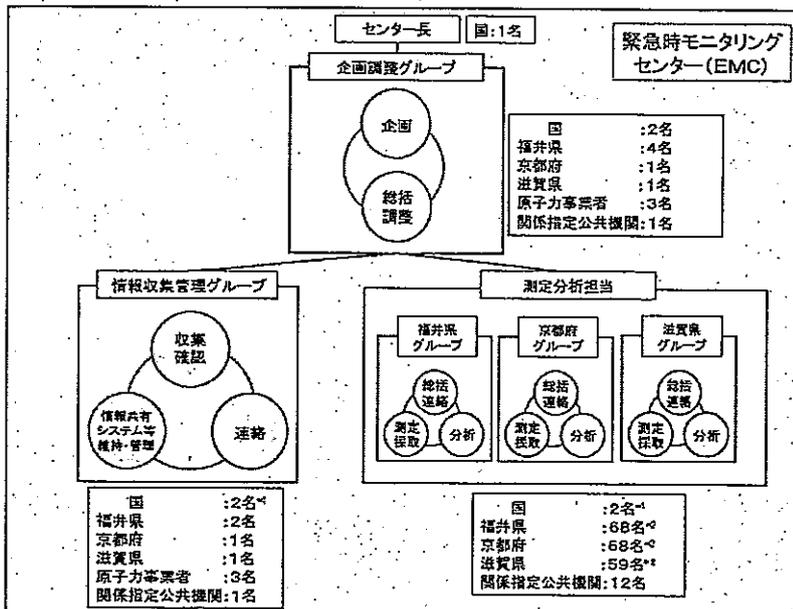
※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P117、118の体制に基づき実施。

## 8. 緊急時モニタリングの実施体制

120

### 緊急時モニタリングの体制

- ▶ 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。
- ▶ 緊急時モニタリングセンター(EMC)の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを大飯オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの府県に拠点を設置する。
- ▶ 高浜原子力規制事務所に大飯・高浜地域を担当する2名の上席放射線防災専門官を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



#### 企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

#### 情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

#### 測定分析担当

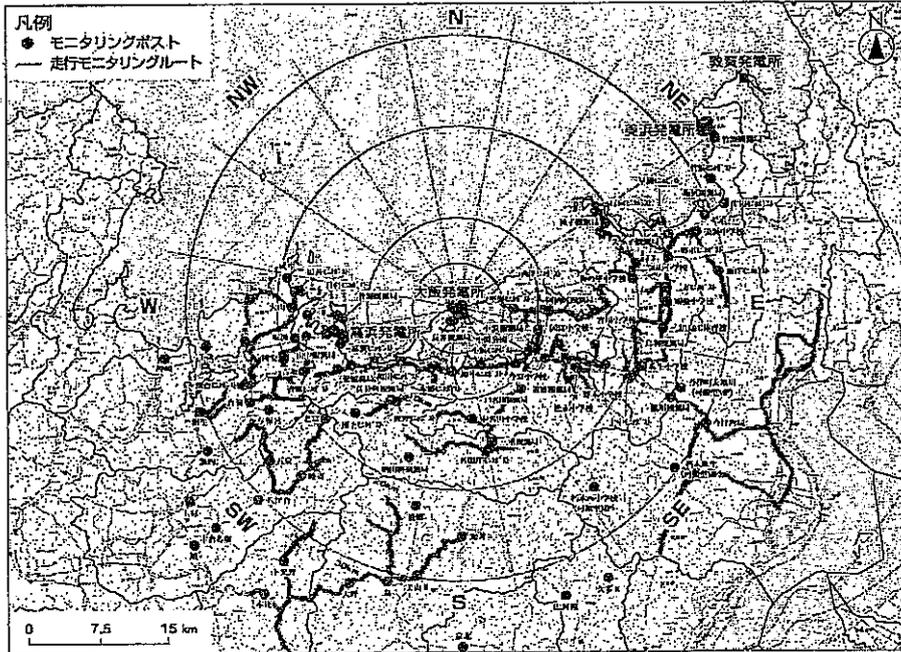
緊急時モニタリングを実施する。

\*1 国から委託を受けた民間の機関含む

\*2 協定に基づく原子力事業者を含む

121

- ▶ 大飯地域におけるUPZ内及びその周辺の福井県、京都府及び滋賀県の11市町(福井県5市町、京都府5市町、滋賀県1市)に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点100地点(PAZを除く福井県33地点、京都府30地点、滋賀県4地点、原子力事業者33地点)を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- ▶ 大飯発電所敷地内及びPAZ内では、9地点の測定局で連続測定を実施。
- ▶ UPZ外については、必要に応じて国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



122

# 福井県における環境放射線モニタリング機器

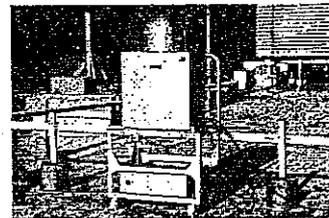
- ▶ モニタリングポスト
  - ・モニタリングポスト(福井県:55局(水準調査用11局を含む。)、原子力事業者:60局)及び簡易型電子線量計観測局(55局)で、福井県域の放射線量を測定
  - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(18台)を配備
- ▶ モニタリングカー
  - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト【115局】



簡易型電子線量計観測局【55局】  
(バッテリー付)



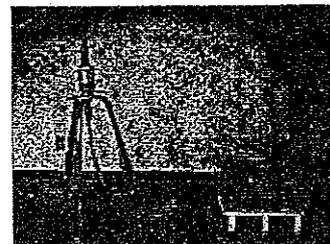
可搬型モニタリングポスト【18台】  
(バッテリー付)



ガンマ線核種分析ラボ車【1台】  
(高性能モニタリングカー)



モニタリングカー【1台】

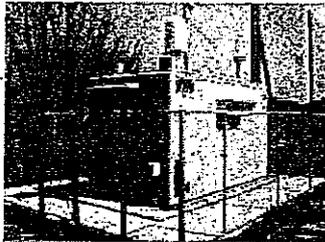


可搬型ダストヨウ素サンプラー【5台】

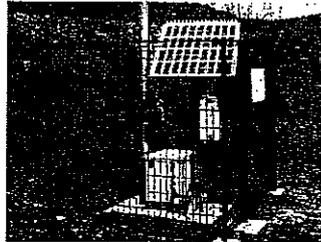
123

# 京都府における環境放射線モニタリング機器

- ▶ モニタリングポスト
  - ・モニタリングポスト(京都府:29局(水準調査用9局を含む。)、原子力事業者:2局)及び簡易型電子線量計(31局)で京都府域の放射線量を測定
  - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(5台)を配備
- ▶ モニタリングカー
  - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



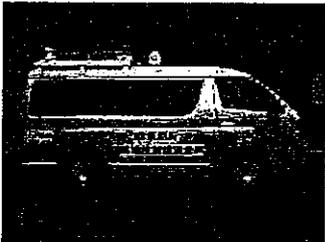
モニタリングポスト【31局】



簡易型電子線量計【31局】



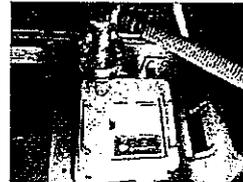
可搬型モニタリングポスト【5台】  
(太陽光パネル+バッテリー付)



モニタリングカー【3台】  
(走行サーベイ車)



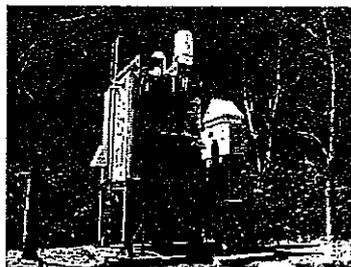
モニタリングカー【1台】



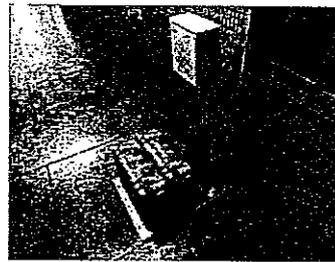
可搬型ダストヨウ素サンプラー【3台】

# 滋賀県における環境放射線モニタリング機器

- ▶ モニタリングポスト
  - ・モニタリングポスト(15局(水準調査用9局を含む。))で、滋賀県域の放射線量を測定
  - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(12台)を配備
- ▶ モニタリングカー
  - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカーを配備



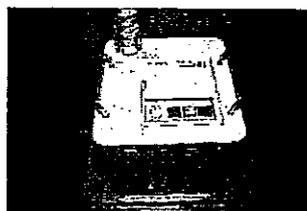
モニタリングポスト【15局】



可搬型モニタリングポスト【12台】

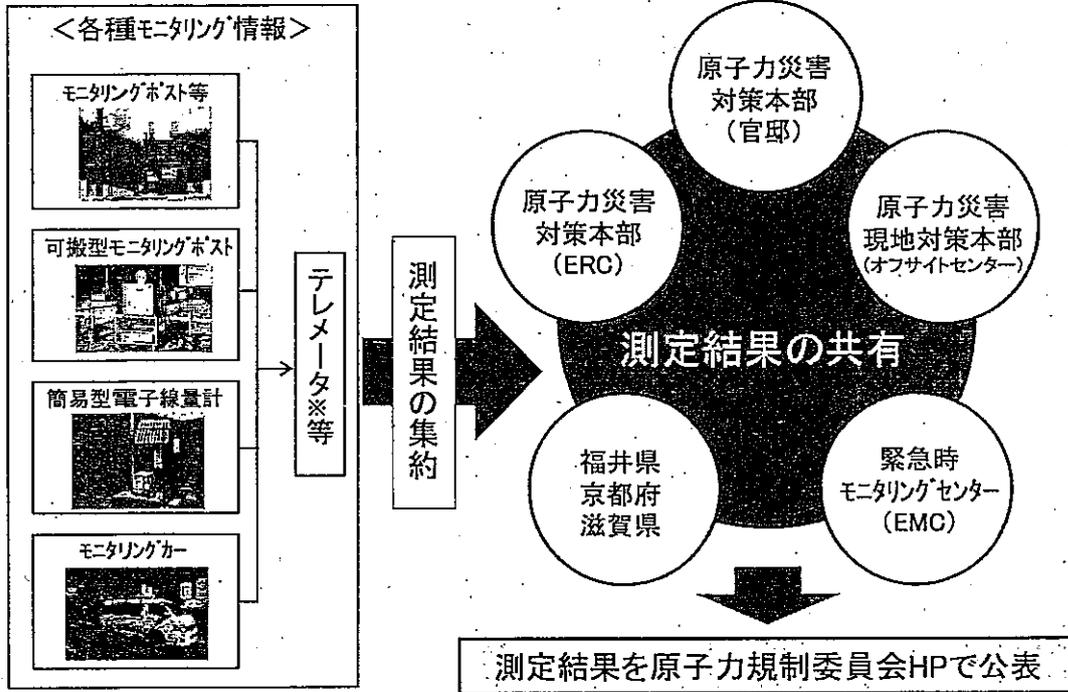


モニタリングカー【2台】



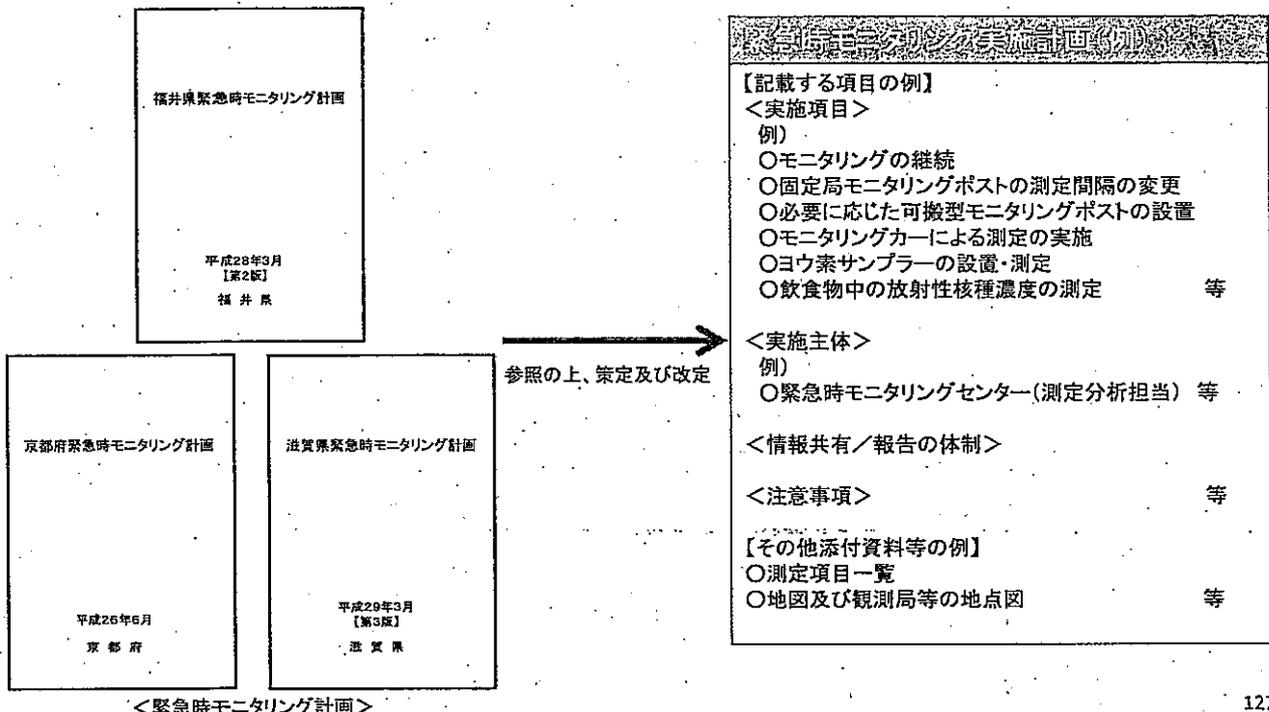
可搬型ダストヨウ素サンプラー【4台】

緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ:モニタリング情報収集装置

福井県、京都府、滋賀県では、緊急時モニタリング計画を策定している。  
国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



<緊急時モニタリング計画>

- ▶ 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- ▶ 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

## <概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

- 動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、
- ▶ 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という。）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
  - ▶ 上述の情報の更新の方法
  - ▶ 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数  
（平成26年度調査による。福井県、京都府、滋賀県、関西電力を除く。）

	要員 (数)	可搬型 モニタリング ポスト(台)	モニタリング カー(台)
国	12	40	9
道府県	752	217	20
原子力 事業者	550	44	30
関係指定 公共機関	111	21	5

※ 各資機材については保有数を記載。

# 大飯地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

- ▶ 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、福井県、京都府及び滋賀県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

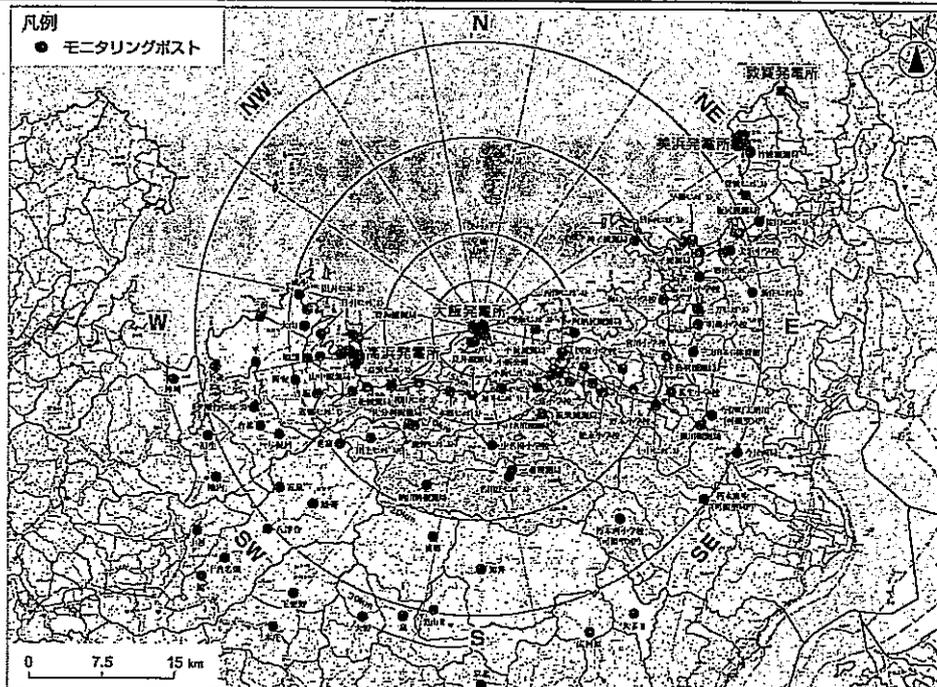
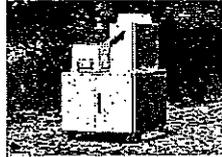


図 大飯地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

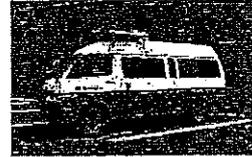
- モニタリングポスト
  - ・モニタリングポスト等(計6局)で、周辺監視区域境界付近の放射線量等を測定
  - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
  - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(6台)
- 可搬型モニタリングポスト
  - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポストを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(モニタリングポスト等の代替用6台を含む10台)の放射線量を測定
- モニタリングカー
  - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)を配備
- 可搬型放射線計測装置
  - ・発電所及びその周辺の放射線量等を測定
- オフサイトの協力
  - ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣するほか、状況に応じて可搬型モニタリングポスト等の資機材を活用して、オフサイトの緊急時モニタリングに協力



モニタリングポスト等【6局】



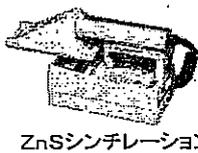
可搬型モニタリングポスト【10台】  
(衛星系回線による通信機能付)



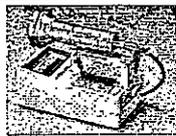
モニタリングカー【1台】



可搬式ダストサンプラ

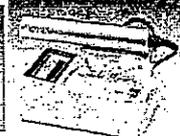
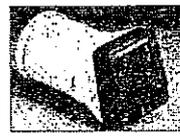


ZnSシンチレーション  
サーベイメータ



B線サーベイメータ

主な可搬型放射線計測装置の例



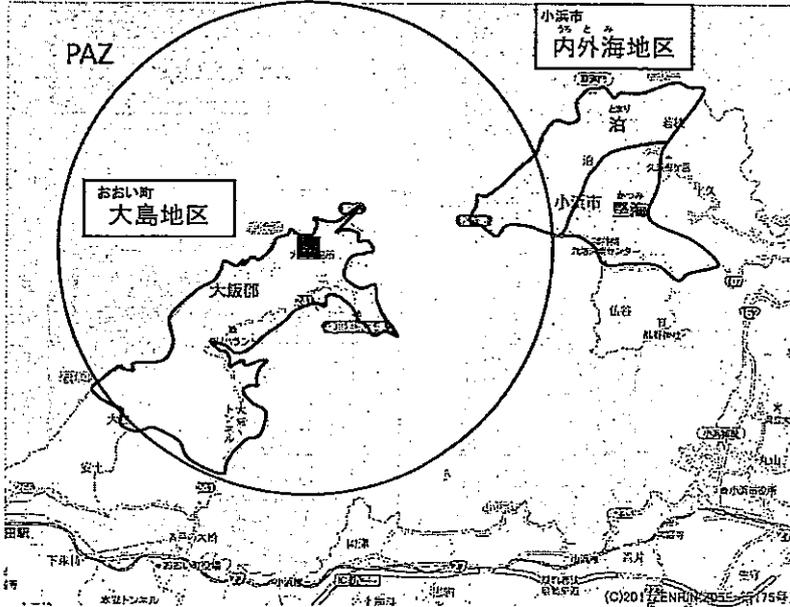
(サーベイメータ類)

モニタ車に搭載する可搬型測定機材の例

130

## 9. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

- 福井県おおい町及び小浜市では、安定ヨウ素剤の住民説明会を平成26年より開催し、同時に事前配布を実施した。福井県では平成29年4月現在、850人に配布した。今後も継続して、未配布者に対するフォローを実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。



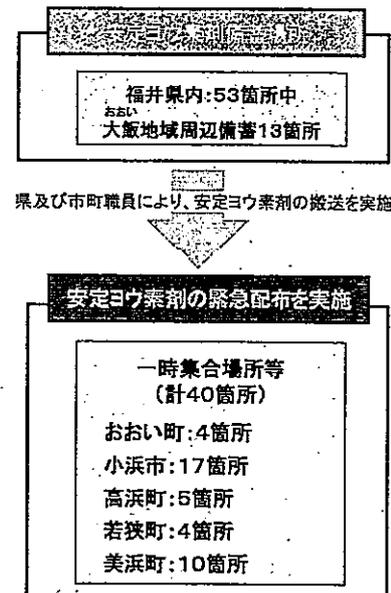
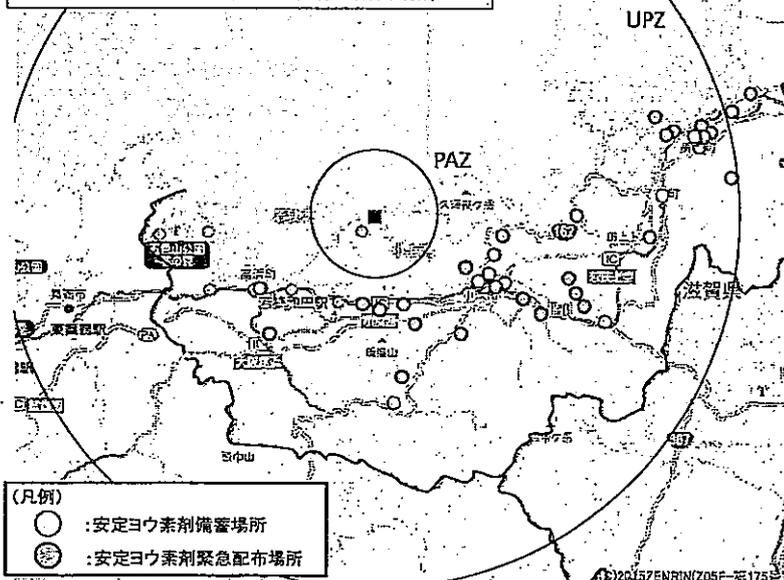
地区	住民数 (人)	配布者数 (人)
おおい町 大島地区	736	595
小浜市 内外海地区 (泊・堅海)	267	255
合計	1,003	850

※対象住民数  
福井県：平成29年4月現在  
※配布者数  
福井県：平成29年4月現在

福井県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

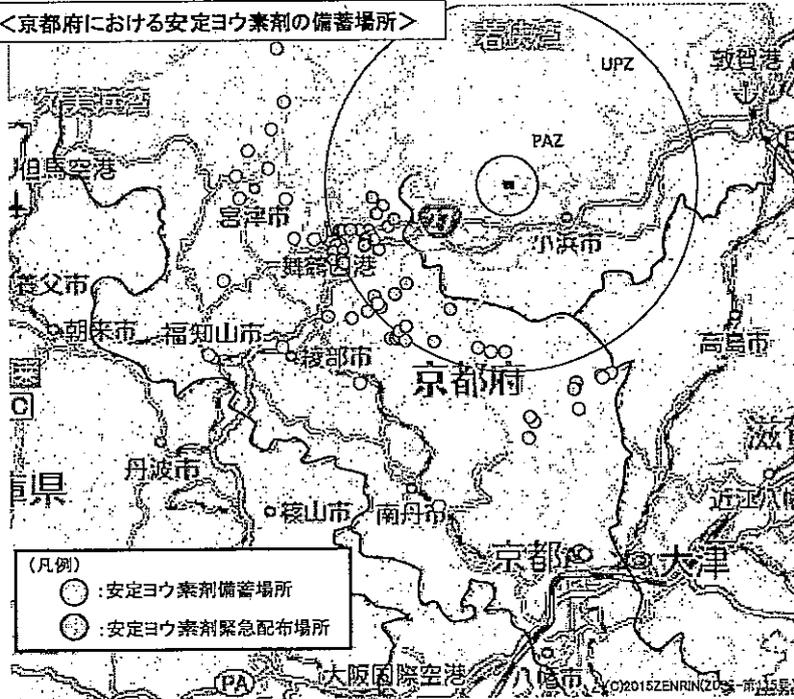
- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、福井県は計53箇所の施設に合計で丸剤1,920,000丸と粉末剤18,000gを備蓄及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤19,800包を備蓄。
- 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。
- 原子力事業者は、福井県から要請があった場合は可能な範囲で備蓄している安定ヨウ素剤を貸与。

<福井県における安定ヨウ素剤の備蓄場所>



- ▶ 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、京都府は計53箇所の施設に合計で丸剤400,000丸と粉末剤8,000gを備蓄及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤7,320包を備蓄。
- ▶ 緊急配布は府及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。

<京都府における安定ヨウ素剤の備蓄場所>



安定ヨウ素剤の備蓄状況

京都府: 53箇所

府及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集結場所等  
(計53箇所)

- 舞鶴市: 30箇所
- 綾部市: 7箇所
- 南丹市: 4箇所
- 京丹波町: 6箇所
- 京都市: 6箇所

- ▶ 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、滋賀県は計129箇所の施設に合計で丸剤592,000丸、粉末剤2,350gを備蓄及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤2,580包を備蓄。
- ▶ 緊急配布は備蓄場所となっている一時集合場所等にて、県及び関係市町職員が、対象住民等に順次配布・調製を実施。

<滋賀県における安定ヨウ素剤の備蓄場所>



安定ヨウ素剤の備蓄状況

滋賀県: 129箇所中  
高島市84箇所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

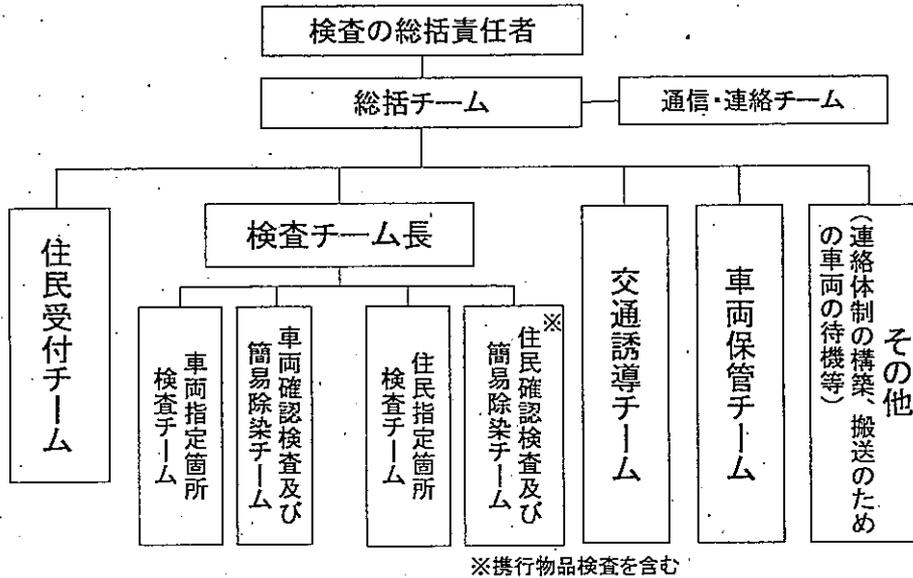
安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集合場所等  
高島市(大飯UPZ周辺): 14箇所



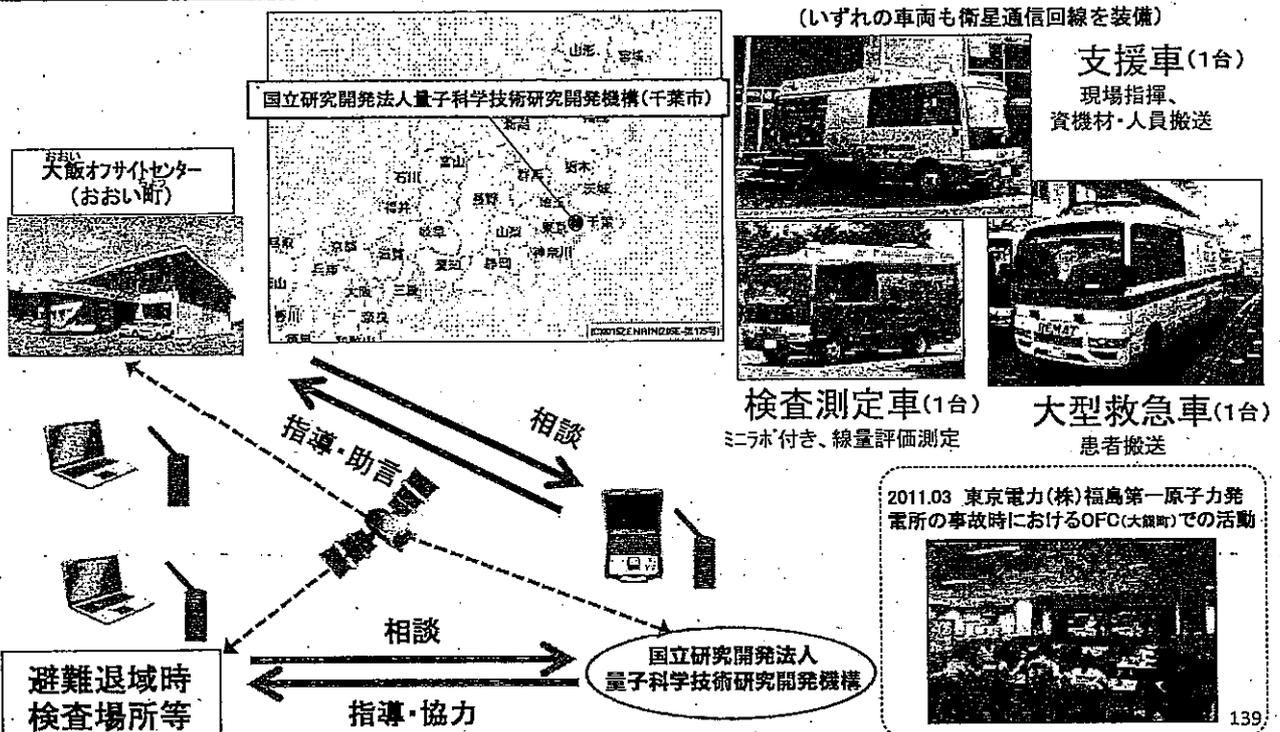
- 福井県、京都府、滋賀県及び原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査場所において住民等の検査及び検査結果に応じて簡易除染を実施。
- 関西電力は、他の原子力事業者の支援を受け、備蓄資機材を活用し、800人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。  
※平成28年8月原子力防災訓練において、発災原子力事業者(関西電力)だけでなく、他事業者(西日本5社相互協力協定)との連携確認として、北陸、中国、四国、九州電力から避難退域時検査場所(あやべ球場)に要員を派遣。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



## 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

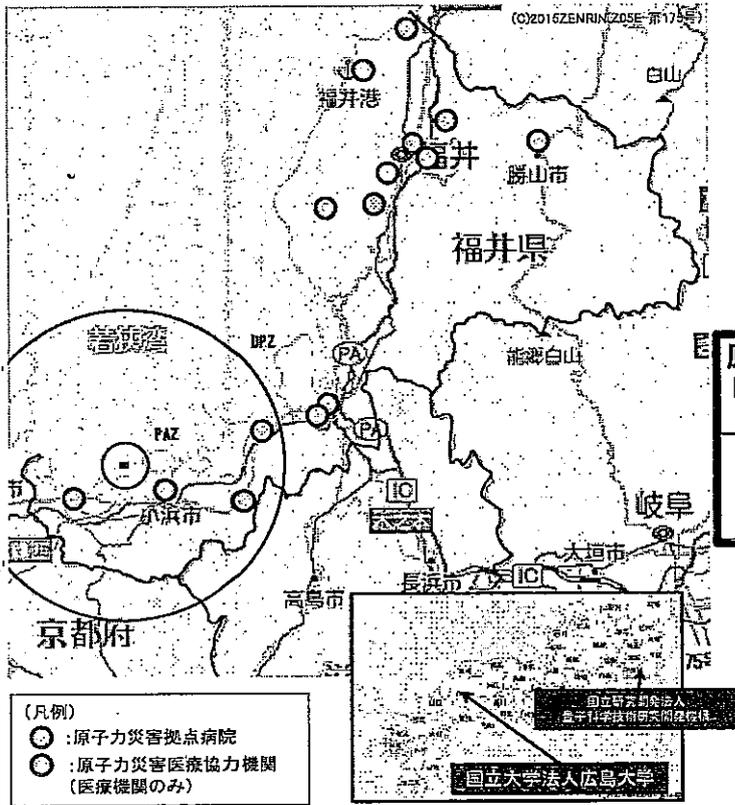
- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフィスセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。





# 福井県における原子力災害時における医療体制

放射線物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



**高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター** ※国が指定  
 【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。

支援

**原子力災害拠点病院** ※県が指定  
 【3医療機関(福井県立病院、福井大学医学部附属病院、福井赤十字病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

**原子力災害医療協力機関** ※県に登録  
 【12医療機関(杉田玄白記念公立小浜病院、若狭高浜病院、若狭町国民健康保険上中診療所等)・3団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

# 京都府における原子力災害時における医療体制

放射線物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



**高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター** ※国が指定  
 【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。

支援

**原子力災害拠点病院** ※府が指定  
 【3医療機関(国立病院機構舞鶴医療センター、京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院)】

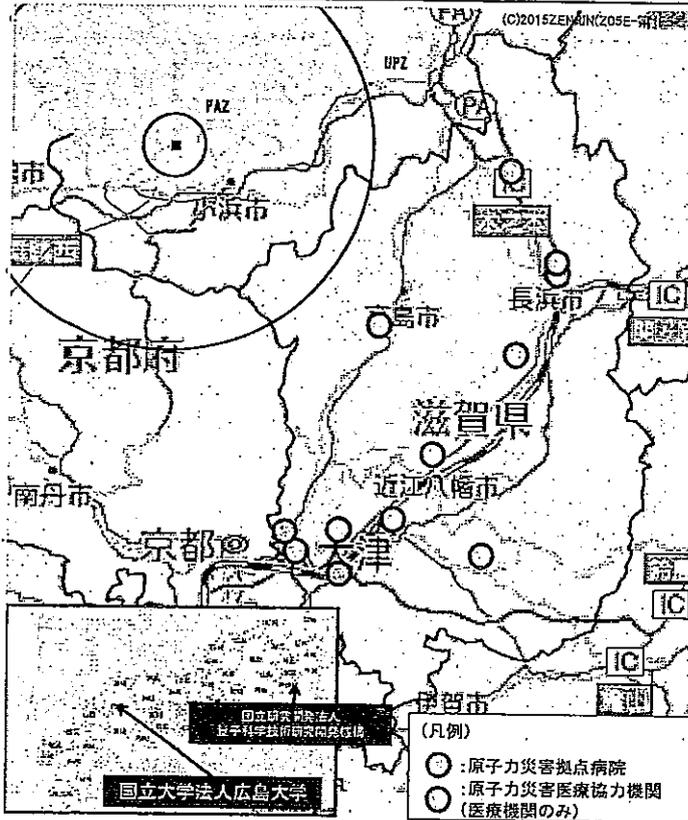
原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

**原子力災害医療協力機関** ※府に登録  
 【15医療機関(国立病院機構舞鶴医療センター、国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院、舞鶴赤十字病院等)・14団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

▶ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



**高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター** ※国が指定  
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。

支援

**原子力災害拠点病院** ※県が指定

【3医療機関(長浜赤十字病院、大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

**原子力災害医療協力機関** ※県に登録

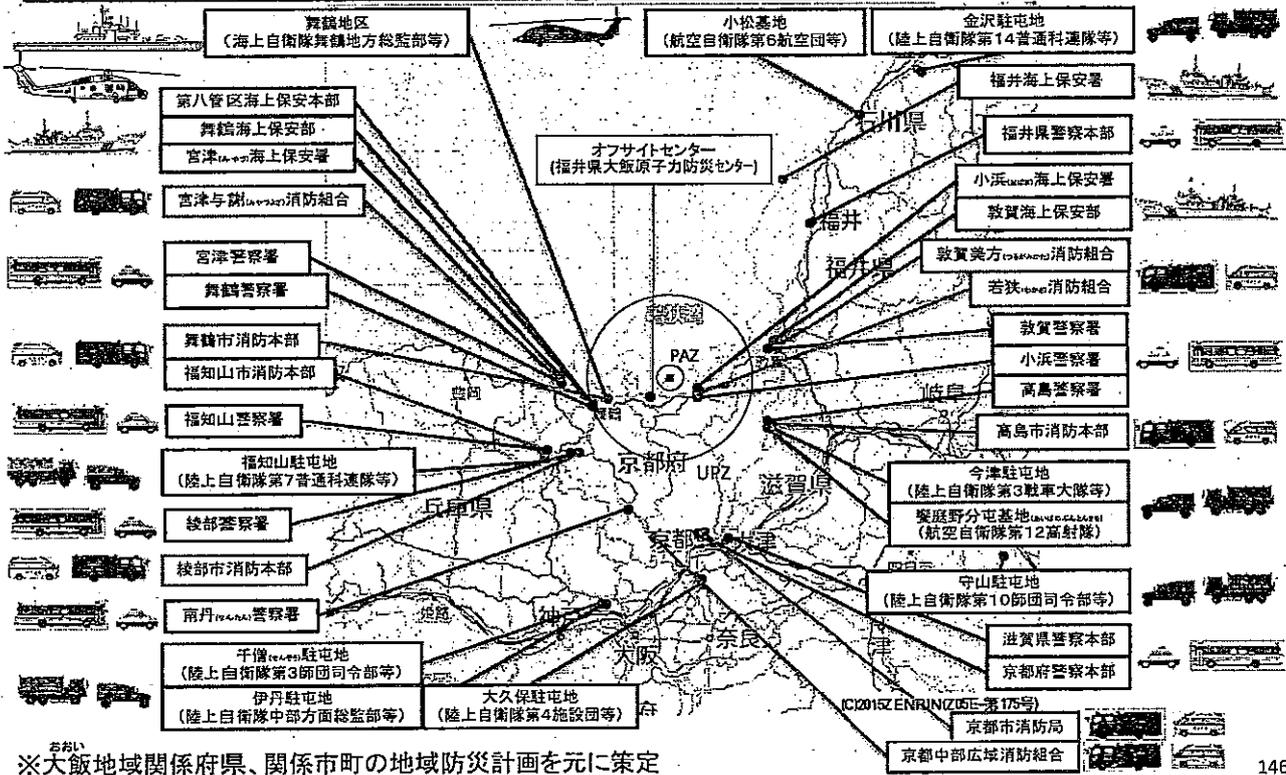
【9医療機関(市立大津市民病院、草津総合病院、済生会滋賀県病院等)・4団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

## 10. 国の実動組織の支援体制

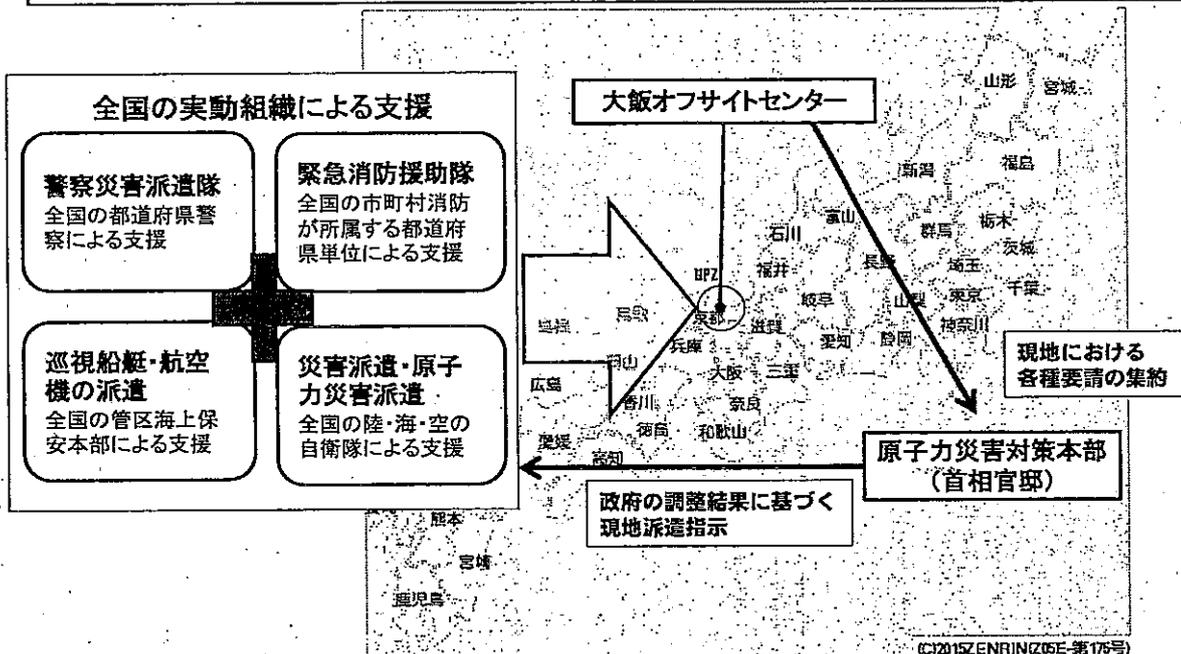
# 大飯地域周辺の主な実動組織の所在状況

▶ 不測の事態の場合は、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。



# 実動組織の広域支援体制

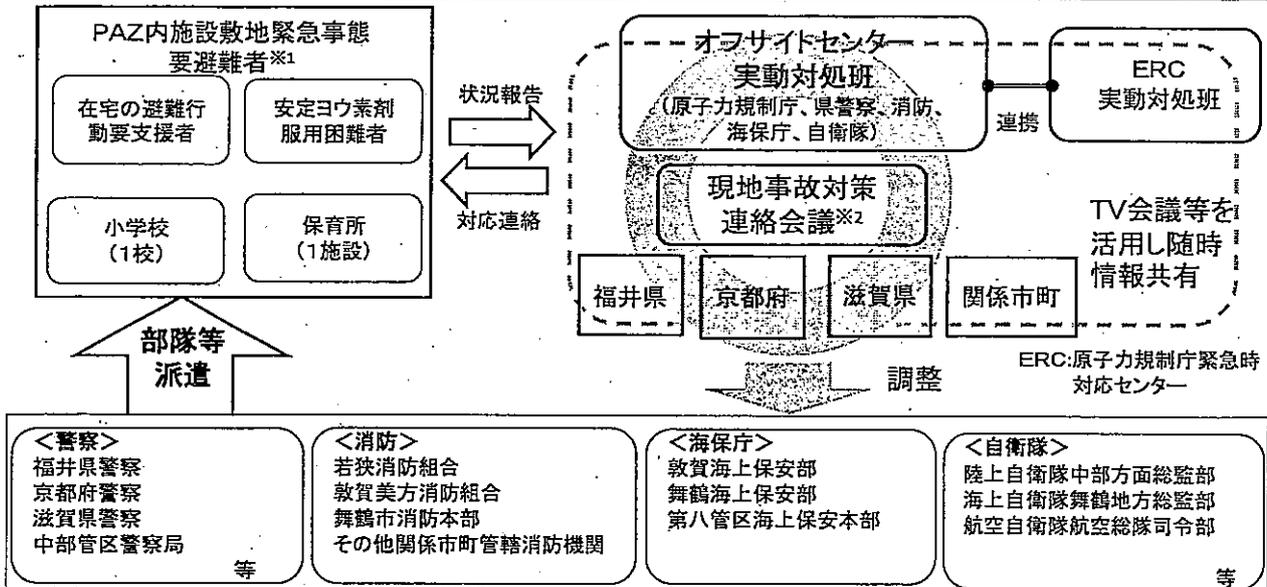
▶ 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、関係府県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。  
▶ 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。



# 施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

➤ 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置(対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ)。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

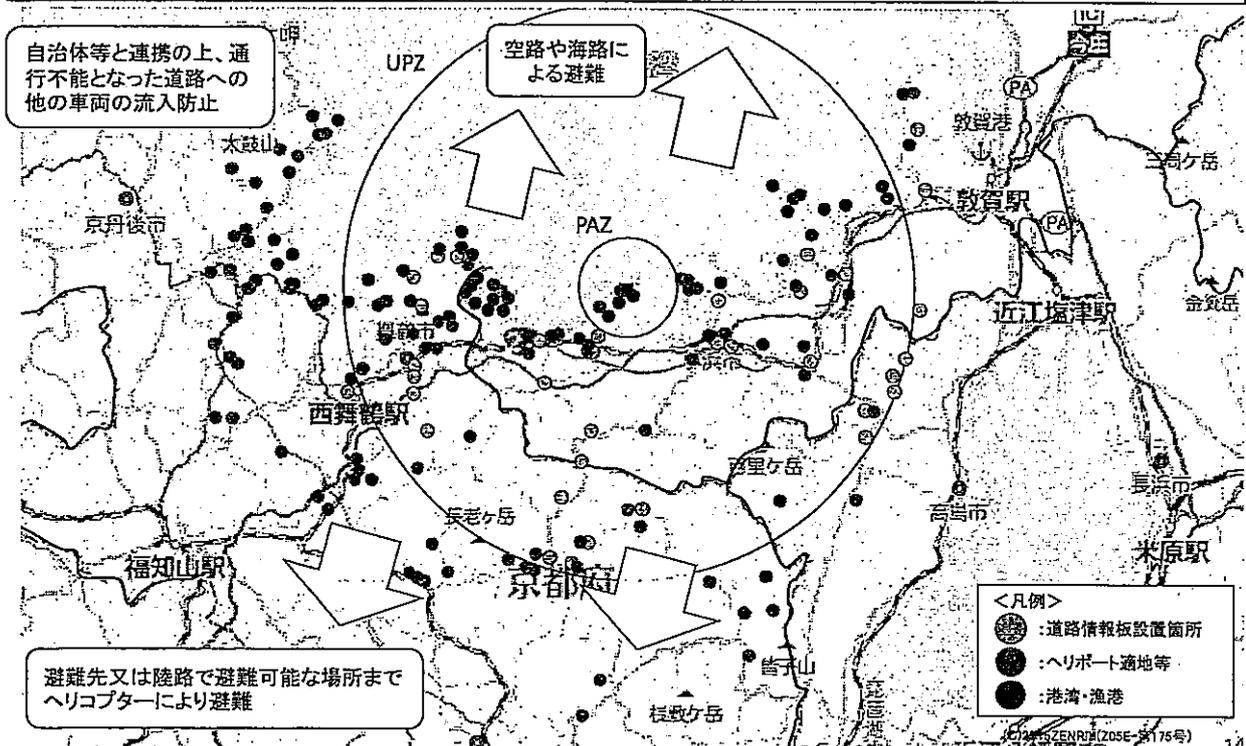
※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施。  
 ⇒ 不測の事態における福井県、京都府、滋賀県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が連携のうえ、迅速な対応体制を構築。



※1 全面緊急事態においては、PAZ内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等を対象  
 ※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

# 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

➤ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、関係府県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。



➤ 福井県・京都府・滋賀県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

**警察組織**

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



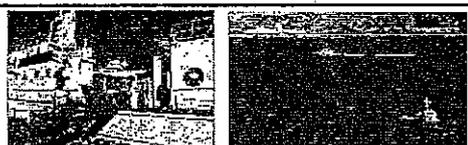
**消防組織**

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



**海上保安庁**

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



**防衛省**

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

